

第二次

生物多様性いちかわ戦略

素案
修正版



(巻頭言記載予定)

目 次

第 1 章 第二次生物多様性いちかわ戦略について	1
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	2
第 2 章 生物多様性とは	6
1. 生物多様性とは	6
2. 生態系の恵みを伝える（生態系サービス）	7
3. 生物多様性の危機	9
第 3 章 計画策定の背景と現況（社会動向・国家戦略の策定）	11
1. 世界の動向	11
2. 国内の動向	14
3. 市川市の状況	16
4. 市民意識の結果	29
第 4 章 市川市のこれまでの取り組み	32
1. 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価	32
2. 生物多様性の保全・再生に向けた取り組み	32
3. 二次戦略の方向性	41
第 5 章 第二次生物多様性いちかわ戦略の体系	42
1. 基本理念・目標年次	42
2. 基本戦略など	44
第 6 章 地域別の将来像（北東部・北西部・中部・南部）	55
1. 各エリアの現状と目標	57
第 7 章 推進体系と進行管理	76
1. 計画の進捗管理方法	76

第1章 第二次生物多様性いちかわ戦略について

1. 趣旨

1.1 策定の背景

- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10：2010年名古屋市開催）において採択された「愛知目標」が2020年に期限を迎えたことから、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催されたCOP15第2部において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- これを踏まえ、国は、従来の「生物多様性国家戦略2012-2020」を改定し、2023年3月に、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を公表しました。
- 本市にあっては、従来の「生物多様性いちかわ戦略（2014年（平成26年）3月公表）」に対し、約10年間の施策、取組みの進捗状況、目標の達成状況等を整理し、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえて、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

1.2 戦略の目的

生物多様性は、生態系の多機能性を支える重要な要素であり、生物多様性の状態を良好に保つことは、私たちが生態系より様々な恵沢（生態系サービス）を享受できる状態になることを意味します。多様な生きものが生息生育することで、生態系がバランスを保ち、その結果として豊かな自然との触れ合い活動や自然を楽しむ観光等が活性化し、地域の魅力向上が図られるなどして、人や社会が良好な状態（well-being）に保たれることが期待されています。

第二次生物多様性いちかわ戦略は、このような観点から、市川市域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を示しています。

※第二次生物多様性いちかわ戦略は、生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）に記載されるとおり、市の「生物多様性地域戦略」として位置付けられるものです。

1.3 戦略のポイント

- 本市の生物多様性を保全するためには、本市が先頭に立って関係施策等を推進することはもちろんのこと、市民、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主

体が、自らの役割を自覚し、相互に連携を図りながら、自発的に生物多様性保全に係る取組みを進めることが重要であり、第二次生物多様性いちかわ戦略は、そのための共通の指針となるものです。

○第二次生物多様性いちかわ戦略については、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に明記された、2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、市川市域において、生物多様性・自然資本を守り活用するための施策、取組みを効果的に推進するための方策を定めています。

1.4 目標とする時期

第二次生物多様性いちかわ戦略の遂行期間については、2026 年度から 2030 年度までを短期目標とし、2050 年度までを長期目標として設定します。

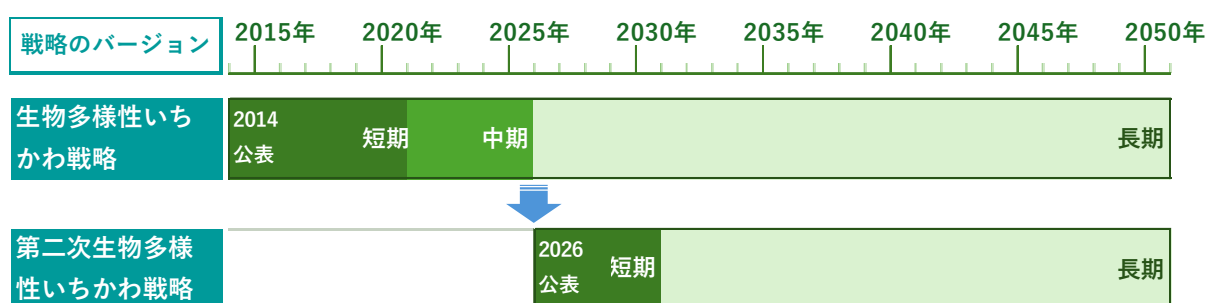


図 1-1 戦略の目標とする時期

2. 位置づけ

2.1 戦略の名称

「第二次生物多様性いちかわ戦略」とします。

※本書では、第二次生物多様性いちかわ戦略を「二次戦略」といい、2014 年 3 月に公表された初版の生物多様性いちかわ戦略を「一次戦略」といいます。

2.2 戦略の対象地域

「市川市全域」とします。

※自然環境や生態系の単位は行政区域と一致しているわけではなく、複数の自治体にまたがるような広域的な課題も多くみられます。例えば、江戸川流域や東京湾三番瀬等については、広域的な戦略である生物多様性国家戦略（以下、「国家戦略」という。）や生物多様性ちば県戦略（以下、「県戦略」という。）に拠って関係機関と協議して対応します。

2.3 戦略の位置づけ

2.3.1 市の施策体系の中での位置づけ

いしかわ戦略については、生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）に基づき策定されたものであり、改定された新たな生物多様性国家戦略2023-2030を基本として、市川市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めています。

市においては、「市川市総合計画」や「第三次市川市環境基本計画」が、いしかわ戦略の上位計画に位置付けられています（図1-2）。

表 1-1 市における「いしかわ戦略」の上位計画の概要

名 称	概要と目標
市川市総合計画	「市川市総合計画」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。 将来都市像：いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いしかわ ～住み続けたいまちを次世代へ～ ※総合計画は2月定例会の議決をもって確定
第三次市川市環境基本計画	市川市環境基本計画とは、市川市環境基本条例（平成10年7月3日条例第30号）に基づく本市の環境分野における総合的な計画です。 基本目標：みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いしかわ

その他、市が策定する様々な行政計画についても、生物多様性に対する配慮の観点から、いしかわ戦略と整合を図っていきます。

図1-2に、これらの関係性について示します。

いしかわ戦略については、各行政計画の中で個別に位置付けられている「自然」や「生物多様性」に関連する施策をネットワーク化し、一体的な推進体制を構築していく役割を果たすことになります。

表 1-2 生物多様性いちかわ戦略の根拠法令と目的

根拠法令	生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）
目的	第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

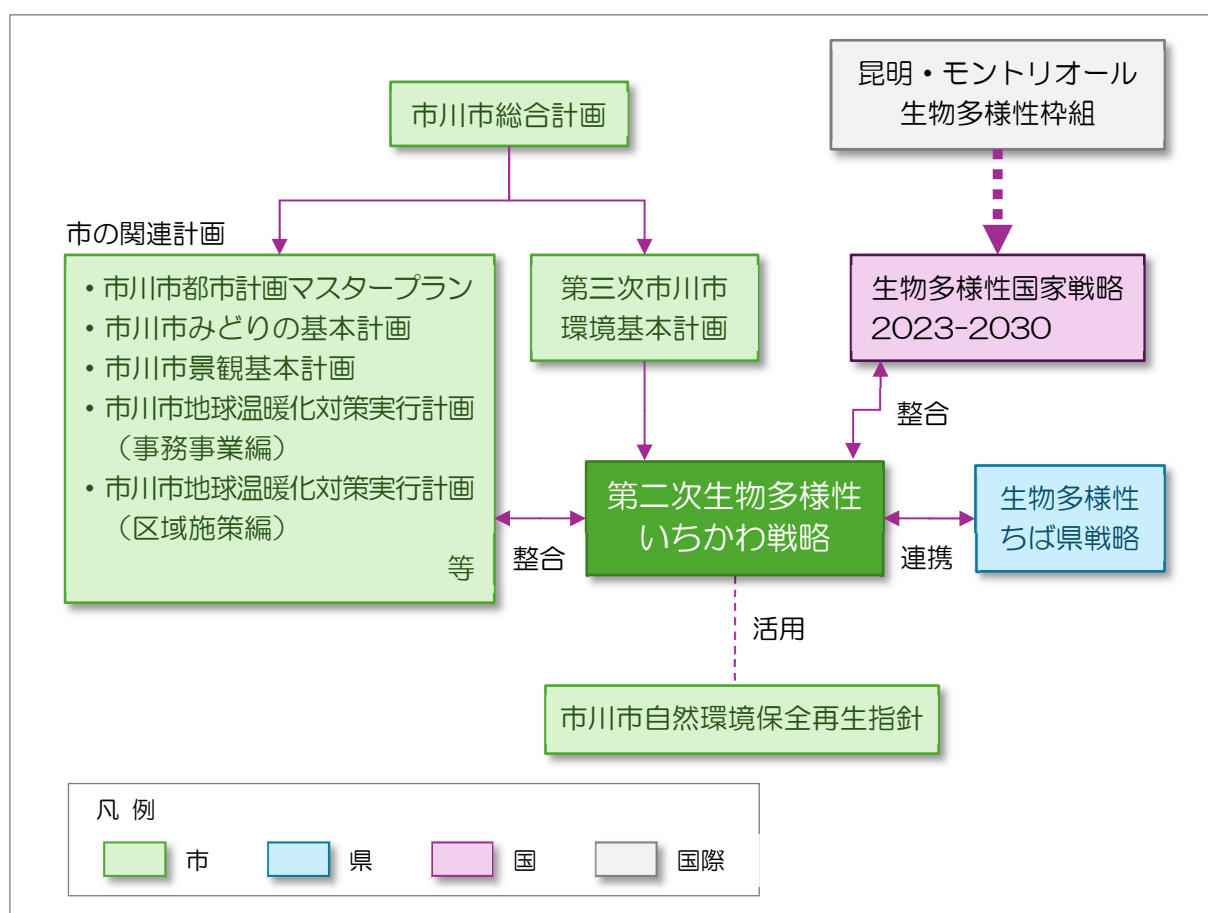


図 1-2 本計画の位置付け

2.3.2 市川市自然環境保全再生指針の活用

市川市自然環境保全再生指針は、専門分野の方から一般市民の意見までを広く取り入れ、市川市の自然環境の現状と課題を整理して、生態系とハビタット（生息環境）単位で評価し、この結果をもとに自然環境を保全再生していくための目標・方針・管理上の配慮事項をまとめています。

いちかわ戦略においては、緑地や水辺などを保全再生していくために活用していきます。

第2章 生物多様性とは

1. 生物多様性とは

わたしたちが暮らすこの地球上には、森林や草原、河川、湿地、海洋など様々な環境があります。これらの環境には、その場に適応した多種多様な生物がいて、それらの生物がお互いに影響をおよぼし合うことによって生態系がつくられています。また、同じ種類の生物の中にも、様々な個性があります。生物多様性とは、このような個性とのつながりのことだと言われています。

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つのレベルがあり、その全てがわたしたちの暮らしに深くかかわっています。

表 2-1 3つのレベルの多様性

区 分	内 容
生態系の多様性	生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。 市川市は、比較的暖かい温帯地域に位置し、台地周縁の崖部にみられる樹林地や谷津田、大小の河川、水辺地から、沿岸・海洋域まで様々な環境がみられ、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。
種間（種）の多様性	種の多様性とは、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。 市川市では、上記生態系の項に示すような多様な環境を反映して、多様な種が確認されています、2001 年度から 2003 年度に行われた「自然環境実態調査」では、植物（維管束植物）1,264 種、哺乳類 15 種、鳥類 193 種、爬虫類 6 種、両生類 13 種、魚類（淡水汽水魚類）67 種、昆虫類 2,535 種が確認されています。
種内（遺伝子）の多様性	遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。 同じ種でも、アサリの貝殻やナミテントウの模様は、個体により様々ですが、これは遺伝子の違いによるものです。また、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られています。

以上のように、自然界の様々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在しています。生物多様性の保全に当たっては、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要となります。

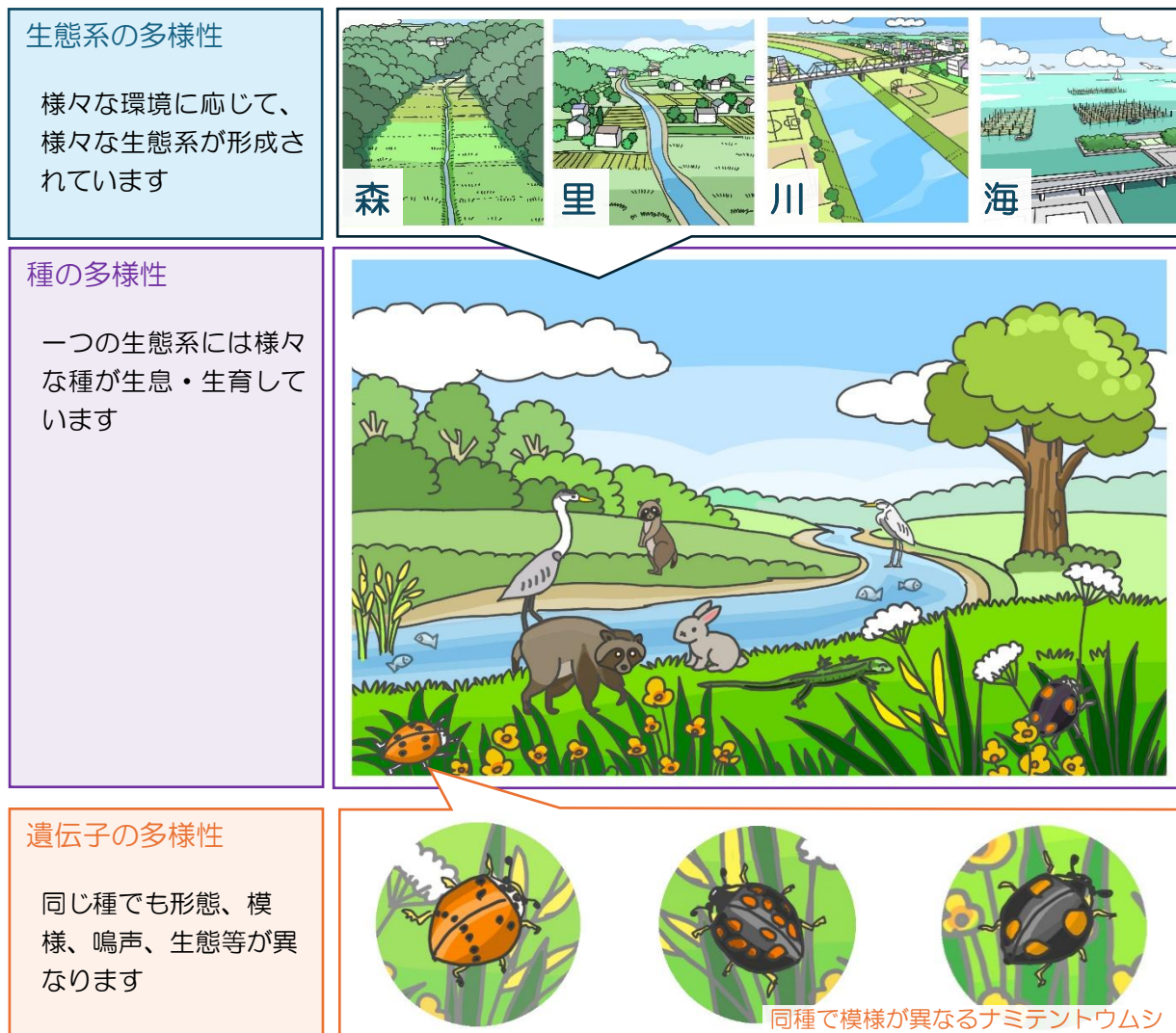


図 2-1 3つのレベルの多様性

2. 生態系の恵みを伝える（生態系サービス）

生物多様性の一員であるわたしたち人間も、毎日食べる米や野菜、肉や魚から、木材や医薬など生物多様性の恵みで暮らし、また、きれいな水や空気、さらには心の安らぎや芸術・文化など様々な生物多様性の恵みを受けています。

現代の豊かで快適なわたしたちの暮らしは、この生物多様性の恵みに支えられており、生物や生命の営みは、無機的環境と一体となり生態系を形成しています。生物多様性の恵みは、「生態系サービス」（図 2-2 参照）ともいわれ「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」に区分されています。

表 2-2 生態系サービス

区 分	内 容	具体例
供給サービス	衣食住にかかわる肉や野菜などの食べ物、繊維・木材から医薬品、さらに石油・石炭も時間を越えてもたらされた生物多様性の恵みです。	穀物、野菜、果物、繊維、木材、医薬品、石油、石炭など
調整サービス	水や大気、土壌などの環境を調節し安定させる機能です。多様な生物につちかわれた環境は、風水害を抑制し土地を安定させます。	気候緩和、大気浄化、地形安定、洪水防止、水質浄化、水源涵養 ^{ひんよう} など
文化的サービス	多種多様な生物・生命との関わりは、人々のここに作用し、癒しや楽しみの源となり、芸術、技術など豊かな文化をもたらします。	やすらぎ、レクリエーション、伝統技術、芸術、芸能、教育、信仰など
基盤サービス	土壌形成や栄養塩循環など、上記3つのサービスが発揮されるための基盤的条件を形成するサービスであり、生態系の健全性と安定性を支える重要な要素です。	土壌形成、一次生産、食物連鎖、栄養塩循環など



図 2-2 くらしを支える生態系サービス

※国連が発表したミレニアム生態系評価報告書による4つの分類を踏襲しています。

3. 生物多様性の危機

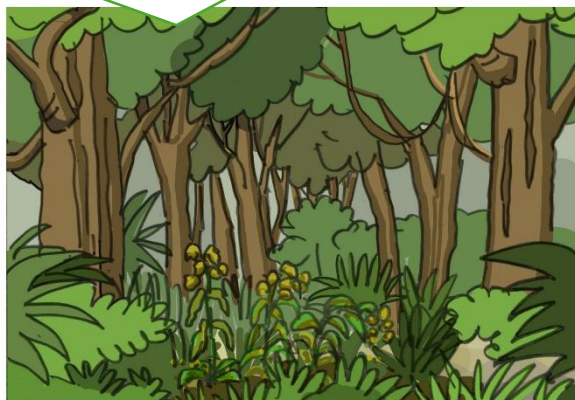
地球上の生物は、自然現象などの影響により過去 5 回の大量絶滅を経験していると考えられています。現在は、「第 6 の大量絶滅時代」ともいわれ、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

「生物多様性国家戦略 2023－2030」では、日本の生物多様性は四つの危機にさらされているとしています。

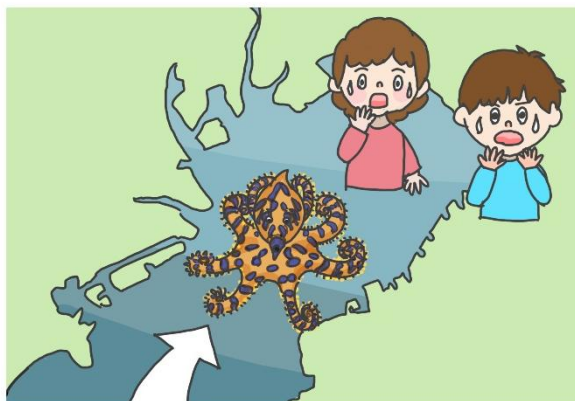
乱獲や開発等の人間活動による危機
[開発により失われる野生動物の生息場所]



自然に対する働きかけの縮小による危機
[管理されなくなった里山で枯死するキンラン]



人間により持ち込まれたものによる危機
[在来生物を捕食するアメリカザリガニ]



温暖化など地球環境の変化による危機
[北上して東京湾で見られるようになったヒョウモンダコ]

図 2-3 日本の生物多様性の四つの危機

表 2-3 日本の生物多様性の四つの危機

区 分	危機の内容
第 1 の危機 (開発など人間活動による危機)	第 1 の危機は、開発や乱獲など、人の活動による直接的な生物多様性への負の影響です。 沿岸域の埋立てや森林の伐採といった開発などによる生息・生育環境の悪化・消失、鑑賞目的や商業目的での個体の捕獲、採取などが含まれます。
第 2 の危機 (自然に対する働きかけの縮小による危機)	第 2 の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる生物多様性への負の影響です。 水田やその周りの薪炭林、採草地などの里地里山は、以前は人の生活に必要なものとして維持され、そのような人の手が加えられた環境に特有の生物を育んできましたが、産業構造の変化などにより里地里山が管理されなくなることで、生息・生育に適した環境が失われつつあります。また、近年、狩猟者の減少などによりニホンシカの数が大幅に増加して、シカの食害により急速に数が減少している生物もいます。
第 3 の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)	第 3 の危機は、外来種や化学物質など、人間が近代的な生活を送るようになったことで持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。 市にも見られるアライグマ、オオクチバス、オオキンケイギクなどの外来種は、人によって本来の生息・生育地から他の地域に持ち込まれた生物のことで、在来種を捕食すること、生息場所や食物を奪うことなどにより、地域固有の生態系を脅かしています。化学物質については、近年、急速に開発・普及が進んだ多くの化学物質が生態系に長期間ばく露される状況が生じています。
第 4 の危機 (地球環境の変化による危機)	第 4 の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。 地球温暖化のほか、強い台風の頻発、降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、さらに、人の生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。例えば、日本国内のヒョウモンダコの分布域は、これまで房総半島以南、小笠原諸島、南西諸島とされてきましたが、近年では市も接する東京湾での目撃例が増えています。 この生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも、正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要があるとされています。

第3章 計画策定の背景と現況(社会動向・国家戦略の策定)

1. 世界の動向

1.1 生物多様性条約

1.1.1 生物多様性条約と締約国会議

○1992年の地球サミットを契機として誕生した「生物多様性条約」については、1993年に発効した後、概ね2年に1度の頻度で締約国会議(COP)が開催されています。締約国会議では、生物多様性条約の3つの目的(生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)の推進のための議論や締約国間の政策的な決定を行っています。

1.1.2 愛知目標とその達成状況

○2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な20の行動目標からなる「愛知目標」が採択されました。

○20の愛知目標の達成状況について、地球規模生物多様性概況第5版(環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2021年3月)によれば、世界全体で6つの目標が「部分的に達成」されましたが、その中で完全に達成された目標はありませんでした。

1.2 昆明・モントリオール生物多様性枠組

○2022年12月にカナダのモントリオールで開催された第15回締約国会議(COP15)では、意欲的なターゲット等に加え、進捗測定の指標、実施報告の仕組み、実施のための資金動員や能力養成など、目標達成のための条件整備を含む、統合的な世界目標として昆明・モントリオール生物多様性枠組が合意されました。

○図3-1に示すとおり、昆明・モントリオール生物多様性枠組は、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030年ミッションとして掲げています。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動について、3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。

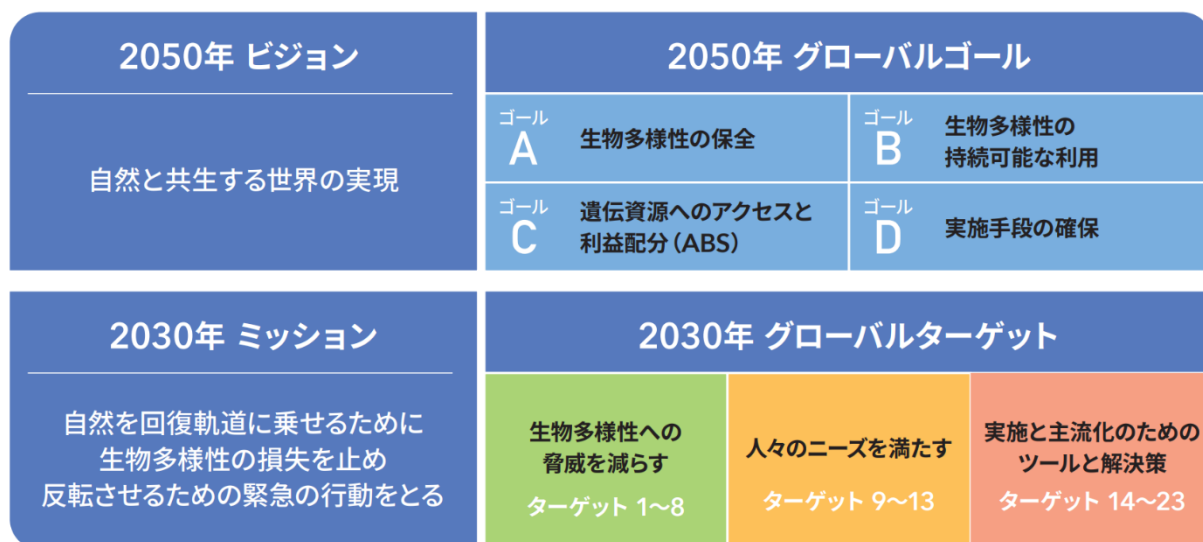


図 3-1 昆明・モントリオール生物多様性枠組の構成

※昆明・モントリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標—（環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2023 年 3 月）を一部改変

1.2.1 ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義され、昆明・モントリオール生物多様性枠組の 2030 年ミッションに考え方が位置付けられるとともに、我が国の生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2030 年に向けた目標としても位置づけられています（図 3-2）。

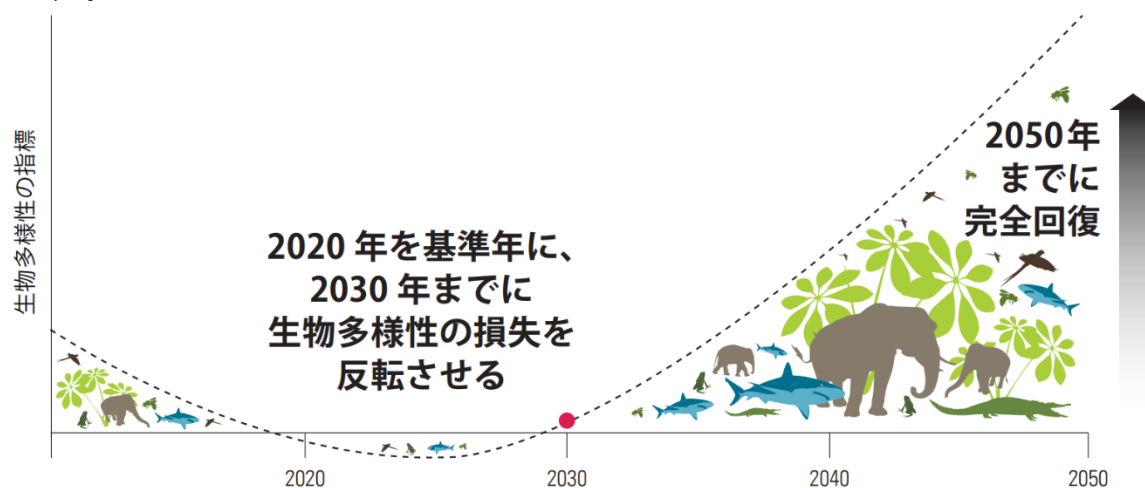


図 3-2 2030 年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標

出典）生きている地球レポート 2022 ネイチャー・ポジティブな社会を実現するために（世界自然保護基金、2022 年 10 月）

※上記出典の図は、以下の文献を一部改変して作成しています。

元文献）A Nature-Positive World: The Global Goal for Nature (Locke et al., 2021 年 4 月)

1.2.2 30by30（サーティ・バイ・サーティ）

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030 年グローバルターゲット「生物多様性への脅威を減らす」の3つ目に、2030 年までに、陸域（含む内陸水域）と海域（含む沿岸域）の少なくとも 30%以上を保全・保護することを掲げており、これを 30by30 と呼んでいます。

我が国では昆明・モントリオール生物多様性枠組の合意に先立ち、2021 年6月の G7 サミットにおいて、G7 各国とともに 30by30 を目指すことに合意しました。



【OECD ロゴマーク】

「30%」という数字は、生物多様性や生態系サービスを確保するために必要とされる数字です。これを実現するためには、従来の保護地域（国立公園等）における取り組みに加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECD：Other Effective area-based Conservation Measures）を増やしていくことが期待されています。OECD とは、民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域を指しており、公有地はもとより企業等の民間の所有地等における、民間による取り組みが達成のための重要なカギとなります。



図 3-3 保護地域（オレンジ）と OECD（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

※保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している。

出典）昆明・モントリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標—（環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2023 年 3 月）

2. 国内の動向

2.1 生物多様性国家戦略 2023-2030

2.1.1 生物多様性国家戦略の位置づけ

○生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約第6条に基づき、締約国が策定する戦略のことです。

○我が国では、2008年に生物多様性基本法（2008年6月6日法律第58号）が施行されて以降、同法第11条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられており、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される、生物多様性に関する最も基本となる戦略です。

2.1.2 生物多様性国家戦略 2023-2030 と概要

1) 位置づけ

○生物多様性国家戦略 2023-2030 については、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、2023年3月に閣議決定されました。

○2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略になります。

2) ポイント

○生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」に対して統合的な対応を行うことや、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革について強調して記載されています。

○30by30 目標の達成等の取組により、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することが記載されています。

○自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）を推進していくことが記載されています。

2.1.3 生物多様性のための 30by30 アライアンスと本市の取組み

1) 生物多様性のための 30by30 アライアンス

30by30 の目標達成に向け、現状の保護地域を拡充する取組みとともに、民間等によって保全されてきたエリアを OECM として認定する取組みを進めるため、有志の企業・自治体・団体により、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」が発足しました（図 3-4）。

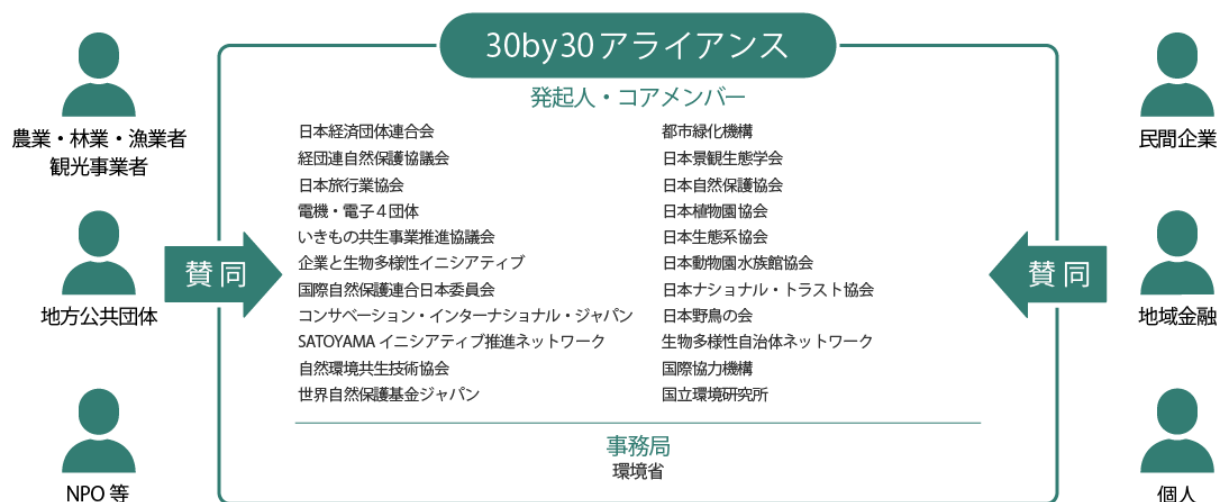


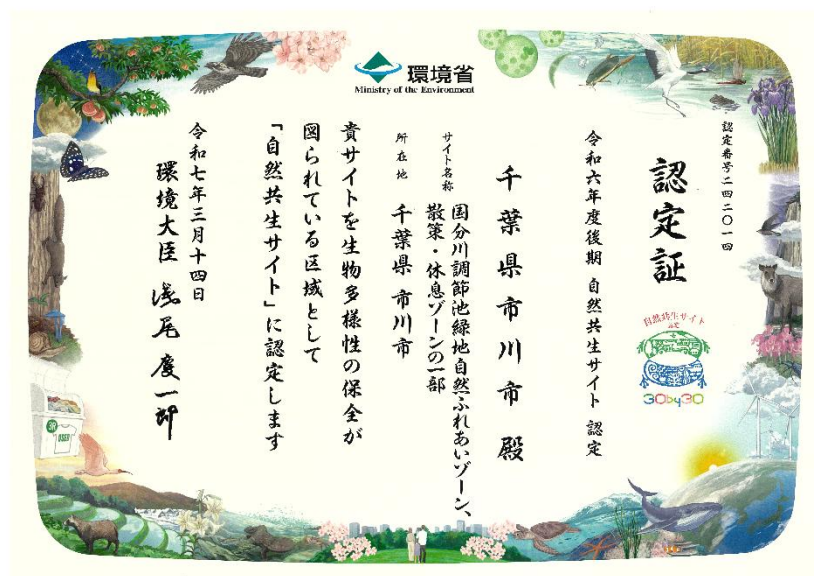
図 3-4 アライアンスの全体構造イメージ

出典) 環境省 HP (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/entry/>)

2) 本市の取組み

○本市では、2025 年から「生物多様性のための 30by30 アライアンス」に参加しており、市内において、生物多様性の価値を有し、様々な取組によって生物多様性の保全が図られている区域を増やす取組みを行っています。

○2025 年 3 月 14 日には、国分川調節池緑地の一部が、市内で初めて「自然共生サイト」に認定されました。



3. 市川市の状況

3.1 自然環境の概要

3.1.1 位置・地形

市川市は、千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對しています（図 3-5）。

地形的には、関東平野南部に位置し、市の北部・東部は千葉県北部に広がる下総台地の一部であり、市の西部・南部は東京の下町と呼ばれる地域に続く広い沖積平野の一部となっています（図 3-6）。北部に広がる台地には、国分谷・大柏谷と呼ばれる二つの大きな谷がそれぞれ北方向・北東方向に伸びており、そこからさらに細かく枝分かれした「谷津」と呼ばれる細い谷が形成されています。市域の中央部にある砂質の高まり「市川砂州」には「市の木」であるクロマツが群生し、市の代表的景観を形成しています。台地の南側から東京湾岸にかけて、最高でも標高約 5m、大部分が 2m 以下という低地が広がっています。また、海岸付近は 1955 年以降の埋め立てにより造成された土地です。

都心から、約 20 km の圏内にあり、文教・住宅都市として発展しています。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR 総武線などの鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っています。2018 年 6 月に東京外環自動車道（三郷南 IC～高谷 JCT）及び、国道 298 号（国道 6 号～国道 357 号）が南北方向に開通しました（図 3-7）。



図 3-5 市川市の位置

出典）市公式 Web サイト（<https://www.city.ichikawa.lg.jp/pla01/1521000005.html>）

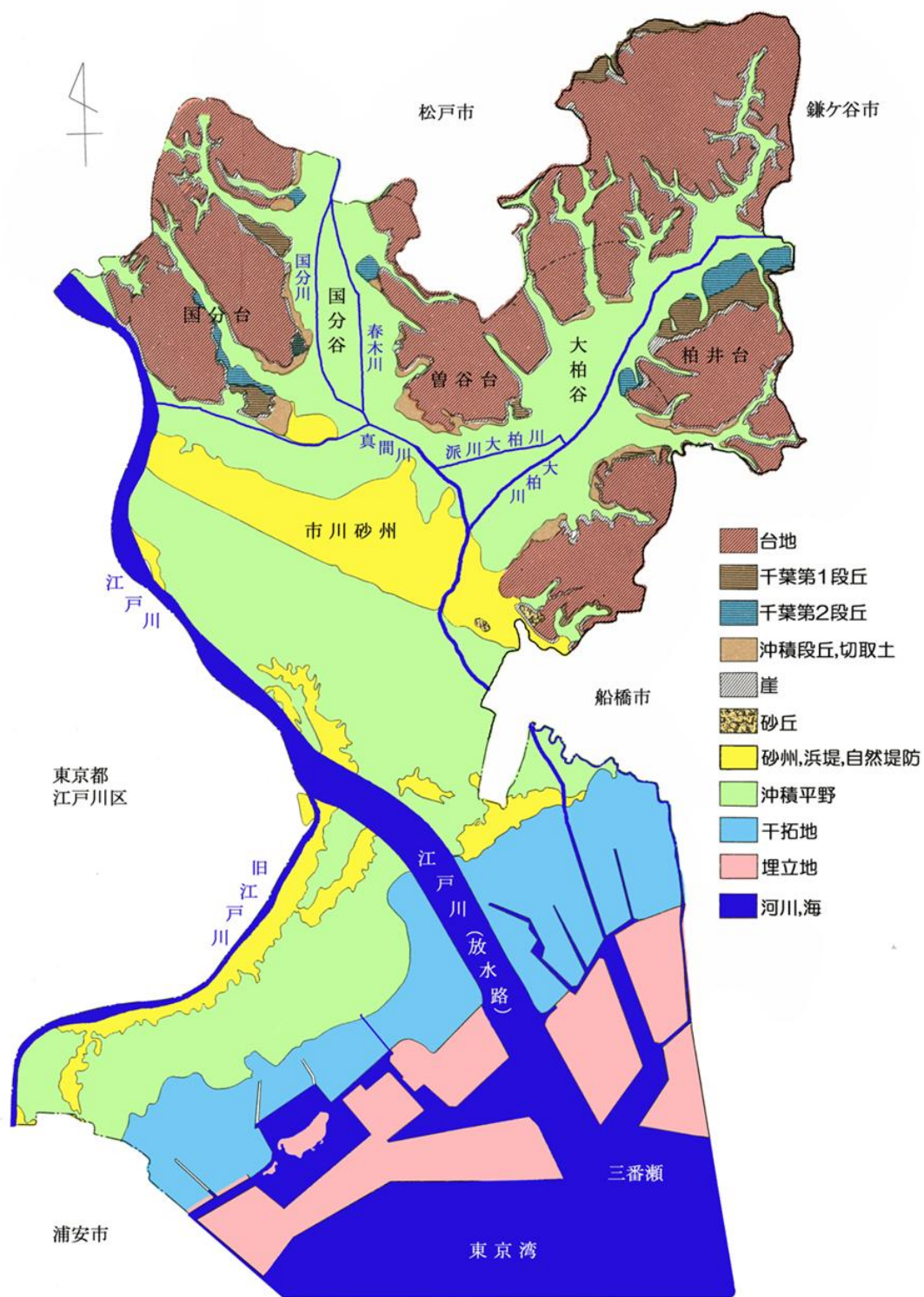


図 3-6 市川市の地形分類図
※市川市史第1巻 1971 を一部改変

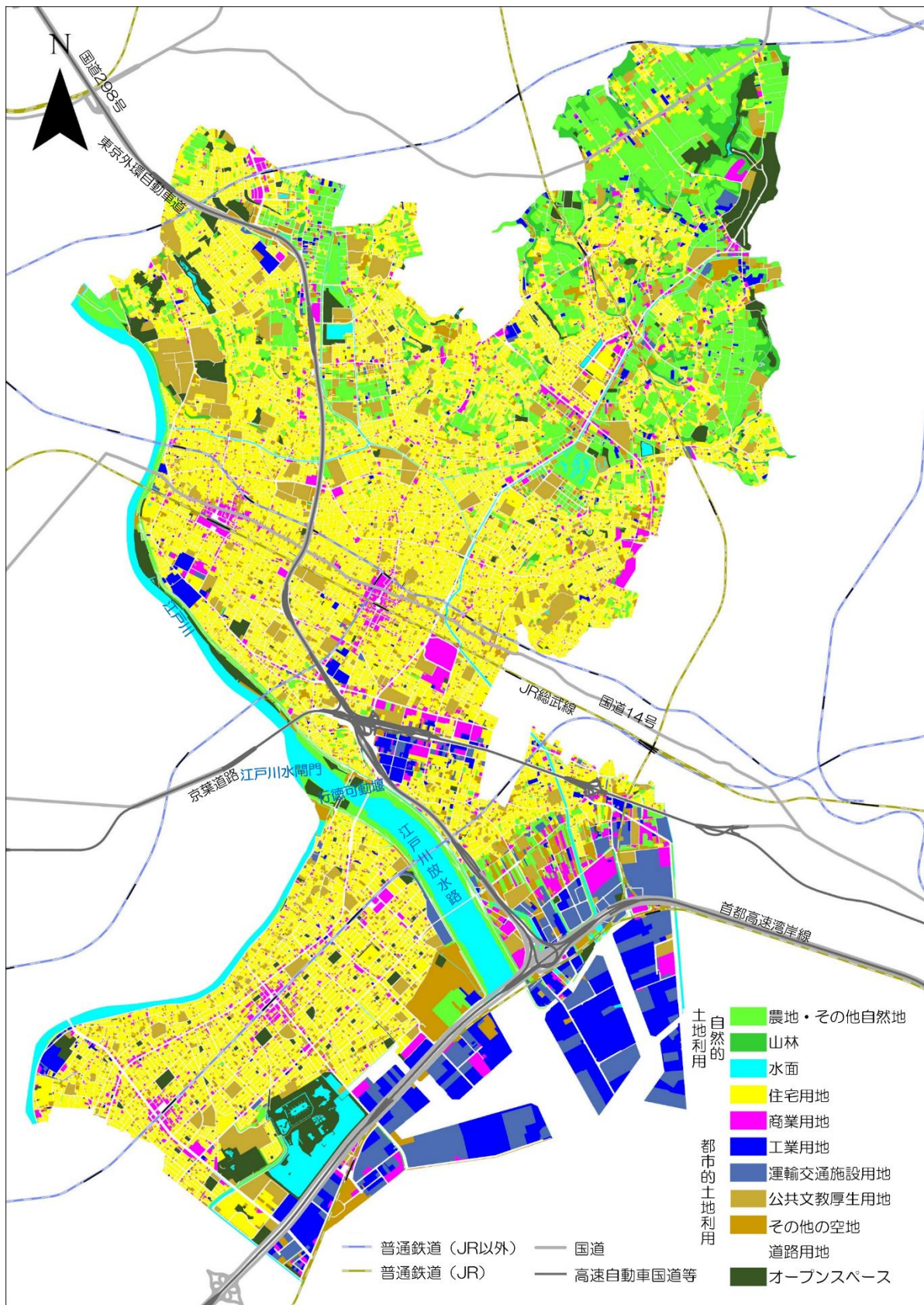


図 3-7 市川市土地利用分布

3.1.2 水系

9本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。江戸川は、野田市で利根川より分流し、上下水道や工業用水等の水源となっています。上流から流れてきた水は、通常時は西側の江戸川水閘門^{すいこうもん}から旧江戸川へと流れ、浦安市と江戸川区の間を経て東京湾に注いでいます。

行徳可動堰^{かどうげき}から下流の江戸川（通称：江戸川放水路）は大正の終わりに開削された人工河川です。この部分は、台風などの増水時に可動堰のゲートが開けられる以外は仕切られており、海水域となっているため、川というよりは東京湾の細長い入り江のような環境になっています。

このほか、市域には江戸川の主要な支川のひとつに当たる真間川水系である、市川市域を東西に流れる真間川とその真間川に注ぎ込む国分川、春木川、大柏川、派川大柏川があります。これらの河川は江戸川や東京湾へと注いでいます（図3-6）。

3.1.3 気象

市川市の過去10年間（2015年～2024年）の年平均気温は16.7℃で、月別の最低平均気温は1月の5.7℃、最高平均気温は8月の27.9℃です。

年間平均降水量は約1,296mmで、秋に多く、冬に少ない傾向です（図3-8）。

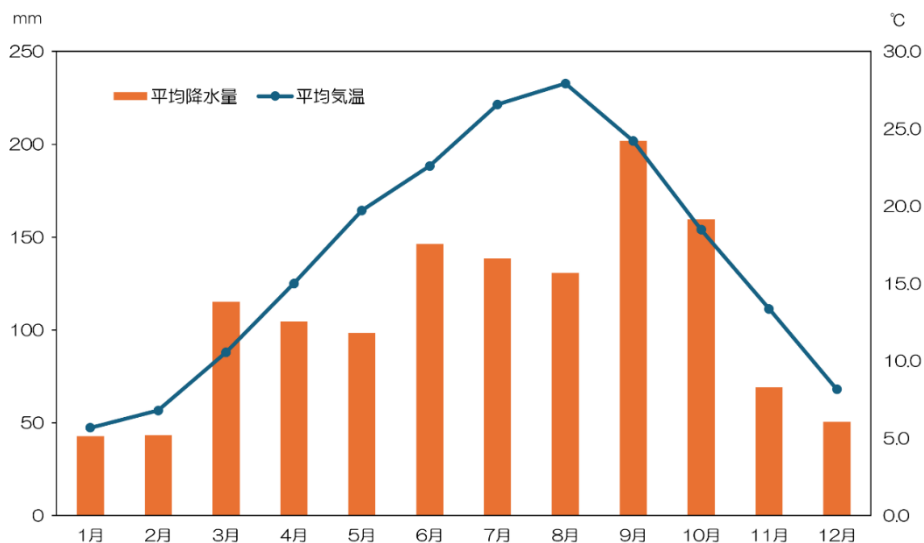


図3-8 市川市の過去10年間の平均降水量、平均気温の推移
※市川市統計年鑑（平成29～令和7年版）をもとに作成

3.1.4 土地利用

土地利用面積の現況は、2001 年から 2021 年の 20 年間で、自然的土地利用が大きく減少し、道路用地や運輸施設用地、公園緑地等が増加しています（図 3-9）。

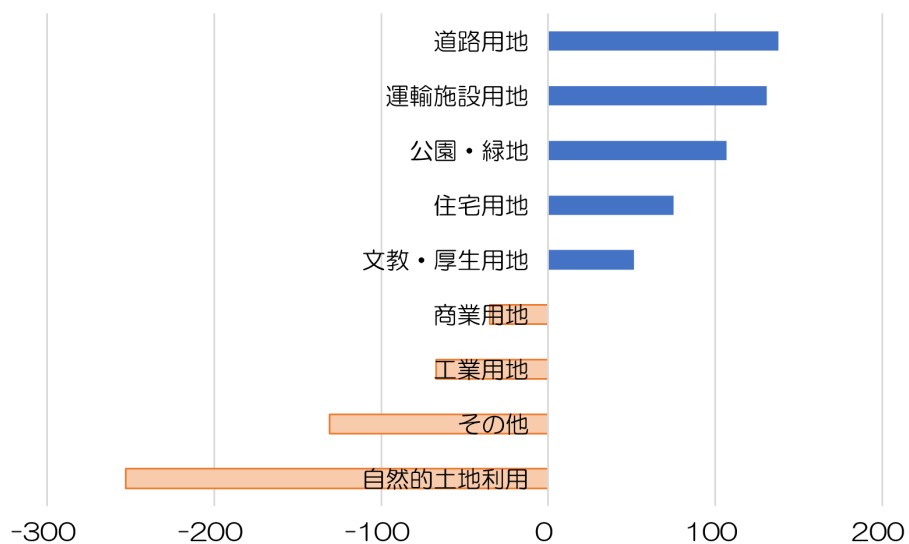


図 3-9 土地利用面積の増減（2001 年→2021 年）

3.2 市川市の生物多様性

市川市内には、樹林地や緑地、谷津河川や海辺の水辺環境まで様々な自然環境が



緑地



社寺林



クロマツ

樹林地、緑地

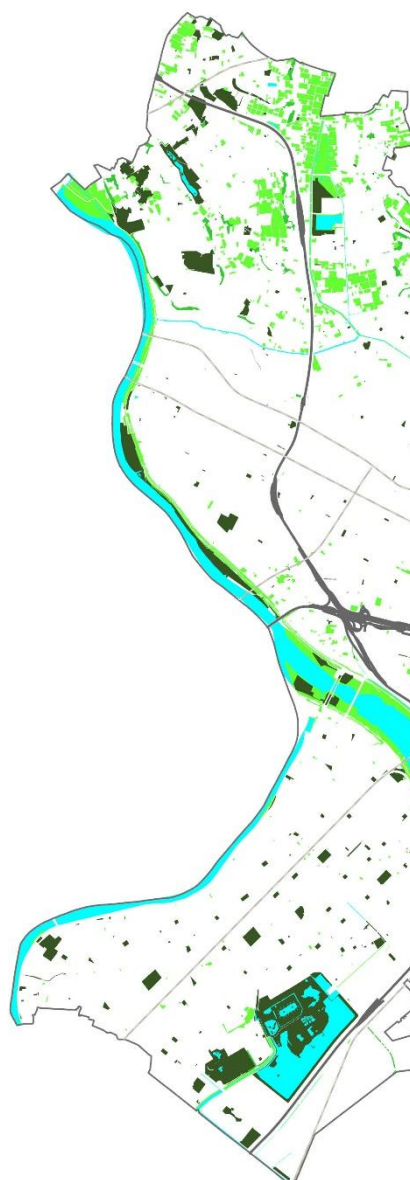
北部の台地斜面を縁取るようにわずかに小規模な斜面林等が残されており、管理方針を策定することで緑地や公園として保全されています。北西部には緑地が広がっており、里見公園、国府台緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園、堀之内緑地、じゅん菜池緑地などを結ぶ緑の回廊を形成しています。

砂州

市の中央部にある砂質の高まりを「市川砂州」と呼び、今の低地が海だったところに台地の縁が波で削られ堆積してできた地形です。砂州の上に帯状に群生していたクロマツは市の木であり、現在は保存協定制度により保全・育成がされています。

河川

市域では江戸川とその支川である真間川水系の河川があります。真間川流域の総合治水対策として国分川調節池や大柏川第一調節池が整備され、治水機能だけでなく、市民の憩いの場としても活用されています。また、大柏川では「多自然川づくり」も実施しています。



河川



調節池



多自然型護岸

みられます。



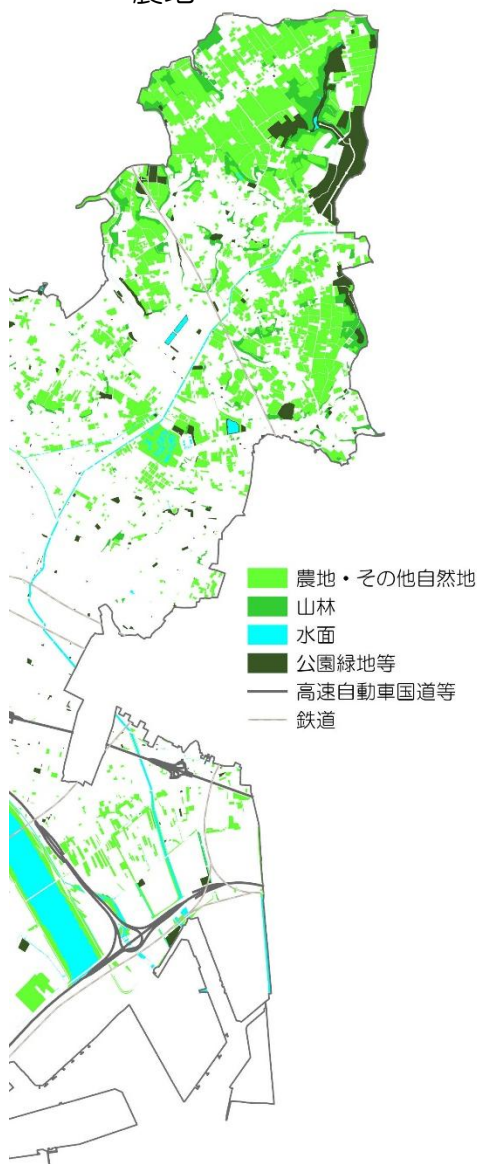
農地



梨園



谷津



台地、谷津

市川市域の北部は台地が広がっており、北方向、北東方向に大きな谷が伸びています。この大きな谷から台地に向かって多くの細い谷が入り込んでおり、「谷津」と呼ばれる細長い谷地形が形成されています。谷津の両側は急峻な斜面林となっており、斜面林の裾からは湧水が多くみられます。この湧水は谷津の周りに広がる梨園の土に雨水がしみこむことで生み出されています。

海辺

20世紀半ば以前の東京湾海岸沿いの海岸湿地性の自然環境は、1960年代以降の埋め立て等の開発により、急激に消失しました。現在は湿地や干潟に生息する生物の保護のため、行徳鳥獣保護区の造成や三番瀬を望む塩浜の親水事業として干潟の再生を目指す取り組みが行われています。

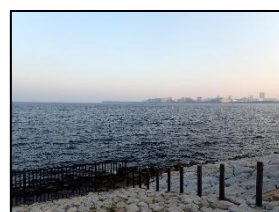
沿岸部はまた、江戸川の洪水回避のための江戸川放水路があります。海水の入り江となっており、水際は干潟となり、一部はヨシ群落の塩性湿地となっています。



放水路



可動堰



三番瀬

3.3 生物相の概略

3.3.1 動植物

1) 自然環境実態調査

本市ではこれまでに様々な生物調査を行いました。2001 年度から 2003 年度に行われた「自然環境実態調査」では、植物（維管束植物）1,264 種、哺乳類 15 種、鳥類 193 種、爬虫類 6 種、両生類 13 種、魚類（淡水汽水魚類）67 種、昆虫類 2,535 種が確認されました。

3.3.2 天然記念物

1) 千本公孫樹（国指定 1931 年 2 月 20 日）

葛飾八幡宮（市川市八幡）

2) 伊弉諾（イザナギ）神社ハリギリ（市指定 1979 年 4 月 24 日）

伊弉諾神社（市川市堀之内）

3) 愛宕神社イチョウ（市指定 1983 年 11 月 3 日）

愛宕神社（市川市北国分）

4) 禅照庵マキ（市指定 1983 年 11 月 3 日）

禅照庵（市川市北国分）

5) ヒメアカネ（市指定 1976 年 6 月 13 日）

大町公園（市川市大野・大町地区）

6) ヒヌマイトトンボ（市指定 1976 年 6 月 12 日）

江戸川の左岸（市川市稲荷木）、河川敷のアシ原



千本公孫樹

3.3.3 希少な動植物

1) 絶滅危惧種

2021年に発行された「市立いちかわ自然博物館だより」（自然博物館だより | 市公式 Web サイト）では、環境省レッドリスト掲載種のうち、両生類のアカハライモリ（準絶滅危惧）、魚類のゼニタナゴとアオギス（絶滅危惧ⅠA類）、キンブナとミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類）はすでに市川市域で絶滅したとされています。また、市川市内の絶滅危惧種として、魚類6種、鳥類36種、昆虫64種、貝類13種、植物58種が挙げられています。

絶滅危惧種の保全に向けた取り組みは非常に複雑であり、個々の種にこだわるよりも、今残る自然環境をひとまとまりのものとして保全することが結果的に多くの絶滅危惧種の保全につながると考えられます。市川市域では、長田谷津や江戸川放水路、行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川、内陸の水辺（調節池、公園等）、北部の樹林にて多くの絶滅危惧種が生育、生息していると考えられます。これらの場所を保全し、そのうえで個々の絶滅危惧種に必要な環境を維持、創出する対応が必要です。

市川市でみられる絶滅危惧種（例）



トビハゼ



チュウヒ



ナゴヤサナエ



キンラン

2) イノカシラフラスコモ

イノカシラフラスコモは、1957 年に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻という藻類の一種で、日本固有の種です。2016 年 5 月に再発見されるまで、井の頭公園では生育がみられなくなり、長い間絶滅したと考えられていました。ところが、1986 年に市川市中国分のじゅん菜池緑地にあるじゅん菜育成池において、本種の自生が確認されました。

イノカシラフラスコモは、環境省では絶滅危惧ⅠB 類（第 5 次レッドリスト）として、千葉県では最重要保護 A（千葉県レッドデータブック植物・菌類編 2023 改定版）に指定されています。



イノカシラフラスコモ

出典) 市公式 Web サイト

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env02/1521000004.html>)

3.3.4 外来生物

市内では特定外来生物としてアライグマやカダヤシ、アカボシゴマダラ、条件付特定外来生物であるアカミミガメやアメリカザリガニなどが確認されています。そのほか、特定外来生物ではありませんが、農作物への農業被害や住宅への侵入による家屋の破損や汚染問題が問題となっているハクビシンや、近年市内で多く生息し、生態系への影響が問題となっているナガミヒナゲシが確認されています。

市川市に生息する主な特定外来生物



アライグマ



カミツキガメ



アカミミガメ



アメリカザリガニ



ウシガエル



オオクチバス
(環境省提供)



カダヤシ



ブルーギル
(環境省提供)



アカボシゴマダラ



セアカゴケグモ



アレチウリ



オオカワヂシャ
(環境省提供)



オオキンケイギク



オオフサモ
(環境省提供)



ミズヒマワリ

市川市に生息する外来生物



ハクビシン



ナガミヒナゲシ

特定外来生物と被害予防の取組み



外来生物法とは？

- 我が国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）」が平成 17 年 6 月 1 日から施行されています。
- この法律は、特に生態系や農業生産に被害を与えたり、市民生活に影響を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」に指定し、その取扱いを制限するとともに、被害が拡大することを防ぐための対策を定めることを目的として制定されました。



市川市にはどんな種がいるの？

(1)特定外来生物

- 外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- 特定外来生物に指定されると、飼育、保管、運搬、譲渡、新たに野外に放つことなどが原則として禁止されます。
- 本市では、アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル等の動物種、アレチウリ、オオカワデジャ、オオキンケイギク等の植物種が確認されています。

(2)条件付特定外来生物

- 特定外来生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称です。
- 現時点で指定されている種はアカミミガメとアメリカザリガニの 2 種のみです。この 2 種は広くペットとして飼養されてきた経緯があり、一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可無しで行うことができます。この 2 種は市内全域で確認されています。

《本市で確認された特定外来生物》

《本市で確認された条件付特定外来生物》



市川市の取組み

- 国や県、本市では、外来生物による被害予防として、「入れない」「捨てない」「拡げない」の 3 原則を呼び掛けています。また、特定外来生物を駆除した場合の情報提供をお願いしています。
- 詳細については、「市川市外来生物対策マニュアル」や市公式 Web サイトをご確認ください。

参考にした図書等

- ・市川市外来生物対策マニュアル（市川市環境部，令和 6 年 2 月）
- ・市公式 Web サイト（<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env02/1541000004.html>）ほか

4. 市民意識の結果

市川市では生物多様性の認知度や市内の自然に関する意識、自然環境講座等についてのアンケート調査を行っています。

結果概要

- 生物多様性という言葉は認知されているが、市川市での取り組みの認知度が低い
- 市民の自然環境の保全に関わる活動への関心・意欲は高いものの、実際に活動するにあたっての課題がある
- 子ども、大人共に生物多様性に興味を持ってもらうためには、市の施策として自然にふれあう機会の創出が求められている

○ 生物多様性という言葉は認知されているが、市川市での取り組みの認知度が低い

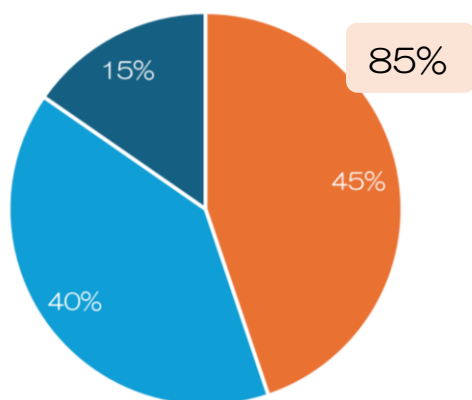


図 3-10 生物多様性の認知度

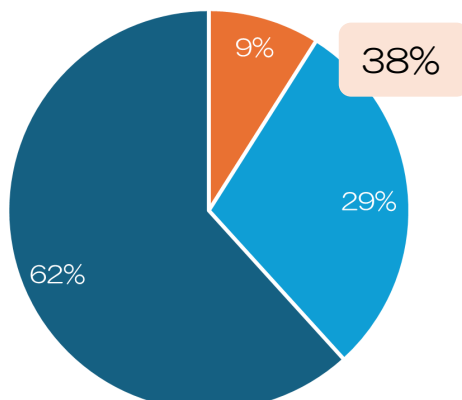


図 3-11 「生物多様性いちかわ戦略」の認知度

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

○市民の自然環境の保全に関わる活動への関心・意欲は高いものの、実際に活動するにあたっての課題がある

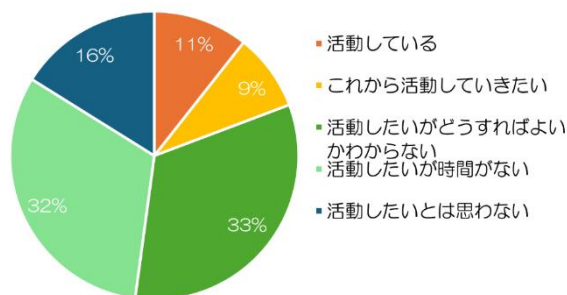


図 3-12 自然環境の保全に関わる活動への参加の意欲

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

○子ども、大人共に生物多様性に興味をもってもらうためには、市の施策として自然にふれあう機会の創出が求められている

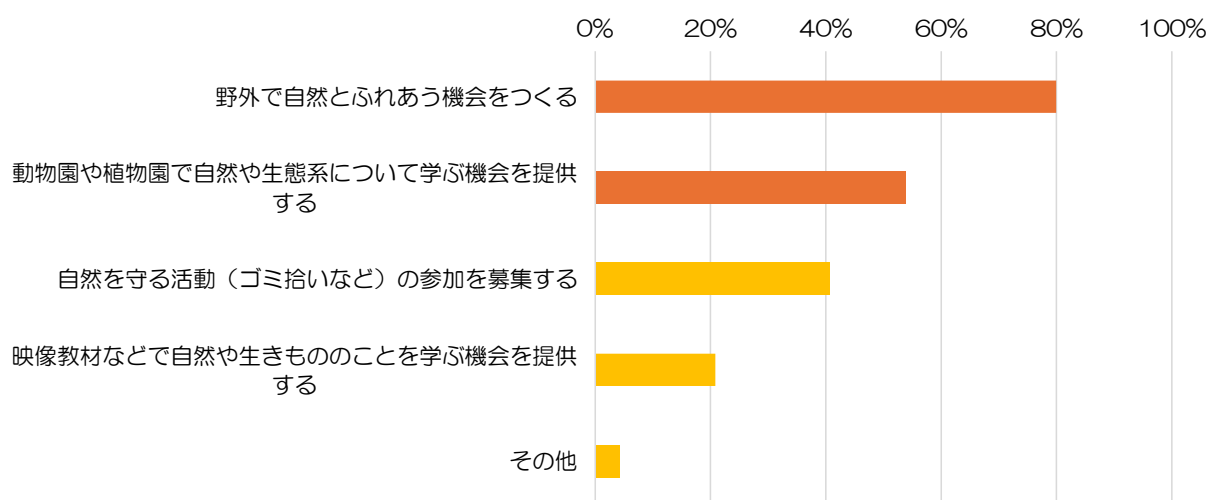


図 3-13 子どもに生物多様性に興味を持ってもらうために市の施策として必要だと思うこと

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

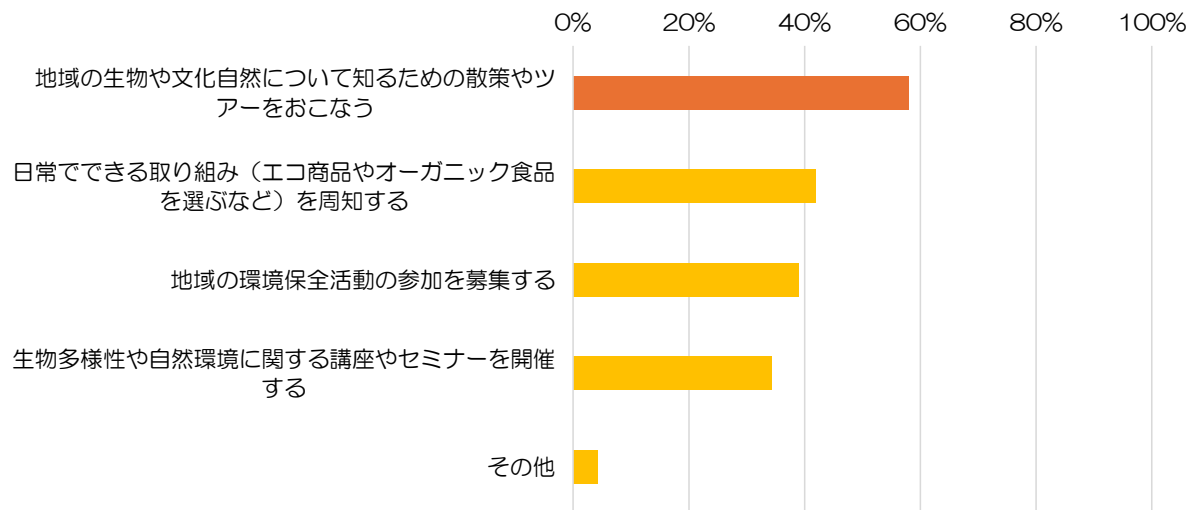


図 3-14 大人に生物多様性に関心をもってもらうために市の施策として必要だと思うこと

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

第4章 市川市のこれまでの取り組み

1. 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価

2025 年を短期・中期目標とした「一次戦略」は、4つの基本戦略、12本の行動計画、37本の指標が設定されており、これは、生物多様性をとりまく、「人」、「自然」、「文化」それぞれのつながりにより、生物多様性に取り組むためのもので、各施策のすべてに指標が設定されています。

指標それぞれについて4つの基準にあてはめて評価を行いました。

この評価の中で、「順調に進捗している(A 評価)」の指標は 20 本、進捗に遅れがある(B 評価)の指標は 16 本、進捗の把握ができていない(C 評価)の指標は 1 本、指標の見直しが必要である(R 評価)の指標は 0 本となりました。(資料編 p94 参照)

表 4-1 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価

評価基準	評価	指標数
順調に進捗している	A	20 本
進捗に遅れがある	B	16 本
進捗の把握ができていない	C	1 本
指標の見直しが必要である	R	0 本

2. 生物多様性の保全・再生に向けた取り組み

2.1 自然環境の実態を把握

2.1.1 生物多様性モニタリング調査

2014 年 3 月に策定した一次戦略の進捗管理をするため、市内の自然環境、生物多様性の保全状況やその推移を把握することを目的に以下の二つの調査を実施しています。

1) 市民等モニタリング

自然環境や生きものに興味を持つ市民・環境団体・事業者を募集して調査員(モニタリング調査員)として登録し、協働で調査を進めています。市が定めた指標生物 29 種を中心に、調査員が市内で発見した生物を市に報告してもらい、市公式 Web サイトにて「いちかわ生きものマップ」として公開しています。(資料編 p91 参照)

いちかわ生きものマップ指標種（例）



オニヤンマ



ヤマユリ



カワセミ



キンラン

2) 鳥類モニタリング調査

2015年7月より実施しており、市内15か所の地点に設定したルートに沿ってゆっくりと歩きながら出現した鳥類の種類と個体数を記録しています。

市内の自然環境を「里山」「樹林地」「草原・水辺」の3つの環境に大別し、指標となる6種の鳥類（メジロ、ウグイス、セッカ、ヒバリ、コゲラ、アカゲラ）の生息状況を、継続的に調査しています。これらの鳥類が生息するためには、その餌となる昆虫類の生息環境が保全されている必要があるため、この調査により生物多様性の状況を把握することができます。調査地ごとに確認された種類数と個体数の経年変化を見ると、多くの調査地ではあまり変化はありませんでしたが、一部の調査地で種類数または個体数の減少が見られました。（資料編 p91 参照）

表 4-2 鳥類モニタリング調査指標種一覧

里山環境のシンボル種	樹林地のシンボル種	草地・水辺のシンボル種
 メジロ	 コゲラ	 セッカ
 ウグイス	 アカゲラ	 ヒバリ

2.1.2 真間川水系水生生物調査

真間川水系にて 2008～2010 年度、2018 年度、2024 年度に魚類、底生動物、水質の調査を行いました。（資料編 p86 参照）

魚類については 2024 年度までの調査にて 9 目 13 科 32 種が確認され、特定外来種のカダヤシの増殖が著しい一方で、重要種のギンブナ、モツゴ、ミナミメダカ、ビリンゴが連続して確認されました。また、純淡水魚・降河回遊魚、両側回遊魚など多様な生活型の魚類が生息していることから、真間川水系全体の魚類層に大きな変化は生じていないと考えられます。

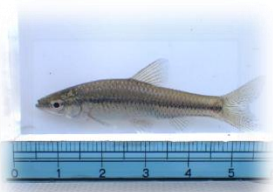
底生生物は 18 目 96 種が確認されました。国分川調節池緑地ではミミズ類やユスリカ類の確認種数の減少が顕著であり、要因の一つとして高密度に生息しているアメリカザリガニやウシガエルの影響が考えられます。国分川調節池を除く真間川水系全体（河川）としての底生生物相の大きな変化は生じていないと考えられます。

真間川流域では高度成長期以降の市街化の影響により水質の汚濁が進みましたが、河川浄化施設の整備等により水質は改善されてきています。河川水質については上流からの影響を強く受けることから、河川水質の汚濁の主な原因である生活排水対策が引き続き求められます。

真間川水系にてみられる生物



ギンブナ



モツゴ



ミナミメダカ



ミソレヌマエビ



コオイムシ



スジエビ

2.2 地域固有の重要種を保全再生

2.2.1 外来生物・害獣対策

「外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生息地の外に存することとなる生物のことを言います。「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」は、外来生物の中でも、地域の

自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのある生物「侵略的外来種」を対象に対して規制を行っています。

特に「アライグマ」と「ハクビシン」による被害は近年増加しており、様々な重点的対策が求められています。アライグマは特定外来生物法および千葉県アライグマ防除計画に基づき、2015年度から現在まで行われた防除では、2015年度3頭だった捕獲数が2022年度には34頭と近年急激に増加しています。市では2024年に「市川市外来生物対策マニュアル」を作成し、外来生物対策に取り組んでいます。

表 4-3 アライグマの現状

	2019	2020	2021	2022
捕獲わな設置件数	10基	12基	29基	57基
捕獲処分数	6頭	12頭	20頭	34頭

2.3 水辺や湿地等の生態系の保全

2.3.1 自然観察園

湧水ときれいな小川が流れる湿地には、サワガニ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、ヘイケボタルなど、現在本市にはここにしか生息していない生きものが多数観察できます。今までにこの自然観察園で観察、記録された植物は400種、昆虫類が380種、鳥類が100種を超えています。多くの谷津が埋め立てや開発によって本来の姿が失われてしまった現在では数少ない貴重な谷津となっており、市川市動植物園によって管理、保全がされています。



2.3.2 市川市行徳野鳥観察舎（あいねすと）

行徳の地は、1960年代まで湿地であり“新浜（しんはま）”と呼ばれ、水鳥が多いことで世界的に有名な場所でした。その後地域開発により一帯は埋め立てられましたが、宮内庁新浜鴨場に隣接した一部を野鳥の生息地として保全するため、1970年に新浜鴨場を含む83haが首都圏近郊緑地保全法に基づく「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定されました。



さらに、1979年に鴨場を除く56haが鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく

県設の「行徳鳥獣保護区」に指定されました。NPO 行徳自然ほごくらぶによって管理され、普段は保護区の中には入ることはできませんが、定期的に保護区内の自然観察会が開催され、管理作業についてもボランティアとしてだれでも体験することができます。

市川市行徳野鳥観察舎については、旧千葉県行徳野鳥観察舎の廃止を受け、社会教育や環境教育などの多面的な価値を認識し、野鳥の生態や自然環境に触れる機会を市民等に提供するため、行徳近郊緑地内へ野鳥を始め緑地の眺望等を楽しめる施設を整備し、2020年9月に開館しました。人と自然のつながりに関する展示やミニ観察会などを行っており、年に4回、「あいねすと通信」にて行事のお知らせや観察できる鳥や生きものの情報を発信しています。

2.4 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透

2.4.1 市民への環境学習

市民の方々へ市川市内の自然環境への関心をもつきっかけを提供し、環境保全の担い手となる市民を養成する講座として「自然環境講座」を開催しています。実際に現地の自然環境を訪ね、身近な自然から生物多様性について考えられるようなプログラムを用意しています。これまでの「自然環境講座」では、大町公園や大柏川第一調節池緑地、じゅん菜池緑地、里見公園などでの季節ごとの生き物モニタリングや、真間山周辺にて樹木医とともに巨樹を観察する講座などを開催しました。市公式Webサイト「自然環境講座」にて、開催される講座の情報を公開しています。

また、地域で環境学習や実践的な活動を行っている子どもたちを中心としたグループが加入している「いちかわこども環境クラブ」に対し、市ではその活動を支援するための情報や学習の場を提供しています。



出典) 市公式 Web サイト

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env02/1111000123.html>)

2.4.2 市立市川自然博物館の活動

市立市川自然博物館は動植物園と併設され、市川市の自然環境や動植物を対象分野として、資料の収集、保管、資料を活用した調査研究、展示、教育普及などを行っています。

博物館内では、「身近な自然、身の回りの自然」をテーマとして市内の自然のありさまや動植物について紹介しています。多くの標本や映像資料とともに、カエルや昆虫類の飼育展示を積極的に取り入れ、来館者に好評です。

隣接する自然観察園にて、当初の姿に近い状態で維持することを目的とした環境整備や、散策会を実施しています。また、国の絶滅危惧種であるスナヤツメやホトケドジョウの生息環境の整備を、一般市民の方々にもお手伝いいただきながら行っています。



市立市川自然博物館 外観



市立市川自然博物館展示室の様子

2.4.3 市川市動植物園、鑑賞植物園、バラ園

大町公園を中心に、自然と緑が残されている大町地区約 150ha を「大町レクリエーションゾーン」として設定し、その拠点として市川市動植物園があります。そのほか、ゾーン内には、観賞植物園、自然観察園、バラ園、少年自然の家（プラネタリウム）などがあります。



出典) 市川市動植物園市公式 Web サイト

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/zoo/O525.html>)

2.5 水や緑とのふれあいの場の確保

2.5.1 都市公園の整備

都市公園については、424 箇所、面積 179.75ha を整備し、市民一人当たりの公園面積は 3.64 m²となっています。これは、国（10.8 m²/人）や県（7.1 m²/人）と比較し、低い水準となっています。

表 4-4 都市公園の現況

種 別			園 数	面積(ha)	代表的な公園の名称
総 数			424	179.75	
基 幹 公 園	住区基幹 公園	街区公園	353	32.73	国府台児童公園、東根公園
		近隣公園	12	19.65	須和田公園、駅前公園、大洲防災公園
		地区公園	3	16.67	里見公園、小塚山公園、広尾防災公園
	都市基幹 公園	総合公園	1	14.98	大町公園
		運動公園	3	13.13	国府台公園、塩浜 1 号公園
	歴 史 公 園		3	6.18	国分尼寺跡公園、姥山貝塚公園
都 市 緑 地		49	76.41	じゅん菜池緑地、大柏川第一調節池緑地	
市民 1 人当たり公園面積			3.64		
市域面積に対する割合			3.18		

（2024 年 3 月 31 日現在）

出典）市川市環境白書令和 6 年版（市川市環境部総合環境課、2024 年 11 月）

2.5.2 緑地保全対策

市街地の緑や樹林地については、様々な法令に基づいて保全を行っています。

表 4-5 緑地保全対策（法によるもの）

施 策 名 称	根 拠 法 令	箇所又は地区	面 積
都市緑地	都市公園法	49箇所	76ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3地区	2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1地区	83ha
生産緑地地区	生産緑地法	291地区	82ha
保存樹林	都市美観法（略）	5箇所	2ha
風致地区	都市計画法	5地区	769ha
緑地協定	都市緑地法	9箇所	6ha

注）面積は小数点以下第 1 位を四捨五入して整数表記

出典）データにみる市川市の都市基盤 2025（市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年 6 月）
を一部改変

表 4-6 緑地保全対策（条例等によるもの）

施 策 名 称	根 拠 法 令	保 全 内 容
宅地開発条例事前協議	都市計画法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林（民有地）の保全
屋上等緑化助成事業	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団補助金交付要綱	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全（巨木、クロマツ）

出典）データにみる市川市の都市基盤 2025（市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年 6 月）
を一部改変

3. 二次戦略の方向性

前章までに記載した、世界や国の動向、市民意識の結果、一次戦略の評価などを踏まえて、二次戦略ではネイチャーポジティブ実現に向けた取組、外来生物対策の推進、市民ボランティアの担い手不足への対応、事業者との連携、子どもから大人まで幅広い世代が自然にふれあう場の更なる創出に力を入れていきます。

第5章 第二次生物多様性いちかわ戦略の体系

1. 基本理念・目標年次

1.1 基本理念

わたしたちは都市化が進展した市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくために、「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人」のつながりを形成していきます。

基本理念

「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人」のつながりを形成すること

現在の市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくためには、残された自然を守り、生物多様性豊かな自然環境をよみがえらせて、その自然をつなげることが大切です。「自然と自然」をつなげるためには、地域の核となる豊かな自然を再生し、生き物のネットワークの形成を推進していく必要があります。また、豊かな自然環境の中で、様々な地域の文化が育まれてきた市川市では、「文化と文化」をつなげることも大切です。自然とのかかわりの中で豊かな暮らしを支え育む文化や地域の自然に根差した多様な景観を守り、未来につなげていかなければならないのです。

そして、生物多様性を保全していくためには、「人と人」をつなげることも大事なことです。人と人が手をたずさえ、市民、事業者、行政との協働による取り組みを進めていくことが望まれています。

更には、活発な経済活動によりもたらされる豊かな生活や自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化を子どもたちの未来に引き継いでいくために、生物多様性の持続可能な利用を地域から推進し、「人と自然と文化」をつなげていきます。

1.2 目標年次

1.2.1 目標とする時期

いちかわ戦略の基本理念を実現していくためには、生物多様性の現状と課題を常に把握するとともに、行政だけでなく市民や事業者に「生物多様性」の必要性を浸透させ、具体的な行動につなげなければなりません。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の効果を確かめていくためには、長期的な視点が必要です。

生物多様性国家戦略 2023-2030 においても、長期目標としての 2050 年ビジョンとして「『2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、懸命に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」を実現するとしています。また、2050 年ビジョンの達成に向け、2030 年までに達成すべき短期目標（2023 年ミッション）が定められています。

そこで、国家戦略の長期目標・短期目標と整合させ、長期目標を 2050 年、短期目標を 2030 年としました。

1.2.2 短期目標・長期目標

1) 短期目標

短期目標（2030 年まで）

『自然と共生し多様な命を育みながら世代を超えて学び楽しみつながるまち
～多様な命を育む清流を取り戻す～』

○学校教育や地域での交流を通じて“子ども”も“大人”もつながって生物多様性について学び・楽しみ・話し合える場を維持・拡大していきます。

2) 長期目標

長期目標（2050 年まで）

『市民生活や事業活動、行政活動等のあらゆる場面において、生物多様性への配慮が浸透・定着している世界』

○市民生活、事業活動、土地利用、国、県、市の行政活動等のあらゆる場面に生物多様性への配慮が浸透し、定着しています。

○基本理念に記述した「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「人と自然と文化」のつながりが形成されています。

2. 基本戦略など

2.1 第二次生物多様性いちかわ戦略の体系

二次戦略の基本理念の方向性を示す 4 つの基本戦略、状態目標、行動目標、行動計画を以下の通り決めました。基本戦略は 1 次戦略から継続したものとなります。状態目標、行動目標は国家戦略の基本構造を参考に設定しました。行動目標は「アウトプット型指標（努力投入によって得られる一時成果）」としてなすべき行動を示し、状態目標は「アウトカム型指標（アウトプットがもたらす成果）」としてあるべき姿を示しました。

表 5-1 第二次生物多様性いちかわ戦略体系

基本戦略	状態目標	行動目標	行動計画
基本戦略 1 生物多様性の保全・再生 「自然と自然をつなげる」	自然がつながり 生きもののネットワークが創出されたまち	残された自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生する	(1) 生物多様性を保全します
			(2) 自然共生サイトの取組を進めます
			(3) 外来種による被害の抑制をはかります
基本戦略 2 豊かな文化と景観の保全・創出 「文化と文化をつなげる」	豊かな文化と景観が保全・創出されたまち	豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守る	(1) 伝統文化と自然との結びつきについての知識を広めます
			(2) 文化的資産や社寺林のある景観を守ります
基本戦略 3 様々な人や組織との協働 「人と人をつなげる」	様々な主体との連携により生物多様性が保全されたまち	人と人が手をたずさえ、協働による取り組みを進める	(1) 市民と事業者と市の協働により自然環境の保全を行っていきます
			(2) 多くの人が自然環境に興味をもつ取組を行います
基本戦略 4 生物多様性の持続可能な利用 「人と自然と文化をつなげる」	豊かな生活と自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化のまち	生物多様性の持続可能な利用による活発な経済活動	(1) 自然にふれあえる機会を作ります
			(2) 地球温暖化対策に取り組めます
			(3) 生物多様性に配慮した事業を行います
			(4) 生物多様性を活かした地域活性化に取り組めます

2.2 施策

ここでは4つの基本戦略を実現させていくための行動計画と2030年までの施策を示します。

表5-2(1) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
1 生物多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」	1 生物多様性を保全します	水辺の環境の保全・再生 - 河川環境の保全や再生(回復)を図るために、流域全体の水質改善や水量確保等の取組を進めます。 - 谷津頭の水源地から東京湾に至る水辺の湿地や干潟の生物多様性の保全・再生を図ります。水辺の拠点である調節池については、治水機能のほかに、生態系ネットワークの核としての機能を担えるように保全していきます。
		湧水の保全 - 市内に残る湧水地の状況について把握し、水源涵養の役割を果たす斜面樹林を保存樹林等に指定する等により、湧水地を含めて一体的に保全します。 - 雨水貯留・浸透施設の設置等を進め水循環を守ります。
		身近な自然環境の保全・再生 - 都市公園などの市街地の緑地や優良農地を保全し、自然環境を活かした緑地づくりや潤いのある景観形成を進めるとともに、生きものに生息・生育場所を提供します。 - 市に生息・生育し、絶滅が危惧される生きものを保護していくとともに、本来の生物相の再生を図ります。
		里山、里海の保全・再生 樹林地、農地や水辺、湿地等の多様な自然環境の保全を進め、水辺の拠点と緑の拠点を中心にネットワークを形成することで生きものの生息・生育場所の確保を図ります。

表5-2(2) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
1 生物多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」	2 自然共生サイトの取組を進めます	自然共生サイト登録に向けた取組み ・国が掲げる「30by30」の達成に向け、市の取組だけでなく、広く市民団体や民間事業者の皆様にも協力を仰ぎ自然共生サイトの登録地域拡大を目指します。 ・水辺の拠点や緑の拠点をはじめとした生態系ネットワークの拠点を積極的に自然共生サイトへ申請します。 ・市民や事業者等が所有・管理する場所の自然共生サイトの申請について周知します。 自然共生サイトの維持管理 ・地域の中の多様な主体が連携し自然共生サイトを維持していくためのモニタリング調査や整備等を実施していきます。
	3 外来種による被害の抑制をはかります	外来生物の拡散防止 ・生態系や人間生活、農林水産業などに幅広く悪影響を及ぼす外来種について、防除・普及啓発を進めていきます。 ・「市川市外来生物対策マニュアル」に基づき、外来生物による被害予防を行う上で必要とされる「入れない」「捨てない」「拡げない」の予防三原則を市民へ広く周知していきます。 ・園芸植物やペットの適正な管理と飼育を周知していきます。 特定外来生物の分布・生息状況の把握 ・アライグマの生息分布を把握していきます。 ・千葉県生物多様性センターが公開している特定外来生物の分布データを確認し、状況を把握します。 特定外来生物の防除 ・千葉県アライグマ防除実施計画による特定外来生物のアライグマ駆除の対策を実施していきます。
	1 伝統文化と自然の結びつきについての知識を広めます	地域の伝統ある行事と自然環境の結びつきを周知 ・地域の自然に根ざした伝統行事や地域文化の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高め、持続可能な活用を図るとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて自然環境の保全・再生を促進します。
	2 豊かな文化と景観の保全・創出「文化と文化をつなげる」	

表5-2(3) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
2 豊かな文化と景観の保全・創出「文化と文化をつなげる」	2 文化的資産や社寺林のある景観を守ります	社寺と周辺緑地、巨樹巨木の景観保全 - 社寺(文化的資産)と社寺林が一体となった生物多様性豊かな景観を保全するため周辺住民の協力・理解を求めています。 「市川市保存樹木協定」により市街地に残された貴重な巨樹巨木や市の木であるクロマツの保全を進めていきます。
	1 市民と事業者と市の協働により自然環境の保全を行っていきます 2 多くの人が自然環境に興味をもつ取り組みを行います	企業連携の推進 30by30を意識し、市民、市民団体、事業者、教育機関など多様な主体が連携し鳥獣保護地域や自然共生サイトをはじめとした自然豊かな場の維持管理をしていきます。 市内学校との連携の推進 - 次世代を担う子供たちが生物多様性をはじめとする環境を大切にする心を育むために学校教育における生物多様性の学習支援を行っていきます。 生物多様性について周知・啓発の推進 - 市民環境講座や講演会等を開催し、市民が生物多様性に関心をもつきっかけを提供します。 市民ボランティアを増やす - 里山の知識や管理方法等に関する講座を開催し、緑地管理をはじめ生物多様性の保全再生の活動に参加する市民ボランティアを育成します。 - 市民ボランティア間の情報交換や市民への活動内容の紹介等を行うための機会を提供し、活動の支援をしていきます。 生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存 - 市域の生物多様性に関する調査を定期的に行い常に現状と課題を把握するとともに、その資料・情報を適切に保存し、多くの人が活用していける状態をつくっていきます。

表5-2(4) 第二次生物多様性いしかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
4 生物多様性の持続可能な利用「人と自然と文化をつなげる」	1 自然にふれあえる機会を作ります	自然にふれあえる場の提供 ・三番瀬をはじめとした豊かな海辺の自然環境の保全・再生を進め、人と自然が共生できる空間の創出を図ります。 ・子どもたちの心身の健全な成長を促すため、地域の自然や文化にふれあえる場所と機会を提供していきます。 ・市公式 Web サイトや SNS 等を活用し、積極的に動植物の情報やイベント情報を発信していきます。
	2 地球温暖化対策に取り組みます	再エネ、省エネの知識の普及 ・市民・事業者へ再エネ・省エネ設備の導入を促すような施策を実施します。 ・市民・事業者が地球温暖化を自分事と捉え、省エネ・節電の必要性を理解し、自ら率先して行動するように様々な周知・啓発を実施します。
		グリーンインフラの推進 ・自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、まちづくり等に自然を取り入れることでネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現を目指します。
	3 生物多様性に配慮した事業を行います	公共事業における生物多様性への配慮 ・道路整備をはじめとする公共事業の実施にあたり、周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などの工夫をすることにより、生きものの生息・生育の場所の形成に積極的に取り組みます。
		事業活動における生物多様性への配慮 ・事業活動と生物多様性の関係性を把握し、取引先や顧客とも連携の上、生物多様性の負荷の低減の方策やその実施体制の構築について検討します。 ・サプライチェーンについては原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでのそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減させる努力をします。

表5-2(5) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
4 生物多様性の持続可能な利用 「人と自然と文化をつなげる」	4 生物多様性を活かした地域活性化に取り組めます	自然共生サイトをはじめとした自然豊かな場の活用 ・多様な機能(生きものの生息・生育の場所の提供、気温上昇の抑制、減災等)を有する調節池緑地をレクリエーションや環境学習の場としても活用していきます。
		市民のレクリエーションの推進 ・生物多様性に配慮しながら市内の自然を身近にふれあえる場として活用し、市民のレクリエーション活動を推進します。

2.3 指標

名称	概要と目標	状態目標	行動目標	行動計画	施策内容
基本戦略 1	生物多様性の保全・再生 「自然と自然をつなげる」 残された自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生することで、その自然をつなげて生き物のネットワークを創出していきます。	自然がつながり生きもののネットワークが創出されたまち	残された自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生する	1 生物多様性を保全します	水辺環境の保全・再生
					湧水の保全
					身近な自然環境の保全・再生
					里山、里海の保全・再生
基本戦略 2	豊かな文化と景観の保全・創出 「文化と文化をつなげる」 自然とのかかわりの中で豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守りつなげていきます。	豊かな文化と景観が保全・創出されたまち	豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守る	2 自然共生サイトの取組みを進めます	市域内での自然共生サイト登録に向けた取り組み
					自然共生サイトの維持管理
				3 外来種による被害の抑制をはかります	外来生物の拡散防止
					特定外来生物の分布・生息状況の把握 特定外来生物の防除
基本戦略 3	様々な人や組織との協働 「人と人をつなげる」 様々な主体との連携により生物多様性を保全していくために、人と人が手をたずさえ、協働による取り組みを進めていきます。	様々な主体との連携により生物多様性が保全されたまち	人と人が手をたずさえ、協働による取り組みを進める	1 伝統文化と自然の結びつきについての知識を広めます	地域の伝統ある行事と自然環境の結びつきを周知
				2 文化的資産や社寺林のある景観を守ります	社寺と周辺緑地、巨樹巨木の景観保全
				1 市民と事業者の市の協働により自然環境の保全を行います	企業連携の推進
				2 多くの人が自然環境に興味をもつ取組みを行います	市内学校との連携の推進 生物多様性について周知・啓発の推進 市民ボランティアを増やす 生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存
基本戦略 4	生物多様性の持続可能な利用 「人と自然と文化をつなげる」 活発な経済活動によりもたらされる豊かな生活や自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化を子どもたちの未来につなげていきます。	豊かな生活と自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化のまち	生物多様性の持続可能な利用による活発な経済活動	1 自然にふれあえる機会を作ります	自然にふれあえる場の提供
				2 地球温暖化対策に取り組めます	再エネ、省エネの知識の普及 グリーンインフラの推進
				3 生物多様性に配慮した事業をおこないます	公共事業における生物多様性への配慮 事業活動における生物多様性への配慮
				4 生物多様性を生かした地域活性化に取り組めます	自然共生サイトをはじめとした自然豊かな場の活用 市民のレクリエーションの推進

指標	現状値	目標値
①河川のBOD、DO（溶存酸素）の環境基準達成率（％）	①BOD：75%、DO：100%	①環境基準の達成及び年平均（BOD↓、DO↑）
②主要な湧水地での湧水の状況	②著しい変化は無し（令和6年8月に湧水（7地点）の状況を目視確認）	②主要な湧水（7地点）の状況に著しい変化がない→
③雨水貯留施設・浸透施設の助成件数	③累計10件（159,150円）	③累計10件（240,000円）
④都市公園の面積、数	④面積：180.18ha 数：430箇所	④面積：181ha 数：445箇所
⑤鳥類ラインセンサスシンボル種の確認数（北東・北西・中部）および鳥獣保護区の鳥獣確認種数（南部）	⑤シンボル種：1337羽 県：44種（R2年度）	⑤維持→もしくは増加↑
⑥保護地域等の市域に対する面積割合	⑥面積割合：約1.08%（登録数1箇所） （面積0.049km ² （国分川）+0.56km ² （行徳鳥獣保護区）=0.609km ² ）	⑥面積割合：2.9%
⑦自然共生サイトでの活動回数	⑦2回	⑦2回（夏・秋/年）
⑧市民の外来生物についての認知度（いちも二）	⑧—	⑧「外来生物という言葉を知っている」人は90%
⑨大町公園におけるアライグマ出現率	⑨指数：0.11 上昇率：—	⑨指数：0.19以下、 上昇率10%/年
⑩特定外来生物の捕獲数/捕獲ワナ設置件数	⑩31頭/40基	⑩「アライグマの捕獲数」の減少
⑪イベント数（こめっとくらぶ）	⑪12回	⑪回数維持→（12回）
⑫イベント参加数（ノリ漕ぎ体験）	⑫学校数：3校	⑫学校数：10校
⑬市川市保存樹木協定制度における協定本数	⑬186本	⑬290本
⑭企業による自然共生サイトの支援実績（支援証明書発行数）	⑭0件	⑭11件
⑮自然博物館による教育普及事業の実施	⑮出前授業、グリーンスクール等	⑮市内の学校等からの依頼に応じて実施※
⑯自然観察講座等の開催数	⑯2回	⑯8回
⑰「生物多様性」という言葉の認知度	⑰85% ※45%（知っている）+40%（聞いたことはあるが内容は知らない）	⑰認知度 90%
⑱環境活動団体登録数（環境活動団体・緑のボランティア団体数）	⑱環境活動団体：31団体 緑のボランティア団体：8団体	⑱団体数増加↑
⑲生きものマップ投稿数/アクセス数	⑲投稿数634件/アクセス数1,295件	⑲アクセス数に対する投稿数の割合↑
⑳あいぬすとの来館者数（累計）	⑳38,114人	⑳43,000人
㉑太陽光発電設備（10kW未満）の設置容量	㉑27,830kW	㉑178,269kW
㉒グリーンインフラに関する施策数	㉒—	㉒グリーンインフラに関する施策数↑
㉓生物多様性への意識（市内アンケート） ※「自然環境に配慮すべきと考えられる事業を行っている」と答えた方の中で「生物多様性への意識をもって事業を行っている」と答えた人の割合	㉓—	㉓100%
㉔30by30アライアンスに参加した市内の企業数	㉔22社	㉔企業数↑
㉕自然共生サイトを環境学習の場として活用したイベントの開催数	㉕2回 ㉕23回	㉕2回（夏・秋/年） ㉕24回
㉖大柏川第一調節池緑地での市民向け講座開催数	—	—
㉗重林植物園来園者数	㉗278,910人	㉗来園者数増加↑
㉘いちかわ市民キャンプ場・大洲防災公園・広尾防災公園・びあパークにおけるバーベキュー場の利用者数	㉘計13,381人	㉘計13,610人

※評価は博物館協議会での評価による



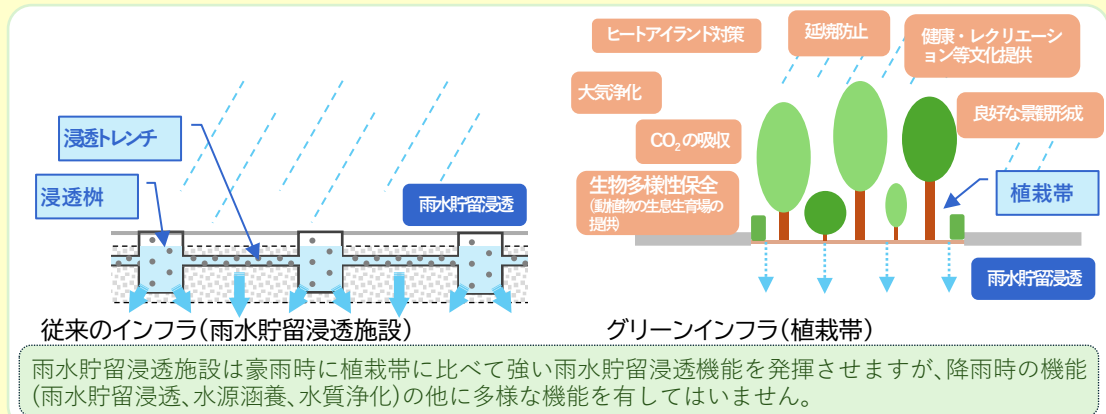
グリーンインフラとは？

- グリーンインフラという言葉は、自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用するという考え方で、1990年代後半頃から欧米を中心に使われていたものが、我が国においても、近年、その概念が導入されるようになりました。



グリーンインフラの特徴～多様な機能の活用～

- 鉄やコンクリート等からなる従来のインフラ（人工構造物）については、用途に応じた特定の機能に強みを持ち、効果が確実に見込める場合が多いですが、その他の機能を持たない場合が殆どです。
- 一方、グリーンインフラの最大の特徴は、多様な機能を有する点であり、特定の機能では従来のインフラに勝てない場合でも、同時に副次的な効果も得られ、生物多様性の保全にも寄与します。ただし、自然が相手であることから機能評価が難しい面も持ちます。



- 人工構造物とグリーンインフラの関係について、国土交通省は「概念上も要素技術の上でも相互に関係しており、双方を適切に組み合わせることが重要」としています。



市川市の取り組み

- 本市北西部の国分川調節池緑地は、地域を洪水の危険から守るために、真間川流域の総合治水対策事業の一環として千葉県により造られた治水施設ですが、平常時は多様な自然と触れ合える憩いの公園となっており、グリーンインフラの一事例と言えます。
- 本市では、洪水の防止や災害時の延焼防止など、グリーンインフラとしての機能がある緑地環境を保全することとしています。



国分川調節池緑地(下池)の様子

参考にした図書等

- ・グリーンインフラ推進戦略 2023（国土交通省，令和5年9月）
- ・第三次市川市環境基本計画～環境に責任を持つまち いちかわの実現に向けて～（市川市，令和3年3月）

第6章 地域別の将来像(北東部・北西部・中部・南部)

第3、4章では、市川市の現在の自然環境について具体的に述べました。

本章では、第5章で定めた4つの基本戦略を推進するため、市川市を地形の特徴や地域の特性を生かして、4つのエリアとして区分した後、各エリアの自然環境の現状と2050年の目標と取組みを設定しました。

各エリアの範囲は図6-1のとおりです。

表6-1 各エリアの特徴

名称	特徴	写真	
北東部	梨園が広がる大野・大町や柏井の台地部、大柏川を軸とした地域		大町公園
北西部	水と緑の回廊を含む国分台と曽谷台の一部を含む地域		外環と小塚山公園
中部	クロマツが分布する市川砂州を中心とした地域		葛飾八幡宮のクロマツ
南部	江戸川放水路周辺と埋立地からなる地域		塩浜



図 6-1 各エリアの範囲

1. 各エリアの現状と目標

1.1 北東部

1.1.1 現状

大町公園の自然観察園や柏井の青少年の森、大柏川第一調節池緑地などが水辺の拠点、緑の拠点として挙げられます。



1) 大町公園

湧き水ときれいな小川が流れる湿地には、サワガニ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、ヘイケボタルなど、現在本市ではここでしか生息していない生きものが多数観察できます。また、ニホンアカガエルの生息も確認できます。

周辺台地部分は梨園が広がり、そこに降った雨が自然観察園の湧水の元になっています。谷の両側の斜面林は湿地の環境と連続した多様な生物の生息環境となっており、今後も湧水、湿地、斜面林の状態を維持することが必要です。

なお、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」にも選ばれています。

多くの谷津が埋立てや開発によって本来の姿を失ってしまった現在では、大町公園自然観察園は、貴重な谷津であり、レクリエーション機能も有し、市民や地域住民が自然環境と触れ合う緑の拠点として活用していきます。



2) 大柏川第一調節池緑地

大柏川の増水による浸水被害の軽減を目的とするために調節池として整備されました。調節池の掘り込みに大小15の池(棚池)とそれらを一望できる外周路を整備しています。緑地内の環境学習の拠点として大柏川ビジターセンターがあり、調節池の機能や自然の紹介、体験学習の実施が可能です。

また、調節池内ではツツイトモ、車軸藻類などの水生植物が確認されており、調節池に隣接している北方ミニ自然園ではニホンアカガエルの生息が確認されています。

治水機能を確保するとともに、水辺の拠点と位置づけ、自然と親しみ、学習する場や多様な生物の生息・生育の場として環境を保全します。



3) ナシ園

国道 464 号線は大町梨街道と呼ばれ、地域ブランド「市川の梨」を生産する梨畑が続いている地域です。台地上に立地する樹園地は雨水浸透によって、湧水の水源涵養として重要であるため、施肥による地下水や土壌への影響を考慮し、優良農地として保全を図ります。



北東部で見られる主な動植物



ハイケボタル



オニヤマ



キンラン



ホトケドジョウ

1.1.2 目標

表 6-2 に北東部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-2 北東部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	大町公園は生物多様性の核として保全され、大柏川流域の貴重な生き物や緑と水辺の拠点となっています。また、台地にある農地や周辺の緑地は、大柏川流域の生き物や湧水の供給源となり、大柏川を軸に生態系ネットワークを形成しています。	・大町自然観察園を中心とした周辺地域の生物多様性の保全 ・大柏川を軸として谷津～河川～海への生態系ネットワークの形成 ・大柏川の水質改善及び周辺の自然環境の保全 ・大きく広がる優良農地の保全
2	大町自然観察園や小川再生親子ふれあい農園等では、生き物が豊かで、子どもや大人が自然や農業と触れ合い体験を楽しむ場となります。	・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・里山の環境の保全と再生 ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり
3	柏井青少年の森は、いわゆる「雑木林」として生態系に配慮にしながら、行政と市民ボランティアと地元住民の協働で保全し、市民のレクリエーションや小中学生が地域の身近な環境を楽しく学べる場となります。	・里山の環境の保全と再生 ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
4	大柏川第一調節池及び大柏川は、水辺の環境の特性を活かし、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の拠点となります。	・大柏川第一調節池緑地および周辺の生物多様性の保全と再生 ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・大柏川の水質改善及び周辺の自然環境の保全 ・市民との協働による管理体制づくり



スナヤツメ・レスキュー／ホトケドジョウ・レスキューの取組み

《スナヤツメ》



- 生息環境の悪化が理由と思われるが、ここ数年で激減しています。
- 作業内容としては、幼魚が生息する泥のたまり、成魚が産卵に使う斜面裾の礫が多い水路、その両者をつなぐ水路、これらの整備や再生を考えており、具体的には、草刈り、湿地を掘る作業、水路の落枝の除去、低木伐採などが挙げられます。

《ホトケドジョウ》



- 毎年、繁殖が確認されていますが、生息に適した環境がずいぶん少なくなりました。
- 作業内容は、幼魚が成長するために必要な湧水の浅い水面を作ることです。ホトケドジョウが確認されている水路に連続する形で水面を作ります。新しい生息場所を作って、そこへの引っ越しも考えています。

○長田谷津（動植物園がある大町公園の自然観察園）について、市川市では 50 年前の「谷津田の景観と豊かな自然」の姿に近い状態で維持することを目的として保全を行っています。

《本市お問合せ先》

部署：市川市教育委員会 教育振興部 文化財課 自然博物館
 住所：〒272-0801 千葉県市川市大町 284 動植物園内
 電話：047-339-0477
 ※市公式 Web サイトでは、作業日程や作業内容を公開

スナヤツメ

市自然博物館 HP の QR コード貼付予定

ホトケドジョウ

市自然博物館 HP の QR コード貼付予定

1.2 北西部

1.2.1 現状

東京湾に注ぐ江戸川沿いの美しい景観は、緑豊かな斜面林とともに東京から市川にきたことの印象を深めています。



1) 里見公園

面積約8haを有する里見公園は、表門から入ったエリアー帯は噴水広場、バラ園などが整備されています。ここにはシラカシ、スダジイ、タブノキなどの地域本来の植生を知る高木が樹林をつくるほか、モミやサクラ類があり季節を楽しむことができます。また、公園の南斜面下にある羅漢^{らかん}の井では一年中清水が湧いています。また、里見公園からほど近い旧坂川周辺ではフジバカマが自生するなど、小規模ながら美しい水辺の景観をつくっています。里見公園は国府台緑地、じゅん菜池緑地、小塚山公園と合わせて緑の拠点として生物多様性の保全・再生を図ります。

2) 国府台緑地

里見公園北側に5ha余り広がる国府台緑地は市内最大級の緑地であり、全域が雑木林で構成されています。かつては薪炭林や用材林として管理利用されてきましたが、20世紀後半からその利用がなくなり、樹林の高さは20mを超えています。周囲には住宅地が拡大していますが、その中であってまとまった面積の樹林地は緑の拠点として保全を図ります。

3) じゅん菜池緑地

国府台と国分の台地間に深く入り込んだ沼を整備・復元し、1979年にじゅん菜池緑地として利用を開始しました。市民を中心にじゅん菜を復活する取組が行われています。

イノカシラフラスコモが発見されたことや平地性トンボが多く特に珍しいヤンマ類が多いことから「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選ばれています。

池の周囲は緑豊かな木々に囲まれ、水と緑の憩いの場として親しまれているほか、ウォーキングにも利用されており、緑の拠点と位置づけます。じゅん菜池緑地では、じゅん菜が育成する水辺環境の復元を図ります。



4) 小塚山公園

小塚山公園は国の事業である東京外郭環状道路の道路施設の一部が公園北側の樹林部分に抵触していたことから、市は自然環境の保全策として工事に係る樹林地部分の樹木を仮移植し、工事後に復元しました。

園内にはシラカシ・イヌシデ・クヌギ等の雑木が密生した典型的な北総地方の自然林である市民の森があり、森の中には遊歩道が設けられています。また、隣接したフィールドアスレチックでは、本格的なコースが楽しめます。

小塚山公園周辺は、緑の拠点と位置づけ、自然とのふれあいや憩いの場として、多様な主体との連携、適切な維持管理等による魅力度向上を図ります。



5) 国分川調節池緑地

真間川流域の総合治水対策の一環として千葉県が主体となって整備が進められ、2013年度末に掘削が完了しました。

国分川と春木川に囲まれた国分川調節池緑地は水辺の拠点として位置づけ、治水機能を確保するとともに、市民の憩いの場や自然の触れ合える場や多様な生物の生息・生育の場としての環境を保全します。

2025年3月に、国分川調節池緑地の一部（自然ふれあいゾーン、散策・休息ゾーンの一部）が生物多様性の価値を有す、様々な取組によって生物多様性の保全が図られている区域として市内で初めて「自然共生サイト」に認定されました。



北西部で見られる主な動植物



イノカシラフラスコモ



ホンドタヌキ



フクロウ



カワセミ

1.2.2 目標

表 6-3 に北西部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-3 北西部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	真間山弘法寺から始まる斜面緑地と里見公園や国府台緑地を生物多様性の核として保全し、周辺緑地や住宅地の豊かな庭、外郭環状道路等の緑地帯、都市河川から江戸川へつながる生態系ネットワークが形成されます。	・真間山弘法寺から国府台緑地へとつながる斜面緑地の保全 ・里見公園や国府台緑地を拠点とした断続的に分布する緑地間の生態系ネットワーク形成 ・真間川、国分川、春木川の水質改善 ・外郭環状道路沿道の生物多様性に配慮した緑地帯の形成 ・市街地の緑地の保全 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
2	国府台緑地や堀の内貝塚公園などの周辺緑地では、地域住民と里山ボランティアと行政の協働で、生物多様性に配慮した保全活動が行われています。	・国府台緑地や堀の内貝塚公園など周辺緑地の生物多様性に配慮した保全 ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
3	里見公園や国府台緑地は、市民に親しまれる緑の拠点として、地域の自然や文化を学び・体験することができる環境学習の場としても活用されています。	・都市公園の整備 ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・地域の伝統ある行事の継承 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
4	国分川調節池は、治水機能を確保しつつ、一部分は、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の環境を形成しています。	・国分川調節池緑地での生物多様性の保全・再生 ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・市民に親しまれる水辺環境の保全

コラム 4

じゅん菜池における多様な主体による保全活動



じゅん菜池における保全活動の概要

- 2017 年より、市と地域の市民団体、千葉商科大学をはじめとする教育機関が協働し、池の水環境・生態系を再生する「じゅん菜池プロジェクト」を開始し、現在も継続しています。
- この活動は、過去に池内に自生していたイノカシラフラスコモ（絶滅危惧Ⅰ類〈環境省 RL〉）やジュンサイなどの水草を復活させること、池の自然環境改善過程において、中・高・大学及び地域住民を対象とした環境教育に取り組むことを目的としています。



いきもの協働調査とは？

- 市内で初めて「自然共生サイト」に認定された国分川調節池緑地の一部では、生物多様性の保全が図られるよう様々な取組みを行っています。
- その中で、「いきもの協働調査」とは、学校、市民、行政などの様々な主体が連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みとして始めた生物モニタリング調査のことです。
- 以下の体制を構築して進めています。

協働の体制図



第1回いきもの協働調査(昆虫相調査)の様子

- 第1回調査では、バッタ・コオロギの仲間8種、トンボの仲間5種など計20種が確認されました。

《本市お問合せ先》

部署：市川市 環境部 総合環境課／自然環境課
 住所：〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
 電話：047-712-5781（総合環境課 計画管理グループ）
 047-712-6307（自然環境課 自然共生グループ）

※市公式Webサイトでは、自然共生サイトやいきもの協働調査について公開しています。

自然共生サイト

市自然博物館HPのQRコード貼付予定

いきもの協働調査

市自然博物館HPのQRコード貼付予定

1.3 中部

1.3.1 現状

市内で最も市街化が進んでいる地域ですが、市川砂州のあたりにはクロマツの林がわずかに残り、江戸川土手や社寺林など人々とのかかわりをもった自然があります。



1) 社寺林

中山法華経寺や葛飾八幡宮などを中心に長い歴史を秘めた社寺林が市街地の中に残されています。昔は鎮守の森として巨樹に囲まれた境内全体が信仰の対象となっていました。クスノキやケヤキ、スダジイなどの林が多く残っています。市街地内に残る社寺林は自然に身近に触れ合える場として保全を図ります。



2) クロマツ

帯状に東西の走る市川砂州は 3000 年ほど前に、現在の市域の低地が浅い海だった時代に形成され、多くのクロマツが群生する独特な景観が形成されています。また、クロマツの多い諏訪神社隣接地を都市緑地法に基づき、「平田緑地保全地区」に指定し、そのほか地藏山墓地・春日神社・胡録神社・諏訪神社とクロマツの林帯が続いています。クロマツは市の木として市民の馴染みの深い木



の一つです。市内にある巨木やクロマツを所有・管理する方と協定を締結し、歴史ある樹木を保全し、市民が森林や樹木を身近に感じられる状態を維持していきます。

3) 江戸川河川敷緑地

市川市は国土交通省から数か所に分け 24.5ha の占有許可を得て、江戸川河川敷緑地として野球場などの運動場や公園、ビオトープとして利用されています。葦原や護岸には市川市の天然記念物に指定されているヒヌマイトトンボなどの生物が生息しています。野鳥や水辺の生き物等が生息し、市民が水に触れ合える環境づくりに向け、流域全体で河川の水質改善に努め、市民に親しまれる水辺環境として保全していきます。



中部で見られる主な動植物



コゲラ



クロマツ（新田春日神社）



ナゴヤサナエ



キジ

1.3.2 目標

表 6-4 に中部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-4 中部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	市川市の緑の象徴であるクロマツは、適切な保護・管理により、クロマツ林として保全されています。民有地のクロマツについては、「市の樹木の保存に関する協定」により守られています。 また、外郭環状道路等の緑地帯や公園も生物多様性に配慮された整備がされ市民と行政が協働して保全管理をおこなっています。	・京成線沿いに広がるクロマツ林の保全 ・都市公園の整備 ・市街地の緑地の保全 ・住宅地に隣接した緑地の保全管理 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知 ・外郭環状道路沿道や京葉ジャンクションの生物多様性に配慮した緑地の形成及び市民と行政の協働による保全管理
2	中山法華経寺周辺や葛飾八幡宮周辺は、地域住民の協力のもとに保全され、歴史や文化が感じられる緑の拠点となります。 また、大洲防災公園は、防災拠点の役割を担うとともに、市民が親しめる緑豊かな拠点の機能を果たしています。	・中山法華経寺や葛飾八幡宮等の社寺林の保全 ・巨樹や巨木の保全 ・市街地の緑地の保全 ・住宅地に隣接した緑地の保全管理 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
3	江戸川河川敷は、緑地として適切に保全され、真間川を利用した江戸川と東京湾を結ぶ生態系ネットワークが形成されています。また、一方では、市民に親しまれる水辺環境となっています。	・真間川の水質改善 ・江戸川河川敷を軸とした生態系ネットワーク形成 ・江戸川河川敷に生息・生育する絶滅危惧生物の保護 ・市民に親しまれる水辺環境の保全

1.4 南部

1.4.1 現状

沖積平野と埋め立て地が広がっている地域です。江戸川放水路によって二分された地域も見られます。

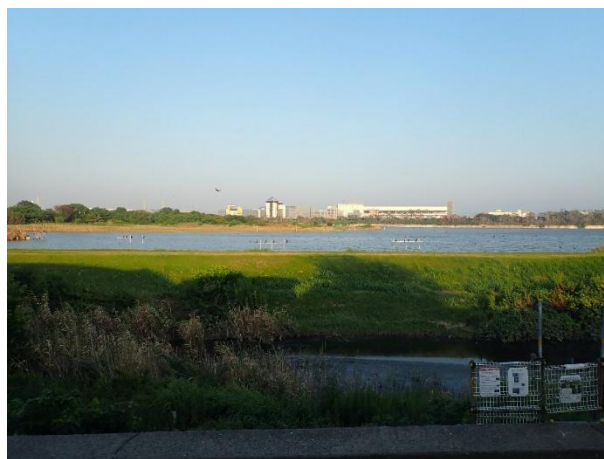


1) 行徳近郊緑地、行徳鳥獣保護区

鳥獣保護区や新浜鴨場が存在する行徳近郊緑地は生きものにとって貴重な生息空間であり、緑の拠点と位置づけ、野鳥等の生息空間や市民が自然、生き物に親しむ場として保全と活用を図ります。

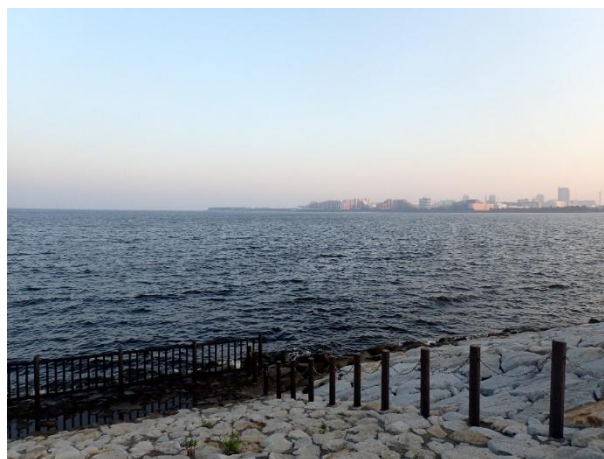
内陸性湿地での環境学習機会の確保や市民が気軽に自然を楽しむ場の整備の一環として、令和2年度に行徳野鳥観察舎(あいねすと)を開館し展示やミニ観察会を行っています。

また、この湿地は東京湾三番瀬の後背湿地として連続した生態系を有するため、広域的な観点からあらゆる生物を含めた生態系について検討していく必要があります。



2) 塩浜

全国有数の渡り鳥の飛来地であり、稚魚やアサリなどの海に生物を育む浅海域である「三番瀬」と「行徳近郊緑地」に接する貴重な自然空間となっています。



干潟や浅瀬は、水質の浄化機能のほか、魚貝や水鳥の生息場所、海苔養殖漁業やアサリ漁などの漁場、海浜レクリエーションの場となるなど様々な価値があります。

多様な生物の生息環境に配慮した干潟の再生等はネイチャーポジティブの一環であり、海辺の特性をいかした自然と触れ合いの場の創出により海辺の拠点としての機能強化をはかります。

3) 東浜

船橋市と隣接する東浜は東京湾に面して400mほどの人工砂浜であり、潮干狩りやバードウォッチングを楽しむ人でにぎわっています。春秋にはシギ・チドリ類の渡り鳥、冬季にはハマシギが見られ、そのほかカモ類やカワウ、サギ類、オオバン、ミサゴなどの猛禽類も見られます。



4) 江戸川放水路

大正時代に開削された人工水路であり、江戸川本川と隔てる行徳可動堰が設けられ、海水の遡上を防ぎ、増水時には江戸川の水を江戸川放水路に流す役割をもちます。干潮時には干潟となりトビハゼなどの東京湾では少なくなってきた希少性の高い種も見られます。

東京湾最奥部の泥干潟から砂干潟へ至る多様な干潟環境となっています。

また、放水路では市民が水に親しむ姿も見受けられており、環境学習の場としても活用されています。



5) 寺町の社寺と周辺緑地

行徳は社寺が多い地域として知られ、旧江戸川に沿っていくつもの寺院が建ち並びます。

社寺林は生態系ネットワークの一部として生きものたちが行き来する場所となっており、身近な自然とのふれあいの場として保全を図ります。



南部で見られる主な動物



トビハゼ



カワウ



ハマシギ



ヘラサギ

1.4.2 目標

表 6-5 に南部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-5 南部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	江戸川河川敷や行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川第二終末処理場、塩浜臨海部、広尾防災公園、江戸川第一終末処理場等を結ぶ、生態系ネットワークが形成されています。 また、外郭環状道路等の緑地帯や公園も生物多様性に配慮された整備がされ市民と行政が協働して保全管理をおこなっています。	・行徳近郊緑地の保全と再生 ・行徳近郊緑地を中心とした生態系ネットワークの形成 ・江戸川河川敷に生息・生育する絶滅危惧生物の保護 ・市街地の緑地の保全 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知 ・外郭環状道路沿道の生物多様性に配慮した緑地の形成及び市民と行政の協働による保全管理
2	江戸川放水路や三番瀬は、海浜性生物や野鳥などが多く生息し、市民が利用しやすい、生き物の観察場所となります。	・三番瀬の保全と再生 ・干潟、浅海域に生息する生き物の保護・回復 ・市民に親しまれる水辺環境の保全
3	行徳地域の公園や周辺の社寺林など市街地の緑地空間が保全され生き物たちが行き来する場所となっています。また、外来種の侵入や園芸種の逸出を避ける努力がなされています。	・都市公園の整備 ・市街地の緑地の保全 ・住宅地に隣接した社寺林の保全管理 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知 ・外来種の侵入や園芸種等の逸出の防止
4	塩浜地先の海岸線には海と陸の連続性に富む護岸が整備され、干潟が再生しかつての海原風景が広がっています。生き物が豊かになった干潟と浅海域は、市民が自然に触れ合える場や豊かな漁場として利用されています。また、行徳近郊緑地には、野鳥をはじめ様々な生き物たちが生息し、生物の生息環境に配慮しながら市民が自然にふれあい学ぶ場所となっています。	・塩浜地先の海岸線の市民が親しめる干潟の再生 ・干潟、浅海域に生息する生き物の保護・回復 ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・臨海部の事業場の緑化推進 ・行徳近郊緑地の保全と再生 ・市民に親しまれる水辺環境の保全 ・豊かな漁場への改善



ブルーカーボンとは？

- 沿岸・海洋生態系が光合成により CO_2 を取り込み、その後、海底や深海に蓄積される炭素のことをブルーカーボンと呼びます。
- 2009 年に公表された国連環境計画（UNEP）の報告書「Blue Carbon」において紹介され、吸収源対策の新しい選択肢として世界的に注目が集まるようになりました。
- ブルーカーボンの主要な吸収源には、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があり、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。



出典）環境省 Web サイト（<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/blue-carbon-p/about.html#feature>）

*上図は環境省がジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料に基づき作成



市川市の取組み～アマモの植え付け～

- 本市では、「ブルーカーボン」を推進するため、三番瀬の海の藻場の保全・回復に関する取組を実施しています。アマモはブルーカーボンの吸収源のほか、多様な生物の生息場として機能することが期待されています。
- 市川市漁業協同組合と特定非営利活動法人三番瀬フォーラムの協力により、富津で採取したアマモ約 300 株を三番瀬に移植し、モニタリングを行っています。

※本市が水産業への理解並びに水産物の消費拡大を促進するために設立したもの。

アマモの植え付け(令和 6 年 11 月)



モニタリングで確認されたコウイカの卵(令和 7 年 6 月)



参考にした Web サイト

- ・環境省（<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/blue-carbon-jp/about.html>）
- ・市川市（<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo08/0000475842.html>）

第7章 推進体制と進行管理

1. 計画の進捗管理方法

1.1 推進体制

1.1.1 各主体の役割と連携

いちかわ戦略が目指している生き物と自然のつながりを大切にしていくための取り組みは、行政（市）をはじめ市民、市民団体、事業者など多様な主体と連携・協力し進めていかなければなりません。各主体は、それぞれの役割を果たすとともに、一体となった協働が求められます。（図 7-1 参照）

1) 市川市の役割

市は、市域の生物多様性に関する調査研究及び資料・情報の収集整理、保存活用を行い、いちかわ戦略に掲げる人と自然、そして文化をつなぐ施策を総合的・計画的に展開していきます。また、多様な主体を支援し、共に協働して取り組むための仕組みづくりを推進します。

2) 市民の役割

市民は、生き物と自然のつながりを大切にいくため、日常生活において生物多様性に配慮した消費活動を行うとともに、身近な生き物たちを温かく見守っています。また、市、国や県の実施する生物多様性に関する取り組みに協力、参画するとともに、地域における保全・再生活動の担い手として期待されます。



3) 市民団体の役割

市民団体は、長年の経験を活かし地域における保全・再生活動やトラスト運動等の中心的役割が期待されます。また、地域の生物多様性の状況を熟知している主体としての立場から、主体的な活動を推進していくために必要な将来への提案も期待されます。



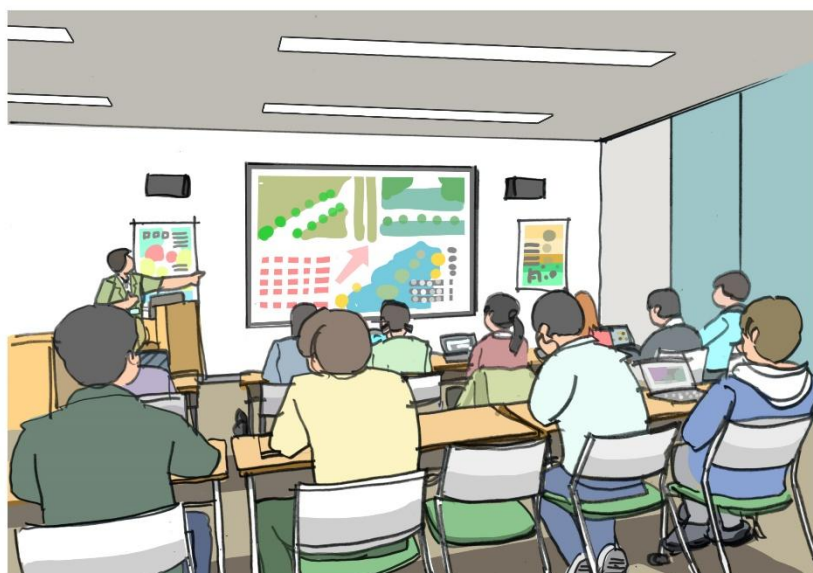
4) 事業者の役割

事業者は、地域及び世界の生物多様性に負荷の少ない事業活動の展開が重要視されます。また、社会貢献活動の一環として、里山・里海の保全活動への参加等企業としての力を生物多様性の保全・再生につなげる活動が期待されます。



5) 教育機関の役割

小・中学校や高等学校などの教育機関は、市川市が実施する環境学習事業と連携して環境教育を推進していくことが期待されます。大学や博物館さらに自然や生物にかかわる研究機関については、その高度な専門的知見や豊富な資料・情報を活かして、各主体に協力、支援、助言などをおこなうことが期待されます。



6) 関係機関との連携

市川市には、江戸川や三番瀬など他の自治体にまたがり、国や千葉県が管理している区域があります。市域を越えた広域的な課題については、国家戦略やちば県戦略等を参考としながら、国、県の機関、近隣市等と連携した取り組みを進めていくことが望まれます。そこで、生物多様性センター等の関係機関や近隣市と連携を図っています。また、生き物と自然のつながりを大切にしていくためには、自然・社会環境に関する広範な知識・見解が求められることから、大学などの研究機関との連携を推進していきます。

1.1.2 推進体制

1) 市民・市民団体・事業者との推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生き物と自然のつながりを大切にしていくための取り組みは、多様な主体との協働による推進が求められます。

そこで、生物多様性に配慮した市民生活や事業活動の普及啓発等を進めていく中で、自然環境のモニタリング調査に参加していただく主体を「生物多様性モニタリング調査員」に位置付けるとともに、市民や市民団体、事業者、大学などの研究機関等と連携を図っていきます。

2) 庁内の推進体制

いちかわ戦略に基づいて市が実施していく行政施策は、市行政の様々な分野に関連しています。生物多様性をキーワードとして、各関係部署の実施する様々な施策をネットワーク化するため、関係各課による「生物多様性いちかわ戦略推進会議」を設置しています。（図 7-1 参照）

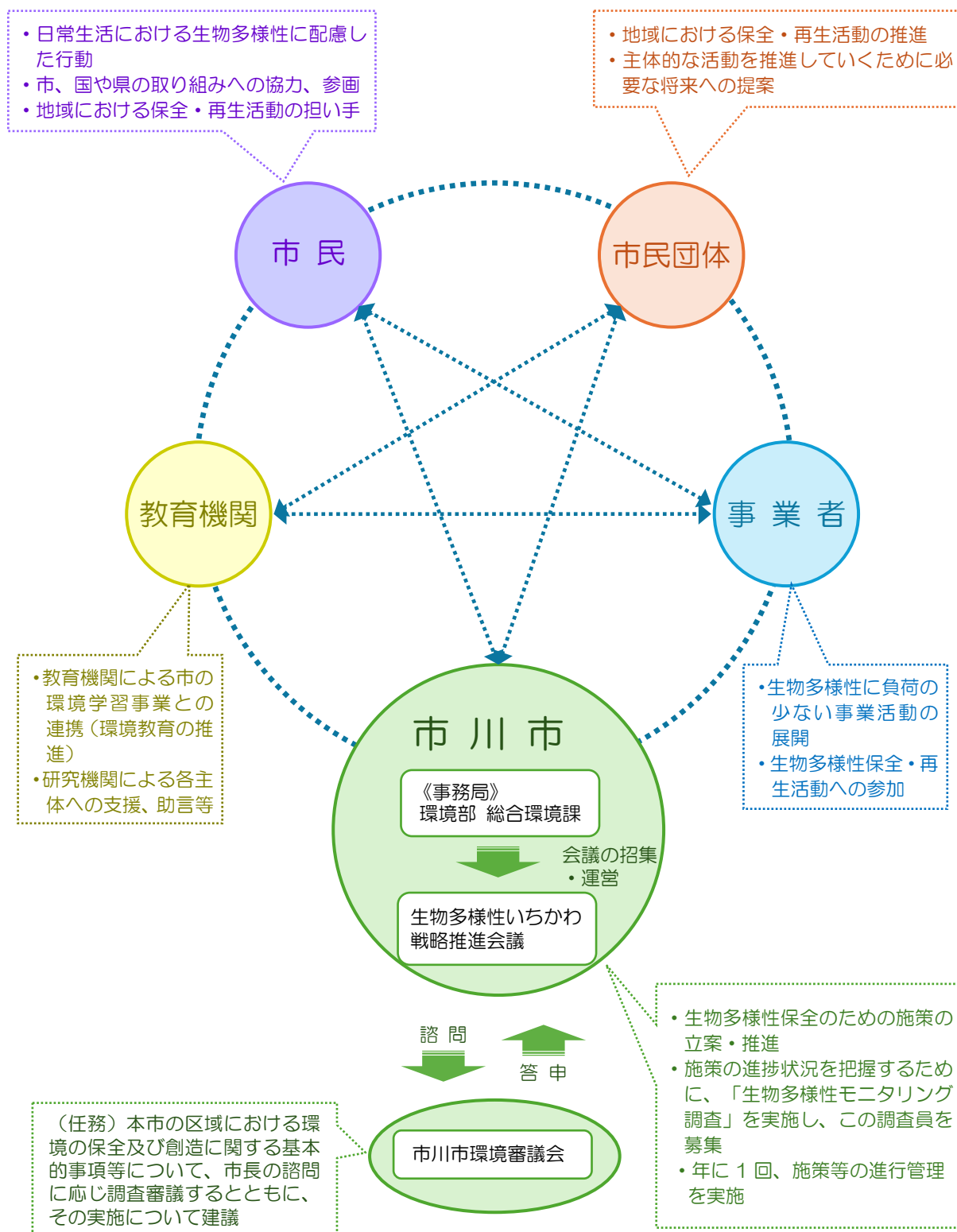


図 7-1 二次戦略の推進体制

1.2 進行管理

1.2.1 進行管理の体制

いちかわ戦略の進行管理については、前記の推進体制の中で継続的に検証しています。また、生物多様性の状況を検証するため、生物多様性モニタリング調査を様々な主体との協働により実施しており、調査結果については、いちかわ生きものマップ、市川市鳥類モニタリング調査報告書として市のホームページで公表しています。モニタリング調査では、指標となる生物種を選定し、その確認数等の経年的な変化を把握することにより、生物多様性の状態を把握しています。

1.2.2 進行管理の手法

いちかわ戦略の進行管理についてはPDCA サイクルを基本とします。

PDCA サイクルは、**P**lan（計画）、**D**o（実行）、**C**heck（点検・評価）、**A**ction（見直し・改善）を循環させるものです。（図 7-2 参照）

2030 年の短期目標を Check（点検・評価）すると同時に、それまでの施策の効果について Action（見直し・改善）を行います。そして、それらの結果を反映させて 2050 年の長期目標のための施策について Plan（計画）し、新たな Do（実行）につなげていきます。

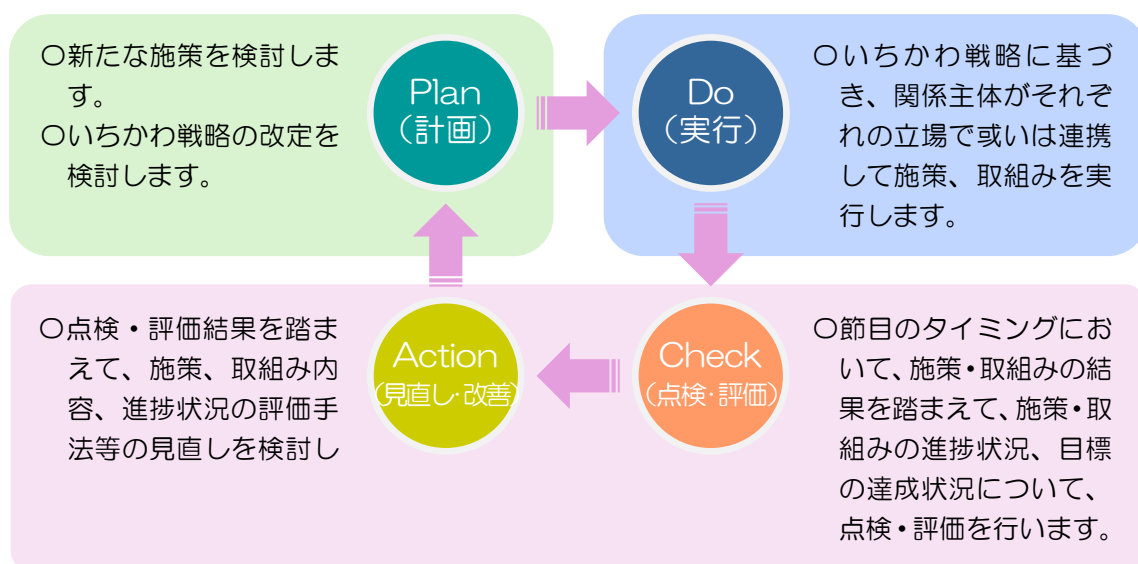


図 7-2 PDCAサイクル

資 料 編

1. 市川市の生物相.....	81
2. 真間川水系水生生物調査	86
3. 令和 6 年環境省水健全性モデル事業調査.....	87
4. 緑地保全対策	88
5. 鳥類モニタリング調査	91
6. いちかわ生き物マップ	91
7. 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価	94
8. 生物多様性いちかわ懇談会.....	96
9. 環境団体アンケート	100
10. 第二次生物多様性いちかわ戦略策定の経緯.....	102
11. 市川市環境審議会委員、専門委員名簿.....	103
12. 諮問書	104
13. 答申書	106
14. 用語解説	107

1. 市川市の生物相

市川市域は、土地利用の大半が市街地です。そのため、市街地の環境で生育・生息できる生物は幅広く見られ、市街地とは異なる環境を利用する生物は限られた場所だけで見られます。前者は「広域的な分布種」、後者は「局所的な分布種」です。市川市域の生物多様性は、土台として「広域的な分布種」があり、「局所的な分布種」がさらに高めている形です。そのため、生物多様性を高く維持するためには「局所的な分布種」の生育・生息環境を保全することが重要です。

ここでは、「広域的な分布種」「局所的な分布種」という観点で市川市域の生物相について紹介します。内容は、自然博物館が調査などで得たデータと「市川市史自然編」の記述に基づいています。文中、生物のグループ（分類群）ごとに概ねの種類数を記しますが、これは「市川市史自然編」の目録に書かれている数です。また、その目録のベースは 2004 年に出版された「市川市自然環境実態調査報告書 2003」なので、その種類数は必ずしも最新の状況を反映しているわけではありません。

1) 哺乳類

「市川市史自然編」では、19 種が挙げられています。市川市域には大型種（クマ類、シカ類、サル類など）は生息せず、中型種と小型種が生息しています。ペット由来のイヌ・ネコ、人間の生活環境に深く依存するクマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミを除いて「広域的な分布種」を挙げると、タヌキ、ハクビシン、アライグマの 3 種が挙げられます。このうち、タヌキ、ハクビシンは土地利用の形態を問わず市域に幅広く生息し、アライグマは北部の樹林地と南部の湾岸地域を中心に分布が広がっています。

「局所的な分布種」としては、北部の樹林に生息するアナグマ、ニホンノウサギ、アカネズミが挙げられます。このうち、アナグマは自然博物館の調査で 2021 年以降、生息が確認されているものですが、これが古くからの個体群（同じ種の集団。群れとは異なる意味）なのか、新たに分布を広げてきたものなのかは現時点では不明です。ニホンノウサギは、アナグマとは逆に 2023 年を最後に確認が途絶えます。まだ生息している可能性はありますが、厳しい状況にあります。

そのほか、アブラコウモリ（イエコウモリ）は比較的身近に見られ、現時点では「広域的な分布種」と言えますが、建物を住処にしているため建て替えなどが進むと急速に数を減らす可能性があります。アズマモグラが農地の減少などで生息域が狭まったのと同じ道をたどる可能性があります。アブラコウモリ（イエコウモリ）は「局所的な分布種」になる可能性が高いと思われます。また、キツネ（アカギツネ）、イノシシは近隣地域で生息情報や目撃情報があるため、いずれ市川市域に分布を拡大してくるかもしれません。

2) 鳥類

「市川市史自然編」では、262 種（外来種を除く）が挙げられています。飛ぶことのできる鳥類は広い行動圏を持ち、それを市川市域という狭い範囲で「広域的な分布」「局所的な分布」と扱うことには無理があります。そのため、ここでは繁殖・越冬・通過に分け、それが市川市域で広域的に見られる種、局所的に見られる種にわけて紹介します。

<繁殖>

市川市域で広域的に繁殖が見られる種としては、庭木を利用して繁殖できるメジロ、巣箱を利用できるシジュウカラ、街路樹で繁殖するカワラヒワ、キジバト、ヒヨドリ、建物や電柱、鉄塔などの工作物で繁殖できるスズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラスなどが挙げられます。これらの種は越冬においても広域的に見られますが、たとえばヒヨドリやカワラヒワは季節によって他地域からの出入りがあり、年間を通じた中では個体数に変動があります。

ツバメも市川市域で広域的に繁殖していますが、商店街の賑わいがなくなったことで営巣数が減少したり、建物が建て替えられて営巣しなくなったりする例があり、街の様子に変化していく中で、今後の動向には注意が必要です。

局所的に繁殖が見られる種としては、北部の谷津や樹林では、オオタカ、フクロウ、キビタキなどが挙げられ、池や湿地、河川では、カイツブリ、カルガモ、カワセミなど、広い草原やヨシ原では、キジ、オオヨシキリなどが挙げられます。東京湾岸ではコアシサシが繁殖しますが、市川市域では土地利用の過程で裸地が一時的に生じた場合などに限られ、継続的ではありません。

<越冬>

市川市域で広域的に越冬が見られる種としては、広域的に繁殖が見られる種として挙げたものに加え、ツグミ、ジョウビタキ、ウグイスなどが挙げられます。

局所的に越冬が見られる種としては、北部の谷津や樹林では、トラツグミ、ルリビタキ、カケス、ヤマシギなど、広い草原やヨシ原、水田では、タシギ、タヒバリ、オオジュリン、クイナなどが挙げられます。江戸川や調節池、公園の池では、ヒドリガモやキンクロハジロなどのカモ類が越冬し、湾岸地域ではスズガモなどのカモ類、カンムリカイツブリなどのカイツブリ類、アオサギなどのサギ類が多く越冬します。また、江戸川放水路は東京湾岸で越冬するミヤコドリの餌場となっており、春秋を含め、採餌に飛来する群れが見られます。

<通過>

夏に大陸北部や北極圏で繁殖し、冬は東南アジアやオーストラリア北部などの赤道周辺で越冬する鳥類の多くが、日本列島を行き帰りの中継地として利用します。その一部は市川市域にも飛来し、メダイチドリ、キョウジョシギ、チュウシャクシギなどのシギ・チドリ類が江戸川放水路や行徳鳥獣保護区などの干潟・浅瀬を利用します。

また、東南アジアなどで越冬し、繁殖のために日本に飛来して山地や列島北部をめざす種類が、市川市域の谷津や樹林に一時的に現れます。オオルリ、サンコウチョウ、コマドリ、ツツドリなどのほか、アカショウビンが保護されたこともあります。

3) 爬虫類

「市川市史自然編」では13種が挙げられ、トカゲ類、ヘビ類、カメ類があります。トカゲ類では、ニホンカナヘビとニホンヤモリが「広域的な分布種」で、市街地、樹林、草原などで幅広く見られます。

ヘビ類は6種で、「広域的な分布種」としてアオダイショウ、「局所的な分布種」としてシマヘビ、ジムグリ、ヤマカガシ、ヒバカリ、シロマダラが挙げられます。

カメ類は4種が挙げられていますが、市川市域の土地利用の変遷を考えた場合、古くからのカメ類の個体群が現在まで継続されているとは考え難く、市川市域で見られるすべてのカメは、逃がされたものかその子孫、あるいは他地域から移動してきたものと考えられます。ニホンイシガメやニホンスッポンと思われる種も市川市域で見られますが、市川市域に古くからいる個体群とは考えられません。市川市域のカメ類の歴史は、昭和時代の急速な都市化によっていったん終止符が打たれ、現在は新たなカメたちの歴史が紡がれていると考えられます。

4) 両生類

「市川市史自然編」では6種が挙げられ、いずれもカエル類です。サンショウウオ類はもともと分布せず、アカハライモリはすでに姿を消してしまいました。

「広域的な分布種」としてはアズマヒキガエルとウシガエルが挙げられます。このうち、アズマヒキガエルは住宅地でも見られますが、住宅の建て替えなどで池のある庭が減り、繁殖に適した場所は市街地では点在するだけになりました。成体の寿命が10年前後と長いので、池が埋められた後もしばらくは見られますが、新しい世代の追加がなければやがて姿を消します。学校の池などに頼らざるを得ない状況です。

「局所的な分布種」としては、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエルが挙げられますが、個体群として安定しているのはニホンアカガエルだけです。他の2種は耕作されている水田に強く依存するため、すでに姿を消したシュレーゲルアオガエルとともに、水田がほぼなくなった市川市域では一時的に見られるだけで、安定した個体群があるとは思えません。

5) 魚類

「市川市史自然編」には数は示されていません。「広域的な分布種」としては、真間川水系に広く生息するコイ、フナ類（ゲンゴロウブナ、ギンブナ）、モツゴ、カダヤシ、東京湾から入ってくるボラ（幼魚）などが挙げられます。このうち、コイやフナ類の多くは、逃がされた個体に由来すると思われます。

「局所的な分布種」としては、真間川水系源流部である長田谷津（大町公園）で繁殖するスナヤツメ、ホトケドジョウが挙げられます。トウヨシノボリも、古くからのものと思われる個体群が残っています。東京湾岸の江戸川放水路や行徳鳥獣保護区には東京湾から多くの魚が来ますが、トビハゼ、マサゴハゼ、マハゼ、トサカギンボなどは干潟や浅瀬に深く依存しているため市川市域の魚と考えることができ、「局所的な分布種」になります。

6) 昆虫

市川市域に生息する昆虫の種数は、「市川市史自然編」では約 2,700 種とされています。数が多いので全体を紹介することはできませんが、「広域的な分布種」としては、各分類群の一例としてシオカラトンボ、オンブバッタ、ハラビロカマキリ、マルカメムシ、アブラゼミ、ナナホシテントウ、アゲハ（ナミアゲハ）などが挙げられます。

「局所的な分布種」もすべてを挙げることはできませんが、トンボのなかまでは、北部の谷津に生息するオニヤンマ、樹林で成虫越冬するホソミオツネントンボやホソミイトトンボ、江戸川のヨシ原に生息するヒヌマイトトンボ、江戸川で羽化するナゴヤサナエなどが挙げられます。

バッタ・カマキリ・ナナフシのなかまでは、北部に生息するクツワムシやニホントビナナフシなどが挙げられます。また、カメムシのなかまでは、北部の谷津に生息する水生昆虫のコオイムシが挙げられます。

コウチュウのなかまは、北部の樹林や谷津に様々な種類が生息しています。長田谷津（大町公園）のヘイケボタル個体群も、その一例です。また、江戸川放水路などの湾岸地域に、キイロホソゴミムシなどの海岸性のゴミムシ類が局所的に生息しています。

チョウ・ガのなかまでは、幼虫が樹木の葉を食べる種類が北部の樹林に生息しています。ヤママユやオオミズアオなどのヤママユガ科の種類や、アカシジミ、ミズイロオナガシジミ、ミドリシジミなどの、かつてゼフィルスと呼ばれたチョウなどがその一例です。

ハチのなかまでは、北部の樹林に生息するいわゆる狩バチ類は、市街地には生息できない局所的な分布種が多く、また、危険なハチとして知られるオオスズメバチも生物としてみれば樹林に局所的に分布しています。

7) 昆虫以外の無脊椎動物

陸生の種類では、北部の谷津や樹林に生息するクモ類のキシノウエトタテグモ、陸貝のミスジマイマイ、キセルガイのなかま、甲殻類のトウキョウコシビロダンゴムシなどが「局所的な分布種」として挙げられます。

水生の種類では、北部の谷津に生息する貝類のカワニナ、マシジミ、甲殻類のヌカエビ、サワガニなどが「局所的な分布種」として挙げられますが、陸生・水生とも、あまり調査が進んでいない分類群もあり、調査すればもっとあるかもしれません。

江戸川放水路や行徳鳥獣保護区の干潟や浅瀬には、さまざまな種類の無脊椎動物が生息しています。二枚貝のシオフキ、オキシジミ、巻貝のアラムシロ、タマキビ、甲殻類のアシハラガニ、ヤマトオサガニ、ユビナガスジエビ、ハサミシャコエビ、そのほか、ゴカイ類やクラゲ類、イソギンチャク類などです。それらはすべて、市川市域においては「局所的な分布種」とすることができます。

8) 植物

市川市域に生育する植物の種数は、栽培種や絶滅種を除き「市川市史自然編」では約 1,100 種とされています。「広域的な分布種」の多くはいわゆる雑草で、その半数ほどは帰化植物（外来種）ですが、古くからの帰化植物も多く、いまでは身近な野草として親しまれている種類もあります。春に咲くオオイヌノフグリは、その代表格と言えます。

都市化が進んだ市川市域では、市街地以外の場所に生える在来種は、その多くが「局所的な分布種」と言うことができます。数多くの種類がありますが、あえて例示すれば、樹林や林縁のシロボウエンゴサク、チゴユリ、イチヤクソウ、シャクジョウソウ、イヌショウマ、キバナアキギリ、谷津の湿地のアオカワモツク（藻類）、ミクリ、オオマルバノホロシ、水田や調節池のイチョウウキゴケ、ミズワラビ、スズメノトウガラシ、ジョウロウスゲ、開けた草原のワレモコウ、オトギリソウ、コシオガマ、江戸川河川敷のノウルシ、ノカラマツ、タコノアシ、フジバカマ、ニガクサ、シロネ、河川敷に埋土種子として眠っているミズアオイ、カンエンガヤツリ、湾岸地域のハマヒルガオ、ハマエンドウ、アイアシ、シオクグなどが挙げられます。樹木では、ヤマハンノキ、クマシデ、ミツバウツギなどが挙げられます。ただ、ミツバウツギは市川市域での分布が片寄っているのも、人為的に植えられたものが起源かもしれません。

2. 真間川水系水生生物調査

真間川水系水生生物調査にて確認された重要種、外来種の以下の表にまとめました。

表1. これまでの調査にて確認された重要種、外来種（魚類）

目名	科名	和名	生活型	重要種		外来種		実施年度		
				環境省RL (2020)	千葉県RL (2019)	外来 生物法	外来種 リスト	H20~ 22	H30	R6
ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類	純淡水	VU	A			▲		
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	降河回遊	EN	C				■	●
コイ目	コイ科	ギンブナ	純淡水		D			▲	■	●
		タイリクバラタナ	純淡水				総重	▲	■	●
		モツゴ	純淡水		D			▲	■	●
		ニゴイ	純淡水		C			▲	■	
		ドジョウ	純淡水	NT				▲	■	
カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	純淡水			特定	総重	▲	■	●
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	純淡水	VU	B			▲	■	●
スズキ目	サンフィッシュ	ブルーギル	純淡水			特定	総重	▲		
	ハゼ科	ヌマチチブ	両側回遊		D					●
		ヒリンゴ	両側回遊		D			▲	■	●

表2. これまでの調査にて確認された重要種、外来種（底生生物）

目名	科名	和名	重要種		外来種		実施年度		
			環境省 RL	千葉県 RL	外来 生物法	外来種 リスト	H20~ 22	H30	R6
汎有肺目	モノアラガイ科	ハフタエモノアラガイ				総他	▲	■	
	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	NT	C				■	
ヨコエビ エビ目	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ				総他	▲	■	●
	ヌマエビ科	ミソレヌマエビ		A				■	●
		ヌカエビ		C			▲		
	テナガエビ科	テナガエビ		D			▲	■	●
		スジエビ		D			▲	■	●
	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ			特定	総重	▲	■	●
	ペンケイガニ科	クロペンケイガニ		D					●
	モクスガニ科	モクスガニ		D			▲	■	●
カメムシ	コオイムシ科	コオイムシ	NT						●

注 1：和名、学名、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度生物リスト）」に準拠した。

注 2：重要種は、以下の基準資料により選定した。

「環境省レッドリスト 2020（環境省、令和 2 年 3 月）」

EX：絶滅種 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体

「千葉県レッドリスト（2019 年改訂版）」

X：消息不明・絶滅生物 A：最重要保護生物 B：重要保護生物 C：要保護生物 D：一般保護生物 情報不足

注 3：外来種は、以下の基準資料により選定した。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」

総重：総合対策外来種のうち、緊急対策外来種に該当する種。

総重：総合対策外来種のうち、重点対策外来種に該当する種。

注 4：生活型

純淡水魚：一生を淡水域のみで生活するもの。

降河回遊魚：海で生まれ、淡水域に遡上して成長した後、産卵のために再び海に下るもの。

両側回遊魚：淡水域で生まれてすぐに海に下り、しばらくそこで過ごした後、産卵とは無関係に再び川に遡上するもの。

周縁魚：本来は海産魚であるが、生活環の一部で汽水域または淡水域に入るもの。

汽水魚：周縁魚のうち、一生の大部分を汽水域で過ごすもの。

出典「真間川水系水生生物調査業務委託調査報告書令和 7 年 2 月株式会社地域開発コンサルタンツ」を一部改変して作成

3. 令和 6 年環境省水健全性モデル事業調査

河川（国分川須和田橋）、湖沼（国分川調節池下池）、海域（三番瀬）にて地元の高校生、中学生による調査を行い、その際に捕獲・目視にて確認された底生動物、陸上昆虫、魚、小動物（両生類、爬虫類、哺乳類）、鳥、植物等のうち、重要種・特定外来生物を表 3～5 にまとめました。

表3. 国分川須和田橋にて捕獲・目視された重要種・特定外来生物

分類	目	科	和名	重要種	特定外来	夏	冬
底生動物	マイマイ目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	NT	-		1
魚	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	-	特定	++	+
	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	-	特定	1	
小動物	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	-	特定		3
		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	-	条件	1	
植物	ウリ目	ウリ科	アレチウリ		特定		●

表4. 国分川調節池下池にて捕獲・目視された重要種・特定外来生物

分類	目	科	和名	重要種	特定外来	夏	冬
底生動物	汎有肺目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	DD	-	+	
	エビ目	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	-	条件	+	++
	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	-	特定	++	++
小動物	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	-	特定	1	
	カメ目	ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	-	条件	1	

表5. 三番瀬にて捕獲・目視された重要種・特定外来生物

分類	目	科	和名	重要種	特定外来	夏	冬
底生動物	マルスダレガイ目	マルスダレガイ科	ハマグリ	VU	-	5	2
	スズキ目	ハゼ科	エドハゼ	VU	-	1	1
鳥	チドリ目	チドリ科	シロチドリ	VU	-	●	●
		ミヤコドリ科	ミヤコドリ	NT	-	●	●
		シギ科	ハマシギ	NT	-	●	●

注 1：分類及び種名は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査生物種リスト」（国土交通省）を参考とした。

注 2：重要種は、「環境省レッドリスト 2020」（環境省報道発表資料、2020 年 3 月 27 日）に記載の種を示す。

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅡA 類 EN:絶滅危惧ⅡB 類 VU:絶滅危惧Ⅲ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群

注 3：外来種は、外来生物法:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 平成 16 年法律第 78 号で指定された種を示す。

特定:特定外来生物 条件:条件付き特定外来生物

注 4：個体数の+は 10 以上、++は 100 以上、●は目視で確認できた種を示す。

4. 緑地保全対策

市川市では市街地の緑や樹林地を下記の法令や条例に基づいて保全を行っています。

1) 都市緑地

「都市公園法」に基づいて指定している都市緑地は現在、江戸川河川敷緑地の他、じゅん菜池緑地、国府台緑地、斜面林を中心とした斜面緑地など、これまでに 49 地区 76.41ha を指定し緑地の保全に努めています。

2) 特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づいて特別緑地保全地区を指定しており、1981 年に千葉県初の特別緑地保全地区として市川市に次の 3 地区を指定しました。

- ・平田特別緑地保全地区 約 0.7ha
- ・子の神特別緑地保全地区 約 0.7ha
- ・宮久保特別緑地保全地区 約 0.6ha 計 3 地区約 2.0ha

3) 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づく首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境を有し公害、災害の防止及び無秩序な市街化防止に効果のある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するため、「首都圏近郊緑地保全法」に基づいて近郊緑地保全区域が指定されています。市川市では、1970 年に新浜鴨場を含む 83ha が「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定され、海面埋め立て事業によって造成された工場群に接して広大な緑地が保全されています。さらに、1979 年に新浜鴨場を除く 56ha が「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律」に基づく県設の「行徳鳥獣保護区」に指定されています。

4) 生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内にある農地の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害や災害の防止と農林漁業と調和した都市環境の保全のために、農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画制度です。指定されると税制上の優遇措置が受けられますが、農地として管理することが義務付けられます。

2019 年 12 月に 300 m²以上の農地も指定の対象とし、新規・追加指定の申し出受付により小規模農地の保全をはかります。

5) 保存樹林及び保存樹木

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて保存樹林及び保存樹木が指定されており、現在 4 箇所約 1.7ha が指定されています。

また、2002 年度には、市街地に残された貴重な巨木や市の木であるクロマツを保全・育成するため、市川市保存樹木協定制度を制定しました。協定制度に基づき、巨木やクロマツを良好な状態に維持するための剪定費用等の一部を補助金として交付しています。

表6. 市川市保存樹木協定制度

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
協定本数（本）	173	170	179	186
主な樹種別本数 （本）	クロマツ 130 その他 43	クロマツ 128 その他 42	クロマツ 127 その他 52	クロマツ 130 その他 56

注）その他はクスノキ、イチヨウ等

6) 風致地区

「都市計画法」に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市景観の保全を図るため風致の維持が必要な地域を都市計画の中で指定するものです。「市川市風致地区条例」により、開発行為に対して一定の規制をすることによって緑にあふれた秩序ある街並みの維持を目指しています。

市川市では、国府台、八幡、法華経寺、大町、梨風苑の 5 地区が指定されています。

7) 緑地協定

「都市緑地法」第 45 条、54 条に基づき、市民の方々（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境にしていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結することができます。現在は集合住宅棟 9 箇所約 5.5ha で緑地協定が締結されています。

8) 宅地開発条例事前協議

市川市において施工される宅地開発事業の計画に関する市と事業者による事前協議の手續、公共施設等の整備に関する基準、その他宅地開発事業の施工に関し、必要な事項を定めることにより、優良な宅地開発事業の施工を誘導し、もって優良な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた街づくりを目的とするものです。

9) 緑地保全協定山林

市川市の樹林地は、台地と低地の境に帯状に分布する斜面林や北部の台地を中心に約 119.0ha（市域全体の約 2.1%）あり、良好な都市景観を構成するうえで重要な役割を果たしていますが、年々減少しつつあります。そこで、残り少なくなった民有樹林地を保全するため、山林所有者の団体である「市川みどり会」及びその他の山林所有者と市の間で「緑地保全に関する協定」を締結し、山林に対して、補助金の支給、固定資産税の減免、山林保険（施設賠償責任保険）の適用等を行うことで保全に努めています。2024 年度末現在で約 140 名の所有者、約 34.6ha の山林について協定を締結しています。

10) 屋上等緑化助成事業

生垣助成事業や屋上等緑化補助事業が実施されており、（公財）市川市花と緑のまちづくり財団による緑地の保全や緑化の推進が図られています。

表7. 生垣助成事業（実績）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	累計（1989～）
申請件数（件）	2	4	4	3	2	2	0	420
整備延長（m）	44	38	50	58	63	17	0	6,470
補助金額（千円）	660	557	738	873	939	241	0	55,098

出典）データにみる市川市の都市基盤 2025（市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年6月）

表8. 屋上等緑化助成事業（実績）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	累計 （2001～）
申請件数（件）	0	0	0	1	0	0	0	40
緑化面積（㎡）	0	0	0	28	0	0	0	1,534
補助金額（千円）	0	0	0	70	0	0	0	8,631
緑化の種類	0	0	0	壁 1	0	0	0	屋 35、ベ 2、壁 3

※屋：屋上緑化、ベ：ベランダ緑化、壁：壁面緑化

出典）データにみる市川市の都市基盤 2025（市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年6月）

5. 鳥類モニタリング調査

2023 年度は 80 種 11,724 羽が確認され、2015 年度以降の調査により調査地全体で合計 118 種が記録されています。また、2015 年度から 2023 年度に確認された鳥類のうち千葉県レッドデータブック及び環境省レッドデータブックに掲載されている種類は 51 種類となっています。シンボル種の過去 5 年の調査実績が以下の表のとおりとなっています。

草地・水辺のシンボル種として設定したセッカ・ヒバリの個体数はもともと少ない上に、若干の減少傾向が見られるようです。

表9. 過去 5 年で確認されたシンボル種の個体数

	里山環境のシンボル種		樹林地のシンボル種		草地・水辺のシンボル種	
	メジロ	ウグイス	コゲラ	アカゲラ	セッカ	ヒバリ
2019年	1,091羽	143羽	150羽	5羽	47羽	11羽
2020年	1,355羽	139羽	153羽	3羽	56羽	14羽
2021年	1,094羽	130羽	156羽	2羽	46羽	4羽
2022年	906羽	109羽	199羽	1羽	43羽	7羽
2023年	1,367羽	138羽	140羽	26羽	36羽	9羽
2024年	1,023羽	150羽	134羽	2羽	18羽	10羽

※2021、2022 年度は行徳鳥獣保護区のデータは含んでいない。

6. いちかわ生きものマップ

各指標種の選定基準と生息環境を表 10、調査を開始した 2015 年度から 2024 年度までの調査実績を表 11 にまとめました。

各指標種の生育・生息に関わる環境（里山、樹林、草地、水辺）に着目し、2015～2024 年までの各指標種の報告数をみると、木漏れ日が差し込むような林分を生育場所としている「ヤマユリ」が 2020 年以降の 5 年間、樹林や水辺を生息場所としている「アズマヒキガエル」や「オニヤンマ」が 2021 年以降の 4 年間確認されていません。これらの種の生育・生息場所が変化しおらず、水辺と樹林をつなぐ環境の劣化が起きている可能性が考えられるため、引き続き注目して調査を続けます。

表10. いちかわ生きものマップ指標生物一覧

分類	種	選定基準	生息環境			
			里山	樹林	草地	水辺
植物	ソメイヨシノ（開花）	開花・季節だより、気象変化の指標				
	キンラン	コナラやクヌギの二次林に生育する里山の環境指標	○			
	ヤマユリ	コナラやクヌギの二次林に生育する里山の環境指標	○			
	カラスウリ	林縁に育つツル性植物、市街地の環境指標	○	○		
	セイタカアワダチソウ	外来種でかつて猛威をふるったが衰退の傾向				
哺乳類	ヒガンバナ（開花）	開花・季節だより、気象変化の指標				
	アブラコウモリ	身近な野生哺乳類、蚊などを食べる益獣				○
爬虫類	ニホンヤモリ	市街地の環境指標 夜行性、昆虫などを捕食	○			
	ニホンカナヘビ	市街地の環境指標 個体数減少傾向か			○	
	ヒガシニホントカゲ	市街地の環境指標 個体数減少傾向か	○			
両生類	アズマヒキガエル	水辺の環境指標 成体は水域から離れる		○		○
	ニホンアカガエル	水辺の環境指標 谷津田の減少とともに激減	○			○
鳥類	メジロ	緑の多い環境を好む里山のシンボル	○	○		
	ウグイス	ブッシュ的な環境を好む里山のシンボル	○	○		
	ツバメ	草地や水辺など開けた環境を好み人工物に営巣			○	○
	ヒバリ	まとまった草地や裸地を好む草地のシンボル			○	
	コゲラ	樹林地の環境のシンボル、最近では市街地の近くにも	○	○		
	カワセミ	水生生物をエサとする水辺の環境指標				○
	シラサギ類	水生生物をエサとする水辺の環境指標				○
	モズ	昆虫や両生類・爬虫類など多様な餌を採取	○	○		○
	ナガサキアゲハ	生息域が北上中の南方系の種、気泡変動の指標				
	オニヤンマ	安定した流水と砂泥がある水路と林や藪の環境		○		○
昆虫類	ミンミンゼミ	幼虫は比較的乾いた土中を好む、乾燥化の指標				
	クマゼミ	生息域が北上中の南方系の種、気泡変動の指標				
	トノサマバッタ	貞操の草地に生息する草地の環境指標			○	
	アカトンボ類	赤いトンボの総称、産卵場所は田んぼなど				○
	オオカマキリ	エサとなる昆虫類の生息が必要な草地の環境指標	○		○	
	ミノムシ類	幼虫期ミノを作る蛾の総称、大型のオオミノガは激減	○			
	クモ類	エサとなる昆虫の生息が必要な林縁部の環境指標	○			
その他	その他	指標種以外で目についた生きもの、希少種など				

表11. 2015年から2024年のいちかわ生きものマップ調査実績

分類	種	生息環境				報告数									
		里山	樹林	草地	水辺	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
植物	ソメイヨシノ（開花）					2	19	6	5	5	6	2	2	4	1
	キンラン	○				0	3	1	0	1	1	2	1	0	5
	ヤマユリ	○				3	12	1	1	1	0	0	0	0	0
	カラスウリ	○	○			13	5	7	13	15	9	4	6	3	3
	セイタカアワダチソウ					32	6	5	5	3	3	5	4	1	7
	ヒガンバナ（開花）					5	8	10	8	10	8	11	5	7	11
哺乳類	アブラコウモリ				○	3	7	1	0	0	1	2	1	0	0
	ニホンヤモリ	○				0	2	1	0	2	3	2	0	0	2
爬虫類	ニホンカナヘビ			○		4	15	4	5	6	5	8	8	4	5
	ヒガシニホントカゲ	○				0	10	2	2	5	1	3	1	1	1
両生類	アズマヒキガエル		○		○	2	7	4	1	1	1	0	3	0	0
	ニホンアカガエル	○			○	2	2	3	4	4	1	3	1	0	0
鳥類	メジロ	○	○			11	9	5	4	9	6	6	2	3	3
	ウグイス	○	○			10	18	8	3	3	9	5	10	7	6
	ツバメ			○	○	32	27	10	5	6	11	5	6	2	5
	ヒバリ			○		2	3	0	1	0	2	0	7	1	1
	コゲラ	○	○			11	10	5	4	1	5	2	3	0	1
	カワセミ				○	23	23	8	4	8	20	20	12	6	15
	シラサギ類				○	0	39	19	19	23	25	19	22	17	33
	モズ	○	○		○	13	4	6	2	5	15	12	3	3	1
	ナガサキアゲハ					15	11	10	7	1	2	1	0	2	0
	オニヤンマ		○		○	2	9	2	4	0	1	0	0	0	0
昆虫類	ミンミンゼミ					49	11	3	7	4	3	2	3	0	1
	クマゼミ					0	2	0	1	1	3	2	1	1	1
	トノサマバッタ			○		5	4	5	5	3	4	4	3	7	7
	アカトンボ類				○	23	23	3	3	6	5	9	7	11	5
	オオカマキリ	○		○		11	5	13	4	10	7	14	6	1	8
	ミノムシ類	○				6	5	3	1	7	2	4	5	1	1
	クモ類	○				25	7	4	10	12	11	9	8	6	15
その他	その他					84	149	162	235	354	385	359	349	302	496
計						388	455	311	363	506	555	515	479	390	634

（単位：報告件数）

※その他は指標生物以外の種 ※調査期間：各年3月～翌年2月

7. 第一次生物多様性いしかわ戦略の評価

第一次生物多様性いしかわ戦略							基準年度 2014 (H26)
基本理念	基本戦略	行動計画		施策	指標番号	指標	数値等
「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人」のつながりを形成すること	基本戦略1 生物多様性の保全・再生 「自然と自然をつなげる」	(1)	地域の核となる自然環境を保全していきます	市内緑地の保全と活用	1-1	行徳近郊緑地特別保全地区の生物多様性の状況	鳥獣保護区(56ha)の鳥獣確認種数:91種
					1-2	あいぬすとの来館者数【新(2023年度〜)】	—
					2	大町公園の生物多様性の状況	大町公園、市民キャンプ場、公園の適正な管理
				民有樹林地の保全協定の維持	3	協定山林の面積	38.1ha
				水辺の生物多様性の保全再生	4	真間川水域水循環系再生構想の推進	構想の実施計画である「真間川水循環系再生行動計画」に対する、4市の取り組み状況を、真間川懇談会で報告し合った
					5	三番瀬の再生事業の促進	県にて「三番瀬干潟の環境形成核討事業業務委託」を実施
					6	三番瀬再生事業の推進	漁業協同組合が漁場改善のため客土を実施(783㎡)
				優良農地の保全	7	農業振興地域の面積	386ha
		(2)	身近な自然環境の保全再生を図ります	都市公園の整備	8	都市公園の面積	—
				市街地の緑地の保全	9	都市緑地の面積	60.58ha
				河川環境の保全	10	生物の生息状況 海〜川〜谷津のつながり	全体延長1,621mのうち1,496m(92.3%)が整備済
				市民に親しまれる身近な自然環境の再生	11	子どもたちが体験・体感できる場	各学校で実施 いしかわ戦略周知のため開催
		(3)	地域本来の生物を保護・再生し、 外来生物による生態系への影響の軽減を図ります	地域本来の生物相の保護・再生	12	在来種の生息地の状況	浅井戸水の供給
				外来生物対策	13	アライグマの侵入状況	アライグマは市内で繁殖には至っていない
				園芸植物やペットの適正な管理と飼育	14	【旧(〜2022年度)】地域戦略の市民認知度 【新(2023年度〜)】外来生物についての啓発活動数	「ガーデニングシティ・いしかわ」の推進により在来種の生息環境保全を図った
				(4)	民有地の緑を増やし保全します	住宅地の緑化推進	15
		大型店舗や工場敷地の緑化推進	16			工場緑化の状況	緑化基準達成率:工場・事業所87%、(27件/31件) 事業系建物の申請において、関連課の協議対象となるものは100%達成(セミナー参加者26名)
		都市農地の保全	17			生産緑地の指定面積	98.16ha
	基本戦略2 豊かな文化と 景観の保全・創出 「文化と文化をつなげる」	(1)	地域の伝統ある行事を継承していきます	地域の伝統ある行事の継承	18-1	【旧(〜2022年度)】案内人の活動 【新(2023年度〜)】伝統行事の案内	①観光・物産案内所での情報発信②市川案内人の会の活動への支援③市川市観光協会が主催する観光講座への支援(観光交流)④街回遊展でのガイドツアーの実施⑤まち案内所開設(文化振興)
					18-2	指定無形民俗文化財への補助【新(2023年度〜)】	—
		(2)	文化的資産や社寺林のある景観を守ります	社寺林と周辺緑地の保全	19	特別緑地保全地区の指定面積	—
				巨樹や巨木の保全	20	協定本数	189本
	基本戦略3 様々な人々や組織との協働 「人と人をつなげる」	(1)	市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全を行っていきます	市民ボランティアによる緑地や山林の保全	21	保全緑地の状況	12箇所
				事業者による緑地の管理	22	【旧(〜2022年度)】地域戦略の事業者認知度 【新(2023年度〜)】事業者・市民を対象とした講演会への参加者数	生物多様性セミナーへの参加事業者数:16社
				市民ボランティア活動への支援体制の整備	23	【旧(〜2022年度)】事業の進捗状況 【新(2023年度〜)】ボランティア団体の交流会の実施状況	—
		(2)	市民ボランティア活動に参加する市民や事業者のための人材育成をおこなっていきます	市民ボランティアの育成	24	花と緑の講習会 年間開催講座数	10講座
				市民と市民ボランティアとの交流の場の提供	25	いしかわ子ども環境クラブの参加 クラブ数・メンバー人数	10団体、90人
				市民ボランティアへの支援	26	エコギャラリー 参加団体数	12団体
					27	環境団体 登録団体数	環境活動団体:36団体 緑のボランティア活動支援:8団体
		(3)	生物多様性に関する知識と理解を広げていきます	生物多様性に関する知識の普及啓発	28	生物多様性に関する講座への参加者数	11回
				生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存	29	指標生物による把握	—
	基本戦略4 生物多様性の持続可能な利用 「人と自然と文化をつなげる」	(1)	生物多様性に配慮した都市開発や事業活動、市民生活をおこなっていきます	道路建設における生物多様性への配慮	30	地域戦略の庁内認知度	都市計画道路3,14,18号事業地内のクロマツ保全 八幡5丁目クロマツ公園の整備
				事業活動における生物多様性への配慮	31	【旧(〜2022年度)】地域戦略の事業者認知度 【新(2023年度〜)】事業者・市民を対象とした講演会への参加者数	生物多様性セミナーへの参加事業者数:16社
				消費活動における生物多様性への配慮	32	地域戦略の市民認知度	いしかわ戦略を知っている市民の割合:11%
		(2)	地球温暖化対策に取り組みます	地球温暖化対策の推進	33	温室効果ガスの市内における排出量	3129.6千t-CO2
				再生可能エネルギーの普及	34	【旧(〜2022年度)】住宅用太陽光発電システムの普及件数 【新(2023年度〜)】住宅用太陽光発電システムの設置設備容量	累計 3,051件
		(3)	子どもたちが自然や文化にふれあえる機会を増やします	子どもたちが自然や文化とふれあえる機会の提供	35	地域の自然や文化を身近に感じるとの割合	各学校で実施

短期目標年度（当初）		直近実績		短期中期目標	
2020（令和2）	評価	2024（令和6）	評価	2025（令和7）	
鳥獣保護区（56ha）の鳥類確認種数：86種	A	鳥獣保護区（56ha）の鳥類確認種数：82種	A	【旧（～2022年度）】ノ生物多様性の回復 【新（2023年度～）】ノ生物多様性の維持	
—	—	38,114人	A	生物多様性についての知識の向上	
看板、水路の一部修繕。 委託による樹木の剪定、伐採、草刈。	B	ナラ科等の樹木を対象としたナラ枯れ対策のための薬剤注入及び伐採。	B	ノ生物多様性の回復	
36.2ha（対H26年度比）△5%	B	34.6ha（対H26年度比）△9.2%	B	一民有樹林地の保全	
5人槽6基に対して高度処理型合併浄化槽への転換補助（5,544,000円）	A	5人槽2基の高度処理型合併浄化槽への転換補助（1,600,000円）	B	ノ水辺環境の生物多様性の回復	
雨水貯留施設（雨樋取付型）7件、雨水貯留施設（浄化槽転用型）2件の設置に対する助成（281,555円）	A	雨水貯留施設（雨樋取付型）10件の設置に対する助成（159,150円）	B	ノ水辺環境の生物多様性の回復	
県民人工干潟造成を要望	B	干潟再生に先立ち、現在の環境を把握するためモニタリング調査を実施。	A	ノ水辺環境の生物多様性の回復	
漁場改善を目的とした団体へ支援を実施	A	・航路浚渫土砂を活用し、漁場に投入（約5,800m ³ ） ・漁場改善を目的とした団体へ支援を実施	A	ノ三番瀬漁場の再生	
386ha	A	386ha	A	一都市農業の振興	
殿台第2公園（新設）、柏井町さつき公園（新設）	A	きんもくせい公園（新設）ほか5件新設	A	ノ市街地の都市公園の拡充と保全	
76.41ha	A	76.41ha	A	ノ市街地の都市緑地の拡充と保全	
全体延長1,621mのうち1,588m（98%）が整備済	A	整備済	A	ノ河川の生物多様性の回復	
学校ビオトープは各学校に委ねている	B	江戸川ビオトープは年1回草刈および専門員による生物調査を実施	B	ノ子どもたちが体験・体感できる場の形成	
イノカシラフラスコモの生息に必要な浅井戸水の水質調査を実施。生息状況を確認。	A	イノカシラフラスコモの生息に必要な浅井戸水の水質調査を実施。生息状況を確認。	A	一在来種の生息環境の保全	
捕獲わな設置件数：12基、 アライグマ捕獲処分数：12頭	B	捕獲わな設置件数40基、アライグマ捕獲処分数：31頭	A	一外来種の侵入を防ぐ	
ガーデニングシティいちかわ及び景観まちづくりの取り組みにより、在来種の生息環境の保全を図った	R	・Webサイトにて（外来種「入れない」「捨てない」「拡げない」）を周知。 ・令和6年2月「外来生物対策マニュアル」を策定し、周知。	A	【旧（～2022年度）】在来種の生息環境を保全 【新（2023年度～）】外来生物に関する適正な知識の普及	
生垣設置助成4件（50m） 屋上緑化助成0件（0m） 駐車場助成5件（196m ² ）	B	生垣設置助成0件（0m） 屋上緑化助成0件 駐車場助成0件（0m）	B	ノ住宅地の緑化に関する市民意識の向上	
・工場の緑化届出件数：29件 ・年度末時点での工場の緑地面積：968,726m ²	A	・工場の緑化届出件数：35件 ・年度末時点での工場の緑地面積：908,216m ²	B	ノ生物多様性に配慮した緑化	
313地区 91.30ha	B	291地区 82.13ha	B	一生産緑地の維持	
いちかわ観光・物産案内所での情報発信や特産品の紹介。 まち歩きイベントにて観光スポットを案内。	R	データなし	C	一自然に根差した地域文化の伝承	
—	—	指定無形民俗文化財2件（国府台辻切り/御奉誂） 補助金額：90,000円	A	一自然に根差した地域文化の伝承	
・行徳近郊緑地特別保全地区83ha ・特別緑地保全地区3地区（2ha） （平田、喜久保、すの神）	A	・行徳近郊緑地特別保全地区83ha ・特別緑地保全地区3地区（2ha） （平田、喜久保、すの神）	A	一市街地の緑地空間の保全	
172本（対H26年度比）△9%	B	186本（対H26年度比）△1.6%	B	ノ巨樹、巨木の保全	
15箇所	A	16箇所	A	ノ生物多様性に配慮した保全	
市内民間事業所を対象とした、いちかわ戦略の認知促進活動は未実施	R	和洋女子大学にて、大学生を対象に生物多様性セミナーを実施：24名	A	【旧（～2022年度）】いちかわ戦略の市内事業者への認知 【新（2023年度～）】ノ事業者に対するみどりの管理に関する知識の普及	
ボランティア9団体 会員数164名	A	ボランティア：8団体 会員数189名 交流会実施数：12回	A	ノ市民ボランティア活動への支援体制の推進	
花と緑の講習会を定期的に開催し、市民への花と緑に関する知識を普及している	A	9講座	B	ノ花と緑に関する知識と技術の普及	
31団体、170人	A	27団体、159人 講座：1回	B	【旧（～2022年度）】ノ25団体 【新（2023年度～）】ノ35団体（23年度33団体、24年度34団体）	
9団体	B	7団体	B	ノ20団体（23年度13団体、24年度17団体）	
環境活動団体：32団体 緑のボランティア活動支援：9団体	B	環境活動団体：31団体 緑のボランティア活動支援：8団体	B	ノ45団体（23年度42団体、24年度43団体）	
自然環境講座、生物多様性セミナーを開催することにより幅広い世代に啓発を行った。	A	自然環境講座：2回、166人 生物多様性セミナー：1回、24人	B	【旧（～2022年度）】ノ200人年 【新（2023年度～）】ノ350人/年（23年度330人、24年度340人）	
シンボル種（鳥類）確認数1,332羽（行徳除く） いきものマップ アクセス数4,206件 投稿数555件 調査員数132人	A	シンボル種（鳥類）確認数1,337羽 いきものマップ アクセス数1,295件 投稿数641件 調査員数146人	A	ノ生物多様性に関する情報収集	
該当なし	A	都市計画道路3・6・32号の整備にて、街路樹の整備（ヒラドツツジ240本、ハナミズキ25本）	A	ノ生物多様性に配慮した公共事業の普及	
2020年は新型コロナウイルスで中止、2019年は千葉商科大学で講演、2018年は市内小中学校の教員を対象にしたセミナー開催	R	和洋女子大学にて開催（野生生物対策について講演）	A	【旧（～2022年度）】生物多様性に配慮した事業活動の普及 【新（2023年度～）】ノ事業者に対する生物多様性に関する知識の普及	
いちかわ戦略を知っている市民の割合：36%（399人/1081人）	B	いちかわ戦略を知っている市民の割合：38%（439人/1147人）	B	ノ生物多様性に配慮した消費活動の普及	
2,278.2千t-CO ₂	B	2022年（速報値）：2,537.0千t-CO ₂	B	ノ2,145千t（23年度2,290千t、24年度2,218千t、25年度2,145千t）	
18,913kw	B	2023年実績：24,848kw	A	【旧（～2022年度）】ノ5,000件【新（2023年度～）】ノ23,000kw（23年度21,000Kw、24年度22,000Kw）	
グリーンスクール事業等における学習を通じて生物を大切にしたいという記述や行動が見られるようになった。	A	グリーンスクール（日帰り）6回、グリーンスクール（宿泊）2回実施	B	ノ地域の自然や文化に対する理解と普及	

8. 生物多様性いちかわ懇談会

生物多様性いちかわ懇談会

第1回：2024/11/16, 第2回：2024/11/30, 第3回：2025/01/19

出席者：市民19名（20代～80代）、総合環境課

第1回, 第2回では、公募により集まった市民19名が北東部・北西部・中部・南部に分かれ、各エリアの「生物多様性の現状」や「担い手」・「外来生物問題」の解決に向けた取り組みについて、意見交換を実施しました。第3回では、それらの意見をもとに、各エリアのリーダー・サブリーダーが、市域全体の目指すべき将来像や取り組みの在り方について、以下のように取りまとめを行いました。

〈懇談会が考える市川市が目指すべき将来像〉

2050年に市川市で実現すべき生物多様性の将来像を次のように提案します。

『多様でたくさんの「土・水・緑といきもの」がつながった街』

『その価値を理解して、市民と自然が共生している街』

各エリアからの意見は、次のようにまとめられると考えました。

「市川市にある自然（土・水・緑といきもの）がこれ以上減少してほしくない」「自然の量だけではなく、中身や質も重要である」「多様な自然同士のつながり（コリドーやエコトーン）を確保していきたい」という“環境”に対する思い。

それに、「市民が生物多様性について理解し、自然を楽しむことで創り上げていきたい」「市民と市民、市民と行政がともに話し合い、地域戦略の思いを受け継いでいきたい」という“人”に対する思い。

よって、2050年に実現すべき将来像として、『多様でたくさんの「土・水・緑といきもの」がつながった街』『その価値を理解して、市民と自然が共生している街』としました。

〈懇談会が考える自然との関わりのあり方〉

第1回, 第2回の懇談会では、「子ども達が自然に興味を示すための取り組み」や「大人が保全・再生に参加するための取り組み」の2点について検討してきました。

第3回の取りまとめでは、“子ども”と“大人”について、密接につながったものと判断し、次のようなフレーズにまとめました。

『学校教育や地域での交流を通じて、“子ども”も“大人”もつながって、学び・楽しみ・話し合える場を維持・拡大していくことが望まれる』

これまで、市川市で行われてきた、学校における虫採りや米づくり、親子での観察会や体験会、農業ボランティア等の取り組みを、今後も継続し、さらに幅広い人・場所・取り組みに拡大することが重要であると考え、『学校教育や地域での交流を通じて、“子ども”も“大人”もつながり、学び・楽しみ・話し合える場を維持・拡大していくことが望まれる』としました。

なお、時間の関係で外来生物問題についてまとめることができませんでしたが、第2回懇談会では外来生物について、増やさない・拡げない、正しい情報の周知、新たな外来生物については正確な情報を早期に収集し防除する仕組みを整備すること、在来生物や生態系を守る取り組みを行うこと、などが大切であるという意見が出されていたことを報告します。

北西部 リーダー

北東部	北西部	中部	南部
【1】の1つは、2050年にどのようなエリアになってほしいか。どのような取り組みをすればいいか	・真間川流域にミシシippアカミミガメが増える状態 ・緑が増えてほしい ・親子で利用できる遊具ではない自然の公園 ・田んぼを増やしたい ・ホテルが見られるようにしたい ・国分川調節池にもっと木が植えてある ・梨農家を守る ・大柏調節池緑地の周辺環境を良くする ・谷津を守る ・街路樹に郷土樹木を使う（バラだけではなく） ・広報、SNS、YouTubeで大町公園を紹介する ・デベロッパへの必要な規制 ・落ち葉バンク	・北西部は緑と水が多い環境なのでこれを活かして、ピクニックセンター、コーヒージョップ、歩きやすい遊歩道の整備（整備しすぎない） ・上記に行きやすいようにサイクリングロードなどの整備 ・ボランティアと市役所、ポランディアと専門家の協力体制の構築	・現在残る緑地や歴史的な部分を残してほしい ・街路樹を自然と共生できるように管理する ・ベンチスペースなどが無いので木と土があるスペースに小さい休憩所を作してほしい ・狭い土地に無理に木を植えずに、まとめて植えるスペースを作る。 ・緑地を守る ・現状についての反省。具体的な改善を自指す。 ・空地を生かしていけば良いと思う。 ・無理な枝切りはしない ・過去から現在の自然環境の移り変わりをデータ化する ・取組によって特になるような事（ポイント付与など）を取り入れ、（例：コンクリートから緑地にする、毎年ポイント、等） ・勉強（食育等）を通じて学んだり安心して学べる環境を作る。 ・大人がまず自然を大切にしている姿勢を見せる ・学校教育で教える ・身近な自然を守りそこで遊べるようにする（遊具などは無くても良い） ・YouTubeなどで自然で遊んでいるのをアピールする
【2】にどのような取組をしてみたいか	・水と樹林と草地が一体となった場を増やす ・谷津を利用する ・幼虫のえさ場（木を植えて、カブトムシとか多様な虫のための場）があるといい ・イベントの実施（虫とりや「そこにあるもの」を食べるなど） ・小学生の子ども達に田んぼ体験をさせたい ・遊具がなくても工夫するきっかけをつくる	・環境整備をして水辺に入れる場所や自然にふれあえる場所を作る（虫取りなどができる環境） ・市川の自然を知ってもらう機会を作る（小学校の調べ学習、リーフレットやHP、観察会等） ・子ども主体で活動できる場所の創出	・子どもが学校で学んだことを大人に教える ・子どもたちに船にのってもらい海の体験をしてもらう ・カキ礁を整備して子どもが安全に、裸足で歩けるような場所にする ・中長期的に取り組める事を取り入れる（例：高校生に地引網を月1で1年間引いてもらい調査を実施。その結果、生きものが好きになった生徒が増えた。）

	北東部	北西部	中部	南部
良自然を 【3】 かたを め保今 には全 ど自ま の生で よう興 な取す 組の興 み無味 をな し行 うた て大 い人 げに ば	・小林先生の話を聞く機会があると良い ・子どもを主体として大人も一緒に楽しめるイベント（田植え等） ・市を含め大人がその地域の声を聞く ・住まいの周辺の環境度をはかる ・知る場を作る	・SNSなどを利用し情報発信する。 ・保全是「生きものが好き」だけでなく生態系サービスが整うことで全員にメリットがある。 ・消防や庭関係の仕事などの訓練の場や他の目的（アートなど）などと結びつけると忙しくても参加しやすい。 ・子どもが参加すれば親も参加しやすい	・忙しくて興味を持てていないので皆で考える機会を行政が情報発信してほしい。 ・有名人を招き講演してもらおう ・子どもに知ってもらいたい大人に伝えよう ・自治体や保護団体が再生プランを立てる ・塩浜の計画をやめる ・植木の水やり、掃除ゴミ拾いなど手入れをしている人がいることを伝える ・身近な環境破壊を見つけたら止めて保全してほしい ・特になる取組みを推進する。 （例：グリーンカーテン、生ごみ処理など） ・保全、再生ではなく、保全にしっかり取組み、壊れてしまったら再生、ではなく壊れないようにしていくべき。	・自分に得するものがないと大人は参加しない。ボランティアより利益のあるもの（例：潮干狩り、のり作り、塩作り等） ・子どもと一緒に遊べるもの ・楽しみ方を教える講座を行う（学べる、遊べる、楽しめる、食べられる） ・ボランティアで自然案内できる人を育てる講座などを実施する ・緑のみずがき隊は農家に土地をかりて田んぼをやっている。一緒にやりまかせんと声をかけたら人が増えた。 ・生態系の破壊がおこらないように見守る ・徹底して排除できるものは頑張りなげればいけない（例：ナガエツルノゲイトウ） ・ザリガニ釣りができる場所をつくる ・外国人にも正しい情報を提供する。 ・人種差別にならないように正しい情報を提供する
そな 【4】 のつ だて めい に2 何の の5 をが 0 し望 年 てま い しい 外 来 生 物 が ど の よ う な 状 態 に 必 要 が あ る か	・侵略的在外来生物を市民が捨てないようにする ・外来生物とうまく共生する ・市民への啓蒙活動の実施 ・市内でのランク付（地域別）	・これ以上増やさない ・在来種を守る ・外来種を一部囲って飼育する ・外来種が広がってしまいう前に対応できる仕組みがあると良い ・拡散を防ぐために侵略的外来生物の駆除の実施 ・市川市には外来生物の駆除をしている団体がないので、団体作り、回収や駆除の支援をする。 ・ゴミ拾いなどとコラボする ・初期に駆除したほうが低コストですむ	・外来生物が増えていない ・在来生物が生きられるようになっていく ・外来生物について周知 ・減らす方法を周知 ・在来種と外来種について知る ・アカミミガメやザリガニを捕ったから専用施設に持ち込む ・緑のある場所を守る	

9. 環境団体アンケート

環境団体アンケートの結果概要

1. 調査概要

- 1) 期間 2025年5月9日～26日
- 2) 対象 市川市環境登録団体及びこれまでに要望、提案、協力いただいた団体
(回答数：18団体(送付団体数：24団体))
- 3) 概要 設問①団体の概要(団体情報(団体名、代表者名など)、団体の活動状況、
団体の活動する上での課題、第二次いちかわ戦略の施策との関連)
設問②第二次生物多様性いちかわ戦略の施策に対する意見

2. 調査結果

設問① 団体の概要

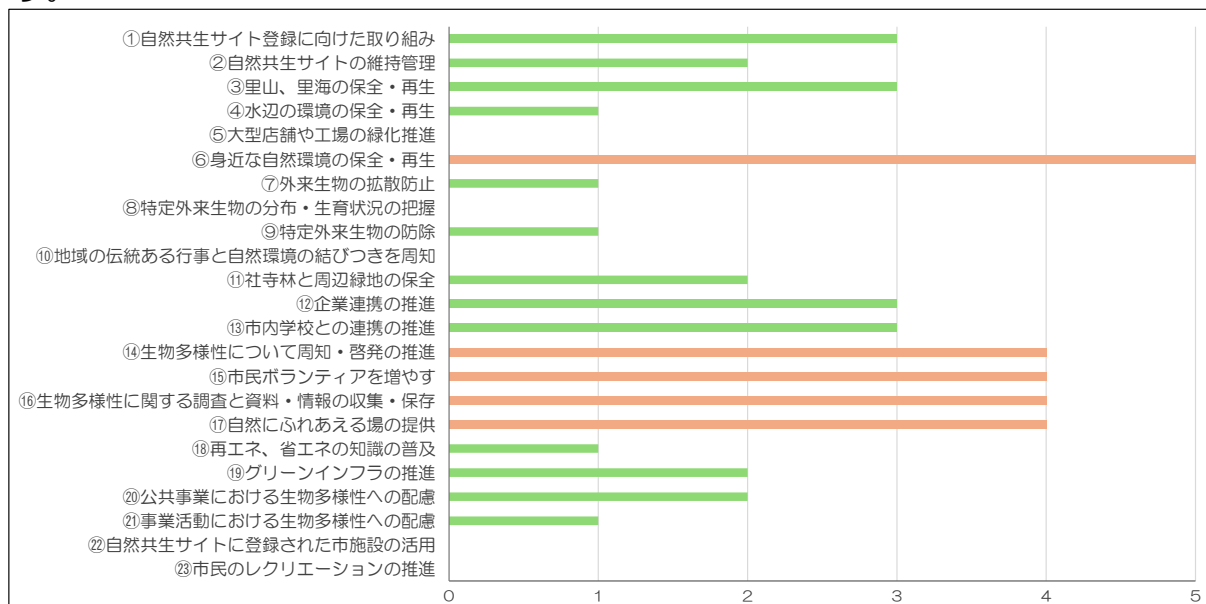
「団体の活動状況」、「団体の活動する上での課題」、「第二次戦略の施策と団体との関連」について、回答数の多い順に並べ、上位の者を下表に示しています。

質問	回答結果(上位3位まで表示)
〔記述式〕団体の活動状況	※記述式の回答を類型化して整理しました。 1. 維持管理、整備……………10団体 2. 自然復元・再生・保全……………9団体 3. 普及・啓発活動……………6団体 3. 調査……………6団体
〔記述式〕団体の活動する上での課題	※記述式の回答を類型化して整理しました。 1. 高齢化・人手不足……………11団体 2. 市の取り組み不足……………8団体 3. 普及啓発不足……………3団体
〔選択肢+記述式〕 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策と団体との関連 〔選択肢〕第二次生物多様性いちかわ戦略骨子案施策案一覧 ①自然共生サイト登録に向けた取り組み ②自然共生サイトの維持管理 ③里山、里海の保全・再生 ④水辺の環境の保全・再生 ⑤大型店舗や工場の緑化推進 ⑥身近な自然環境の保全・再生 ⑦外来生物の拡散防止 ⑧特定外来生物の分布・生育状況の把握 ⑨特定外来生物の防除 ⑩地域の伝統ある行事と自然環境の結びつきを周知 ⑪社寺林と周辺緑地の保全 ⑫企業連携の推進 ⑬市内学校との連携の推進 ⑭生物多様性について周知・啓発の推進 ⑮市民ボランティアを増やす ⑯生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存 ⑰自然にふれあえる場の提供 ⑱再エネ、省エネの知識の普及 ⑲グリーンインフラの推進 ⑳公共事業における生物多様性への配慮 ㉑事業活動における生物多様性への配慮 ㉒自然共生サイトに登録された市施設の活用 ㉓市民のレクリエーションの推進	1. ⑥身近な自然環境の保全・再生…6団体 2. ⑰自然にふれあえる場の提供…6団体 3. ③里山、里海の保全・再生……………4団体 3. ⑭生物多様性について周知・啓発の推進……………4団体

※「第二次生物多様性いちかわ戦略の施策と団体との関連」は、施策案の中より関連性が高いとして選んだ団体の数が多い施策を示しています。

設問②第二次生物多様性いちかわ戦略の施策に対する意見

「第二次生物多様性いちかわ戦略骨子案の施策の中で、市川市に力を入れて取り組むべき施策」として選んだ団体が多かった上位 5 件をオレンジ色で示しています。



上位 5 件について、施策を選んだ理由や要望の一部抜粋を下記に示します。

施策⑥身近な自然環境の保全・再生

- ・生物多様性を進めるためにある程度の広さのある緑地、連続性のある緑地が必要。民有地の買取りを進めて欲しい。
- ・ナラ枯れ病による枯損木の処理などは安全確保の観点からも迅速な取り組みが必要である。

施策⑭生物多様性について周知・啓発の推進

- ・2014～2017 年までは学芸員などによる市民向け自然環境講座が年 10 回行われ参加者も 100 人を超している。このような講座が重要なので復活してください。

施策⑮市民ボランティアを増やす

- ・市民に自然に関する興味を持ってもらうことが重要で、そのための体験ができる場と情報とサポートについて、既往のボランティアなどと協力し、市民参加のプログラムを作り、市がサポートしていく必要があります。

施策⑯生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存

- ・生物多様性いちかわ戦略を実施したことによって、市川の自然環境保全・再生がどの程度達成されたかが分る調査は必須である。その調査結果を定期的に市民に公表し、理解と協力を得ることが必要である。

施策⑰自然にふれあえる場の提供

- ・子ども達が自然とふれあう講座をふやす。
- ・自然環境の学習にはその場の提供が必要である。市内緑地の場の提供とさらなる場の拡大に向けた取組が市の重要な課題である。

10. 第二次生物多様性いちかわ戦略策定の経緯

年度・月	項目	概要
令和6年度	真間川水系水生生物調査	第二次生物多様性いちかわ戦略策定における基礎資料を収集するために真間川水系の水生生物の生息状況の調査
令和6年度	環境省水健全性モデル事業調査	環境省による「水質以外の観点によるモニタリング」の導入を検討するための総合的な水環境調査
令和6年度	生物多様性いちかわ懇談会	市民参加 19名
令和7年5月9日～5月26日	環境関連団体への状況調査	25団体
令和7年7月1日	第1回生物多様性いちかわ戦略推進会議	戦略素案の内容について
令和7年8月5日	第1回環境審議会	・環境審議会への諮問 ・素案への意見
令和7年8月16日～9月14日	パブリックコメントの実施	意見提出者数 22人 意見数 185件
令和7年9月18日	第2回生物多様性いちかわ戦略推進会議	指標について
令和7年11月13日	第2回環境審議会	・素案（修正版）への意見
令和8年1月〇日	第3回環境審議会	・答申案の検討
令和8年3月〇日	環境審議会からの答申	

11. 市川市環境審議会委員、専門委員名簿

委員名簿

市川市環境審議会委員

氏 名	所 属 ・ 役 職	選出区分
熊谷 優子	和洋女子大学 教授	学識経験者
西原 勝徳	市川商工会議所 議員	市内の事業場の代表者
小泉 文人	市川市議会	議会の推薦した議員
太田 丈之	市川市議会	議会の推薦した議員
門田 直人	市川市議会	議会の推薦した議員
とくたけ 純平	市川市議会	議会の推薦した議員
富家 薫	市川市議会	議会の推薦した議員
ほとだ ゆうな	市川市議会	議会の推薦した議員
山中 右次	市川商工会議所 議員	市内の事業場の代表者
杉本 卓也	千葉商科大学 教授	学識経験者
小倉 裕直	千葉大学 大学院 教授	学識経験者
大野 京子	市川市医師会 副会長	学識経験者
新井 るり子	市川市薬剤師会 副会長	学識経験者
小川 治夫	市川市農業委員会 会長職務代理者	農業の代表者
秋本 久	市川市漁業協同組合 代表理事組合長	漁業の代表者
道下 経枝		市民の代表者
久野 綾子		市民の代表者

※令和7年6月24日現在

市川市環境審議会専門委員

氏 名	職 業 等	専 門
小林 達明	千葉大学 名誉教授 農学博士	里山環境の保全と回復 木本植物の生理生態

12. 諮問書

市川第 20250714-0245 号
令和 7 年 8 月 5 日

市川市環境審議会
会長 熊谷 優子 様

市川市長 田中 甲

第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について（諮問）

市川市環境審議会条例第 2 条の規定により、別紙を添えて下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

○諮問事項

第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について

諮 問 理 由

本市では、まちの魅力である貴重な自然環境と、そこに暮らす様々な生きものたちを守り、後世に引き継いでいくため、生物多様性基本法第13条に基づき、平成26年3月に「生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

これまでモニタリング調査などに取り組んでいるところですが、本市の生物多様性を保全・再生するためには、より一層、市民や事業者、大学をはじめとする教育機関など、様々な主体との「連携強化」を図る必要があります。

そして何より、水は生き物の命の源であることから、本市の特徴でもある江戸川をはじめとする、さまざまな河川の「水環境」を改善しなければなりません。

そこで、この「連携強化」を図るとともに、「水環境の改善」を最大のテーマと位置づけ、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定したいと考えております。

つきましては、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定するにあたり、水環境の改善の中で、市内の「清流」を取り戻し、その先の「生物多様性の豊かなまち」につなげるための、必要な視点や取り組みの方向性などについて、市川市環境審議会に意見を求めるものです。

13. 答申書

答申書掲載予定

14. 用語解説

生物多様性をより理解するため、関連する自然環境の熟語なども加えました。

《あ行》

愛知目標（あいちもくひょう）

愛知目標は、戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実現するという 20 の個別目標です。

この愛知目標は、数値目標を含むより具体的なものであり、そのうち、生物多様性保全のため地球上のどの程度の面積を保護地域とすべきかという目標 11 に関しては、最終的には「少なくとも陸域 17%、海域 10%」が保護地域などにより保全されとの目標が決められ、その他にも「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」といった目標（目標5）が採択されています。

維管束植物（いかんそくしょくぶつ）

維管束植物とは、地上に生育する植物の中で、体内で栄養分や水分を運ぶための維管束を持つものを指しており、シダ植物、裸子植物、被子植物が含まれます。高等植物と呼ばれることもあります。

維管束の存在は植物が大型化し、陸上での生活に適応する上で重要な役割を果たしました。

一級河川（いっきゅうかせん）

河川は上流部から小さな河川が合流し、この合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうにしたがい、大きな河川となっていきます。これら一群の河川を合わせた単位を「水系」と呼んでいます。

1965 年に施行された河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令により指定されたものを「一級水系」と呼んでいます。一級水系に係る河川のうち河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川が「一級河川」です。

逸出（種）（いっしゅつ（しゅ））

植物の場合は、栽培している植物が管理下から外れて野生化することをいいます（動物の場合は飼育している動物が逃げ出すこと）。

これにより本来は日本に生育しない国外の植物種が侵入し、自然界へ広がっている例が数多くみられます。

遺伝資源（いでんしげん）

遺伝資源とは、生物の遺伝子に由来する素材であり、遺伝の機能的な単位を持つものです。具体的には、遺伝子、DNA、RNA などが含まれます。生物多様性条約において、遺伝資源は、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義されています。

入り江（いりえ）

入り江とは、海岸や湖の一部が侵食作用によって陸側にえぐるように入り込んでできた地形のことです。湾よりも規模の小さな地形です。浦（うら）、入り海（いりうみ）ともいいます。

well-being（うえるびーいんぐ）

ウェルビーイング（well-being）とは、「幸福」、「健康」という意味に加え、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされている広い意味の幸福を指す概念を言います。世界保健機関（WHO）憲章では、健康とは何かを説明する前文（以下）にウェルビーイングという言葉が使われています。

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること（ウェルビーイング: well-being）をいいます」

雨水浸透施設（うすいしんとうしせつ）

雨水浸透施設とは、雨水を地下に浸透させることで、下水道や河川への流入を抑制し、水害を防ぐための施設です。

雨水貯留施設（うすいちりゅうしせつ）

雨水貯留施設とは、降雨によって集まった雨水を貯めるための施設で、主に洪水のリスクを軽減し、地下水の保全や湧水の復活を目的としています。これにより、都市部での浸水被害を緩和し、河川への負担を軽減することが期待されています。

園芸種（えんげいしゅ）

園芸種とは、交配等により野生の植物を人為的に育てやすく、鑑賞向きに改良した品種のことです。これらの品種は、花付きが良い、花が大きい、実付きが良いなど、観賞価値が高められています。

塩性湿地（えんせいしっち）

塩性湿地とは、海岸にある湿地であり、海に近いため潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水するか、または陸地となる地形です。干潟全般よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、通常、塩生植物の繁殖が見られます。

OECD（おーいーしーえむ）

OECDとは、Other effective area-based conservation measures の略で、保護地域以外で生物多様性を効果的に保全するための区域を指します。日本では、里地里山、企業林、社寺林などが具体例として挙げられます。「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」は、2030年までに陸と海のそれぞれ 30%を自然保護として保全対象にする目標ですが、国立公園など既存の保護地域制度以外の手段によらないと、その達成が困難とされており、その意味でOECDが注目されています。

屋上緑化（おくじょうりょっか）

屋上緑化とは、建築物の屋上や屋根に植物を植え、緑を増やすことを指します。これにより、都市環境の改善や快適な生活空間の創出を目指します。屋上緑化は、特に都市部でのヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー効果が期待されています。

《か行》

カーボンニュートラル（カーぼんにゅーとらる）

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

海浜性生物（かいひんせいせいぶつ）

海浜性生物とは、海と陸の境界に位置する海浜生態系に含まれる生物であり、海浜生態系の重要な機能を担っています。海浜性生物の多様性は、海浜生態系の健康と持続可能性に大きく影響を与えます。海浜性生物の保護と保全は、海浜生態系の維持と生物多様性の向上に寄与します。

海洋の一次生産（かいようのいちじせいさん）

海洋一次生産とは、大気中または溶存二酸化炭素から海洋で有機化合物を化学合成することです。これは主に、光をエネルギー源とする光合成のプロセスによって行われますが、無機化合物の酸化または還元をエネルギー源とする化学合成によっても行われます。地球上のほぼすべての生命は、直接的または間接的に一次生産に依存しています。

海洋の酸性化（かいようのさんせいか）

人間活動によって排出される二酸化炭素は、地球温暖化を引き起こす主要な温室効果ガスですが、近年、大気中に放出された二酸化炭素を海洋が吸収していることにより引き起こされる問題として、「海洋酸性化」が指摘されています。海水中のpHは一般的に弱アルカリ性を示しますが、海水中に二酸化炭素が多く溶け込むとpHが下がり、海水のアルカリ性が弱まります。海洋酸性化の指標として用いられるpHは、水素イオン濃度の逆数の対数で定義される値であり、水素イオン濃度が増えるとpHは下がります。このように海洋のpHが長期にわたって低下する現象を「海洋酸性化」と呼んでいます。

外来種（がいらいしゅ）

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）のことを表すと思われがちですが、例えばカブトムシのように、本来は本州以南にしか生息していない生物が北海道に入ってきた、というように日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合も“外来種”となり、もともとからその地域にいる生物に影響を与える場合があります。このような“外来種”のことを「国内由来の外来種」と呼んでいます。

可動堰（かどうぜき）

堰とは、河川の水位を調節して、都市用水や灌漑用水等の取水や、塩水の遡上の防止、河川を分派する等の目的のために河道を横断して設置する施設で、河道の縦断形を将来にわたって制御する施設のことです。堰は、可動堰と固定堰に分けられ、ゲートによって水位の調整ができるものを可動堰といいます。

環境学習（かんきょうがくしゅう）

環境学習は、自然や環境についての知識を深め、その知識を通じて行動を促す学びを指します。具体的には、学校の授業や地域のイベントでの自然観察、環境保護活動への参加などが含まれます。

涵養（かんよう）

降雨や川の水が地下に浸透し、地下水が蓄えられている地層へ徐々に流れ込むことをいいます。降った雨水が土壌に貯まり、その後少しずつ流れ出ていくことで、川の流量の安定化や洪水の緩和、水質浄化等の効果があります。

気候変動（きこうへんどう）

気候変動とは、長期間にわたって気温、降水量、雲などの気候平均や変動性が変化する現象のことを指します。人為的要因の大きなものとしては温室効果ガスがあり、その排出量の増加は温室効果をもたらします。産業革命が始まって以降、大量の人為的な温室効果ガスが大気に放出されています。

近郊緑地（きんこうりょくち）

近郊緑地とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第2条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第2条において定義づけられている緑地を指します。これらの法律は、近郊緑地が、住民の健全な生活環境の確保（首都圏）や文化財の保存、観光資源の保全など（近畿圏）に役立ち、首都圏または近畿圏の秩序ある発展に寄与することを目的として制定されました。

近郊緑地特別保全地区（きんこうりょくちとくべつほぜんちく）

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する等の土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができます。

降河回遊魚（こうかかいゆうぎょ）

普段は河川で生活しているが、海に降って産卵し、誕生した子どもが川を遡る魚種を降河回遊魚といいます。代表的なのはウナギですが、ウナギの場合は河川に上らず、沿岸域で過ごす個体もいるので完全には当てはまりません。甲殻類のモクズガニもこれに該当します。

後背湿地（こうはいしっち）

後背湿地とは、広義には沖積低地や浜堤平野の微地形の一種であり、自然堤防や浜堤の背後に形成された微低地を指します。協議には、自然堤防の背後にある低湿地の部分を指します。河川が氾濫すると、流れが弱まることで砂や泥が堆積し、自然堤防が形成され、その背後に水が残ることで湿地が生じます。

《さ行》

再エネ（さいえね）

再エネ（再生可能エネルギー）とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、枯渇せずに繰り返し活用できるエネルギーのことです。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

採草地（さいそうち）

家畜の飼料や堆肥の原料となる草を刈り取るための草地のことです。

在来種（ざいらいしゅ）

ある地域に由来・生育している固有の動植物種をいいます。外来種、外来生物、帰化植物に対して用いられます。一般的に、自然の回復には気候風土に合っている、これらの種類を用いるのがよいとされています。

里海（さとうみ）

里海とは、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。

里地（さとち）

里地とは、都市と原生的自然との間に位置し、集落を取り巻く農地や雑木林、ため池などで構成される地域を指します。里地は人々が自然に働きかけて形成された空間であり、持続的な農業や林業が行われてきた場所です。また、里地は多様な生物が生息する重要な生態系でもあります。

里山（さとやま）

里山とは、山地と集落の間に広がる農地やため池、草原、人が管理する森林などで構成されている伝統的な農地景観です。その豊かな生態系は人が自然に手を加えることにより生まれ、維持されてきました。

サプライチェーン（さぶらいちえん）

サプライチェーンとは、原材料や部品の調達、生産、在庫管理、物流・配送、販売、そして最終消費者に至るまでの「モノ」の流れを含む一連のプロセスです。

三番瀬（さんばんせ）

千葉県浦安市、市川市、船橋市、習志野市に跨る干潟のことです。干潟としては東京湾奥部最大の面積です。

支川（しせん）

本川に合流する河川のことです。本川に直接合流する一次支川（いちじしせん）、一次支川に合流する支川を二次支川（にじしせん）と区別する場合もあります。

自然共生サイト（しぜんきょうせいさいと）

自然共生サイトとは、生物多様性の保全が図られている区域で、環境省が認定する制度です。令和7年4月から、地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域も自然共生サイトとなります。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域が OECM として国際データベースに登録されます。

自然資本（しぜんしほん）

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されています。自然資本とは、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができます。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが、国民の生活を安定させ、企業の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられます。

市の木・クロマツ（しのき・くろまつ）

市川市の市の木は黒松（クロマツ）です。江戸名所図会などに見られる市川の景色には、必ずと言っていいほど、クロマツが描かれています。現在も市川砂州等を中心とした街並みの中に、数千本のクロマツを見ることができます。

クロマツの枝は、門松用に江戸に出荷されたり、行徳での製塩の燃料にも使われていたほか、モモやイチゴ等が栽培されていた頃には、防風林の役割もあったなどといわれています。

下総台地（しもうさだいち）

千葉県北部は、もともと浅い海底に堆積した泥や砂などが陸化した海岸段丘面であり、過去6000年ほどの間に起きた大地震のたび、土地の隆起が起こることによって生じました。

市川市などは、その周りに広がる沖積平野から一段高くなっていることから、下総台地と総称され、いくつかの段丘面に分けられています。下総台地の前面には、国分谷と大柏谷の出口をふさぐ形で微高地が作られており、この土地は市川砂州と呼ばれています。

社寺林（しゃじりん）

神社や寺院が所有する森林のことです。社寺有林、寺社林、境内林ともいわれます。

神社や寺は数百年前から千年以上前に作られているものもあり、その時代から社寺林があったと考えられます。社寺林は人によって管理されてはいても、改変が少ないため、希少な生きものの生息生育場所となっていることがあります。

斜面林（しゃめんりん）

斜面に成立している樹林のことをいいます。関東地方では谷津を縁取る形で残存しており、市川市では、河川沿いや平地と台地の境に生じる急斜面にみられることが多いです。

市街地では、平らな場所は商業用地や住宅地として高密度に土地利用がなされるため、斜面林は比較的开发を免れることが多かったものと考えられます。谷津にみられる斜面林では、狭

い面積に対して、多様な生物が生息生育する豊かな生態系が保持されていることもあり、谷津を縁取るように位置している場合、緑の回廊としての効果もみられます。

終末処理場（しゅうまつしりじょう）

終末処理場とは、下水道から流入した汚水を最終的に処理し、河川や海域に放流するための施設です。下水処理の最終段階であり、汚水を無害化するための処理を行います。

首都圏近郊緑地保全法（しゅとけんきんこうりょくちほぜんほう）

首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的として制定されています。

純淡水魚（じゅんたんすいぎょ）

純淡水魚とは、海水域に侵入することなく、淡水域（河川、湖沼など）で生活する魚類を指します。これらの魚は、淡水環境に特化した生態を持ち、通常は塩分濃度が低い水域に生息しています。

省エネ（しょうえね）

省エネとは、「省エネルギー」の略です。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

食害（しょくがい）

生物が他の生物や物質を食べることによって加える損害のことです。大切に育てた農作物や長い時間をかけて育まれた豊かな森林が、野生鳥獣に食べられてしまうなどの被害が日本各地でおきています。

薪炭林（しんたんりん）

人里近くにあって、薪や木炭の材料となる木材を得るための樹林のことです。

樹木を伐採して薪炭材を得た後には、切株から新しい芽（ひこばえ）が出てくるため、それらを整理し育成することで更新します（これを萌芽更新といいます）。人による定期的な管理により維持されている樹林であるため、管理が停止されると、その土地の極相林に向かって遷移が進行します。

市川市では、クヌギ・コナラなどが木炭の材料として、イヌシデやアカマツなどが薪や焚きつけとして利用されてきました。

侵略的外来種（しんりゃくてきがいらいしゅ）

侵略的外来種とは、外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものをいいます。具体的な例としては、沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなどがあげられます。

砂干潟（すなひがた）

砂質の干潟のことです。砂の干潟は泥干潟と比べると格段に歩きやすく、出現する生物の種類も大きく異なっています。有明海について見ると、湾奥部には泥干潟が発達し、より湾口に近い海域では粒子の粗い砂質干潟が多くなっています。

生態系（せいたいけい）

ある地域に棲む全ての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系のことです。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されます。

生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

生態系ネットワークとは、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核として、これらを有機的に結びつける取組みを指します。これにより、生息生育空間のつながりや適切な配置が確保され、健全な生態系の保全・再生・創出が可能となります。

生物相（せいぶつそう）

特定の環境に生息生育する生物を全てまとめた概念であり、動物相（ファウナ）、植物相（フローラ）、微生物相（マイクロピオタ）の全てを含めたものを指します。

生物多様性基本法（せいぶつたようせいきほんほう）

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されています。この法律は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の下位に位置付けられ、関連する個別法に対しては上位法として機能します。

生物多様性地域戦略（せいぶつたようせいちいきせんりゃく）

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条（生物多様性地域戦略の策定等）には、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」と定められています。本書は、市川市が定める生物多様性地域戦略になります。

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（せいぶつたようせいのかんてんからじゅうようどのたかいしっち）

環境省によって選定された、生物多様性を保全する観点から重要度が高い日本国内の湿地のことで、略称は「重要湿地」です。2001 年に選定された「日本の重要湿地 500」を見直したもので、2016 年 4 月 22 日に公表されました。

絶滅危惧生物（ぜつめつきぐせいぶつ）

絶滅の危機に瀕している生物のことです。絶滅とは、その種の生き物が一匹も残らず死んでしまうことです。他の種との争いや環境の変化など、絶滅には様々な原因がありますが、近年では人間が最も大きな絶滅の原因になっています。乱獲、土地開発による生息域の縮小、地球温暖化による環境の変化など、人間はさまざまな形で生き物に影響を及ぼしています。

雑木林（そうきばやし）

雑多な樹木が生育している森林を指す言葉であり、経済的価値の低い広葉樹を主に指しています。コナラやクヌギ等の広葉樹で構成された、人工林のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意味を含み、里山と等しく用いられる場合もあります。

コナラやクヌギはエネルギー革命以前に燃料材として重宝されていたほか、シイタケの櫛木を得るための原木林となることもありました。これらの樹木は伐採した後も、切株から芽びいて再生（萌芽更新という）するため、一定のサイクルで再利用されていました。

現代では、燃料材としての利用がなされなくなり、遷移が進んで暗い樹林になると、日当たりを好む林床の野草などが消失するなど、自然に対する働きかけの縮小による生物多様性への負の影響が問題となっています。

《た行》

第6の大量絶滅時代（だいろくのたいりょうぜつめつじだい）

第6の大量絶滅時代とは、人間の活動によって引き起こされる生物多様性の急速な減少を指し、過去の大量絶滅と比較してその速度が非常に速いとされています。地質学者は、「大量絶滅」のことを、300万年以内に75%以上の種が絶滅する現象と定義しています。これまでに地球上では5回の大量絶滅が発生しており、現在の状況はそれに匹敵する可能性があると考えられています。

多自然川づくり（だしぜんかわづくり）

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことです。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

地球温暖化とは、地球の気候システムにおける長期的な温度上昇を指します。これは主に、化石燃料の燃焼や森林伐採などによって放出される温室効果ガス（特に二酸化炭素）によって引き起こされます。これにより、大気中の熱が増加し、気候変動が進行します。

地球サミット（ちきゅうさみっと）

地球サミットは、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連主催の国際会議で、正式名称を「環境と開発に関する国際連合会議」といいます。172カ国が参加して行われたこの会議では、環境保全と持続可能な開発に関する重要な議論が行われました。生物多様性条約は、この地球サミットで調印式が行われています。

鳥獣保護区（ちょうじゅうほこく）

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域のことです。鳥獣保護区は野生生物の保護・管理を目的に生息地を含む区域を保護区として設定する制度の一つです。鳥獣保護区の指定者は環境大臣または都道府県知事であり、それぞれ国指定鳥獣保護区（国設鳥獣保護区）、

都道府県指定鳥獣保護区（都道府県設鳥獣保護区）と呼ばれます。鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、野生鳥獣の保全事業が実施できます。

調節池（ちょうせつち）

大雨等で急激に水量が増加した際に、河川が氾濫しないように、一時的に洪水を溜めておく施設のことです。

DO（でいーおー）

DO（Dissolved Oxygen, 溶存酸素）とは、水中に溶解している酸素のことを指します。DOは水質の重要な指標であり、特に河川や湖沼の水質測定において重要な役割を果たします。DOの濃度は、通常、mg/Lで表されます。水中のDO濃度は、水温、気圧、塩分濃度などの環境要因によって変化します。

底生生物（ていせいせいぶつ）

底生生物とは、水域に生息する生物の中でも底質に生息する生物の総称です。底生生物は、水底の岩、砂、泥に棲むもの、及びそこに生活するサンゴや海藻などに棲むものも含み、その表面を徘徊するもの、表面に固着するもの、表面から潜り込んで生活するものも含まれます。

天然記念物（てんねんきねんぶつ）

動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物のことです。日本においては文化財保護法や各自治体の文化財保護条例に基づき指定されています。

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）で定義される用語であり、この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官をいいます。

特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管及び運搬等が原則禁止され、違反すると罰金等の罰則が発生します。

市川市外来生物対策マニュアルに記載のとおり、市内では、アライグマ、カミツキガメ、アレチウリ、オオカワヂシャ等がみられます。

特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）

特別緑地保全地区制度（都市緑地法（昭和48年法律第72号））は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。指定要件の一つに「動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの」とあります。

都市公園（としこうえん）

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に定義される公園又は緑地のことであり、その内容を要約すると以下のとおりです。

- 1 地方公共団体が都市計画施設（都市計画に基づき定められた施設）として設置する公園又は緑地
- 2 地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地
- 3 国が一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 4 国が国家的な記念事業として、又は我が固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置する都市公園施設である公園又は緑地

都市緑地法（としりょくちほう）

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）とは、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されています。

泥干潟（どろひがた）

泥干潟は、淡水と海水が混じり合い、河川から運ばれた土砂が堆積して形成される場所です。これらの干潟は、微生物や多様な生物が生息し、生態系において重要な役割を果たしています。

《な行》

名古屋議定書（なごやぎていしょ）

名古屋議定書とは、正式名称を「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」といい、遺伝資源の利用から得られる利益を提供国と利用国で公正に配分することを目的とした国際的な合意です。2010 年に日本の名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択され、2014 年に発効し、遺伝資源の利用に関する国際的なルールを定めています。

《は行》

ハビタット（はびたっと）

ハビタット（habitat）とは、生物の生息生育場所、生息生育環境のことです。

BOD（ビーオーでいー）

BOD（生物化学的酸素要求量）とは、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）を表しており、河川の汚染度が進むほど、この値は高くなります。

ビオトープ（びおとーぷ）

本来その土地に生息生育すると考えられる様々な野生動植物が、生息生育することが可能な空間のことで、「動植物の生息生育空間（環境）」との意味です。

干潟（ひがた）

干潟とは、干潮時に干上がり、満潮時には海面下に没する潮間帯において砂質または砂泥質の浅場が広がっている場所のことをいいます。河川や沿岸流によって運ばれてきた土砂が、海岸や河口部などに堆積し形成されます。古来より、私達は干潟から豊かな水産資源の恩恵を享受し、身近な里海として触れ合い、様々に利用してきました。一方、高度成長期には、干拓や埋め立てが盛んに行われましたが、近年、干潟の多様な生物相や水質浄化作用が見直され、日本各地において干潟保護を求める機運も高まっています。

壁面緑化（へきめんりょっか）

壁面緑化とは、建物の外壁や垂直面に植物を生育させる手法であり、都市緑化の一形態として注目されています。これにより、建物と植物が一体となり、環境に優しい空間を創出します。

防災公園（ぼうさいこうえん）

防災公園とは、地震災害時に復旧・復興拠点や避難地等となる都市公園等のことです。

放水路（ほうすいろ）

放水路とは、河川からの溢水による洪水を防ぐため、河川の途中に新しい川を分岐して掘り、海や他の河川などに放流する人工水路のことをいいます。

《ま行》

マングローブ林（まんぐろーぶりん）

マングローブとは、熱帯、亜熱帯の河口等、潮の満ち干の影響を受ける場所、潮間帯・汽水域に生育する植物の総称です。マングローブと呼ばれる種類の数は、研究者によって様々な報告がありますが、世界中で70種類以上とも言われます。マングローブ林には、豊かな生態系が形成されるため、「海の命のゆりかご」とも言われています。

無機的环境（むきてきかんきょう）

無機的环境は、温度、湿度、風速、土壌、地形、地質、光、栄養分等の物理的要因から構成されます。これらの要因は、生物に対して大きな影響を与え、場所によってその影響の度合いが異なります。

生物と非生物的环境は相互に影響を及ぼし合い、生態系を維持しています。無機的环境は、生態系の重要な要素であり、光や温度等の変化が生物に影響を与えることがあります。

藻場（もば）

藻場とは、海藻が茂る場所のことです。海藻が作る茂みは、波や潮流による水の流動をやわらげるとともに、幼稚魚に外敵から身を守る隠れ場所を与えます。また、海藻上や根の間等には幼稚魚の餌となる小型生物が豊富に生息しています。アイナメやイカのように藻場を産卵場所とする生物もいます。

このように、藻場は、幼稚魚を保育する「海のゆりかご」としての役割を果たしています。

《や行》

谷津（やつ）

谷津とは、丘陵地や台地が水の流れによって侵食されて形成された浅い谷のことをいいます。

台地に降った雨はすそから湧き出して、谷津の田んぼを潤すのがかつての市川の谷津田の風景でした。稲作の面では、両側の斜面に囲まれた谷津田は、日の当たる時間が短く、水温も低い環境であったことから、生産調整が始まると、真っ先に放置されたのが谷津田でもありました。しかし、澄んだ水に恵まれて、多様な生き物が暮らせる環境でもあります。

大町の自然観察園の場所も、1960 年ごろまでは水田耕作が行われていました。

湧水（ゆうすい）

湧水とは、地下水が地表に自然に湧き出た水のことをいいます。

環境省の「湧水保全ポータルサイト」によれば、市川市で確認されている湧水は 36 件あり、そのうちの代表的な湧水（7 件）として、羅漢の井、弁財天神社、弁天池公園等が紹介されています。

用材林（ようざいりん）

用材林とは、建築・家具等の木材の用に供する立木の集合体で、燃料用途以外のものを言います。

《ら行》

両側回遊魚（りょうそくかいゆうぎょ）

淡水に生まれてすぐに海に下り、産卵とは関係なく再び淡水に戻る魚類のことです。

レッドデータブックとレッドリスト

レッドデータブックとは、絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前を掲載し、その危機の現状を訴え、個体や生息地などの保護・保全活動に結びつけようという目的で出版される報告書です。国際自然保護連盟（IUCN）が 1966 年に、世界の絶滅のおそれのある野生生物をレッドリストとして初めて公表したのが始まりで、この第 1 版の表紙が赤い色をしていたことから、絶滅危惧種の掲載図書やリストは、それ以降、レッドデータブックやレッドリストと呼ばれるようになりました。

我が国では、自然保護団体と研究者の共同作業による出版物で、日本全国の高等植物を対象に危機の現状を訴えている、「我が国における保護上重要な植物種の現状（日本自然保護協会、1989）に端を発します。この出版を契機にレッドデータブック編纂の気運が高まり、環境省（当時は環境庁）は、日本版レッドデータブックの編纂を急速に推進させ、1991 年以降から、植物、両生類・爬虫類、昆虫類、その他無脊椎動物の主要な生物群について整備を行い現在に至っています。

〈環境省レッドリストのカテゴリー〉

カテゴリー	評価基準
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ 存続している種
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

千葉県では、1993年から、各分野の研究者が検討を重ねて、千葉県レッドデータブックやその該当種を一覧にした千葉県レッドリストを作成しており、順次改訂を重ねています。

絶滅が危惧される市川市の動植物については、自然環境実態調査報告書の中で、それぞれの分野の専門家が、試案の形で提案しています。

〈千葉県レッドリストのカテゴリー〉

カテゴリー	評価基準
消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。ただし、すでに保護の対象外となったかに見える生物であっても、将来、他の生息・生育地からの再定着や埋土種子の発芽などにより自然回復する可能性もありうるので、かつての生息・生育地については、現存する動植物と共に、その環境の保全に努める必要がある。
野生絶滅生物 (EW)	かつて千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。このカテゴリーに該当する種類の本来の生息・生育地での存在を脅かす要因は最大限の努力を持って軽減または排除し、本来の自生地、あるいはその代替地において持続的に生活できるように図る必要がある。
最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって軽減又は排除する必要がある。
重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は可能な限り軽減又は排除する必要がある。
要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。
一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息・生育環境が著しく限定されているもの。これらについては、今後、個々の雑種の実態を明らかにしたうえで、保護・管理上の取り扱いを定めるものとする。

第二次生物多様性いちかわ戦略

発行日	令和8年 月
編集発行	市川市 環境部 総合環境課 〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号